「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する ための関係法律の整備等に関する法律案」について(説 明要旨)

本法律案は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律の所要の整備等を行うものであります。

#### (参考) 本法律案の概要

1. 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正

厚生労働大臣は医療及び介護保険計画の整合性の確保のための方針を定め、国は都道府県が当該方 針に基づき作成する計画で定める事業の実施のための基金の経費の一部を負担すること等とする。

2. 医療法の一部改正

病院等の管理者に対し、病床の機能等の都道府県知事への報告や、医療事故の日時、場所等の厚生 労働大臣が指定する医療事故調査・支援センターへの届出を義務付けること等とする。

3. 介護保険法の一部改正

予防給付の一部を地域支援事業に移行するとともに、一定以上の所得を有する第一号被保険者に対する居宅介護サービス費等の支給の額をその費用の額の80/100とすること等とする。

4. 保健師助産師看護師法等の一部改正

医療の担い手の確保や専門性の向上等を通じて地域における医療の確保を推進するため、保健師助 産師看護師法等について所要の改正を行う。

5. 施行期日

公布日 (一部については平成26年10月1日、平成27年4月1日、同年8月1日等)

# 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の概要

# 趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

### 概要

- <u>1.新たな基金の創設と医療・介護の連携強化(地域介護施設整備促進法等関係)</u>
  - ①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業(病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等)のため、 消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
  - ②**医療と介護の連携を強化**するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定
- 2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保(医療法関係)
  - ①医療機関が都道府県知事に<u>病床の医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)等を報告し、</u>都道府県は、それをもとに 地域医療構想(ビジョン) (地域の医療提供体制の将来のあるべき姿)を医療計画において策定
  - ②**医師確保支援**を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け
- 3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化(介護保険法関係)
  - ①在宅医療・介護連携の推進などの<u>地域支援事業の充実</u>とあわせ、<u>全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に</u> **移行し、多様化** ※地域支援事業:介護保険財源で市町村が取り組む事業
  - ②特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
  - ③低所得者の保険料軽減を拡充
  - ④一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ(ただし、月額上限あり)
  - ⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する<u>「補足給付」の要件に資産などを追加</u>

#### 4. その他

- ①診療の補助のうちの**特定行為を明確化**し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ②医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ
- ③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
- ④介護人材確保対策の検討(介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期)

### 施行期日(予定)

公布日。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

# 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度

平成26年度

: 公費で904億円

- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題。
- このため、医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設する。
- 各都道府県に消費税増収分を財源として活用した基金をつくり、各都道府県が作成した計画に基づき事業実施。
- ◇「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を改正し、法律上の根拠を設ける。
- ◇ この制度はまず医療を対象として平成26年度より実施し、介護については平成27年度から実施。病床の機能分化・連携については、平成26年度は回復期病床への転換等現状でも必要なもののみ対象とし、平成27年度からの地域医療構想(ビジョン)の策定後に更なる拡充を検討。

# 【新たな財政支援制度の什組み(案)】 玉 消費税財源活用 都道府県計画 交付 提出 都道府県 基金 ①病床の機能分化・連携 ②在宅医療の推進・介護サービスの充実 ③医療従事者等の確保·養成 交付 市町村 計画提出 市町村 交付 申請 申請 交付 ②在宅医療の推進 ・介護サービスの充実 交付 業者等

### 地域にとって必要な事業に適切かつ公平に配分される仕組み(案)

- ①国は、法律に基づく基本的な方針を策定し、対象事業を明確化。
- ②都道府県は、計画を厚生労働省に提出。
- ③国・都道府県・市町村が基本的な方針・計画策定に当たって公正性及び透明性を確保するため、関係者による協議の仕組みを設ける。
- ※国が策定する基本的な方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に配分することを求める旨を記載するなどの対応を行う予定。(公正性及び透明性の確保)

# 新たな財政支援制度の対象事業(案)

- 1 病床の機能分化・連携のために必要な事業
- (1)地域医療構想(ビジョン)の達成に向けた医療機関の施設・設備の 整備を推進するための事業 等
- 2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業
- (1)在宅医療(歯科・薬局を含む)を推進するための事業
- (2)介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業 等
- 3 医療従事者等の確保・養成のための事業
- (1)医師確保のための事業
- (2)看護職員の確保のための事業
- (3)介護従事者の確保のための事業
- (4)医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業

■国と都道府県の負担割合は、2/3:1/3

2

等

# 病床機能報告制度と地域医療構想(ビジョン)の策定

# 〇 病床機能報告制度(平成26年度~)

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組みを進める。

# 〇 地域医療構想(ビジョン)の策定(平成27年度~)

都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。

国は、都道府県における地域医療構想(ビジョン)策定のためのガイドラインを策定する(平成26年度~)。

(A病棟) 急性期機能 医 療 医療機能 (機能が (B病棟) 機 を自主的に 見えに(い) 回復期機能 選択 (C病棟) 慢性期機能 医療機能の現状と 今後の方向を報告 都道府 医療機能の報告等を活用し、地域医療構想(ビ ジョン)を策定し、更なる機能分化を推進

(地域医療構想(ビジョン)の内容)

- 1. 2025年の医療需要 入院・外来別・疾患別患者数 等
- 2. 2025年に目指すべき医療提供体制
  - 二次医療圏等(在宅医療・地域包括ケアについては市町村)ごとの医療機能別の必要量
- 3. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、 医療従事者の確保・養成等

# 地域医療構想(ビジョン)を実現する仕組み

# (1)「協議の場」の設置

○ 都道府県は、地域医療構想の実現について、医療関係者、医療保険者等の関係者との協議を行う「協議の場」を設置。 医療機関相互の協議により、地域医療構想を推進していくが、協議だけでは進まない場合には、都道府県知事が以下の措置を講 ずることができることとする。

# (2)都道府県知事が講ずることができる措置

- ① 病院の新規開設・増床への対応
- 都道府県知事は、開設許可の際に、不足している医療機能を担うという条件を付けることができることとする。
- ② 既存医療機関による医療機能の転換への対応 [医療機関が過剰な医療機能に転換しようとする場合]
- 都道府県知事は、医療機関に対して医療審議会での説明等を求めることができることとし、転換にやむを得ない事情がないと 認める時は、医療審議会の意見を聴いて、転換の中止を要請(公的医療機関等には命令)することができることとする。

# [「協議の場」の協議が調わず、自主的な取組みだけでは機能分化・連携が進まない場合]

- 都道府県知事は、医療審議会の意見を聴いて、不足している医療機能に係る医療を提供すること等を要請(公的医療機関等には指示)することができることとする。
- ③ 稼働していない病床の削減の要請
- 医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、都道府県知事は公的医療機関等以外の医療機関に対して、医療審議会の意見を聴いて、稼働していない病床の削減を要請することができることとする。
  - ※ 現行の医療法上、公的医療機関等に対しては、都道府県知事が稼働していない病床の削減を命令することができることとなっている。

# 【医療機関が上記の要請又は命令・指示に従わない場合の措置】

- 医療機関が上記の要請に従わない場合は、都道府県知事が勧告を行う。当該勧告にも従わない場合や、公的医療機関が上記の命令・指示に従わない場合には、現行の医療法上の措置(管理者の変更命令や公的医療機関への運営の指示等)に加えて、以下の措置を講ずることができることとする。
  - イ 医療機関名の公表
  - ロ 各種補助金の交付対象や福祉医療機構の融資対象からの除外
  - ハ 地域医療支援病院・特定機能病院の不承認・承認の取消し

# 予防給付の見直しと地域支援事業の充実

- 〇予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末ま で)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 〇既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援(高齢者の状 態像等に応じたケアマネジメント)。高齢者は支え手側に回ることも。
- ○総合事業の事業費の上限は、事業への移行分を賄えるように見直し。
- 〇国は、指針(ガイドライン)を策定し、市町村による事業の円滑な実施を支援。

#### 予防給付 (全国一律の基準)

訪問介護

通所介護

#### 地域支援事業

既存の訪問介護事業所による身体介護・生 活援助の訪問介護

NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の 生活支援サービス

住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支 援サービス

既存の通所介護事業所による機能訓練等 の通所介護

NPO、民間事業者等によるミニディサービス

コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場

リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等関与 する教室

- ・専門的なサービスを必要とする人に は専門的サービスの提供 (専門サービスにふさわしい単価)
- 多様な担い手による多様なサービス (多様な単価、住民主体による低廉な 単価の設定、単価が低い場合には 利用料も低減)
- 支援する側とされる側という画ー的 な関係性ではなく、サービスを利用 しながら地域とのつながりを維持で きる
- 能力に応じた柔軟な支援により、 介護サービスからの自立意欲が向上

### サービスの充実

多様なニーズに対 するサービスの拡 がりにより、在宅生 活の安心確保



同時に実現

#### 費用の効率化

- ・住民主体のサービ ス利用の拡充
- ·認定に至らない 高齢者の増加
- 重度化予防の推進

# <地域支援事業の充実>



### ①生活支援・介護予防の充実

- ・住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進
- ・元気な時からの切れ目ない介護予防の継続
- ・リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取組
- ・見守り等生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進

②在宅医療・ 介護連携の推進 ③認知症施策 の推進

④地域ケア会議 の推進

# 特別養護老人ホームの重点化

# 〔見直し案〕

- <u>原則、特養への新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定</u>し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化【既入所者は除く】
- 〇 他方で、軽度(要介護1・2)の要介護者について、<u>やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与の下、特例的に、入所を認める</u>

【 参考:要介護1・2であっても特養への入所が必要と考えられる場合(詳細については今後検討)】

- ▶ 知的障害・精神障害等も伴って、地域での安定した生活を続けることが困難
- > 家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠
- > 認知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要

### 要介護度別の特養入所者の割合

≪ 施設数: 7,831施設 サービス受給者数:51.1万人(平成25年8月)≫



# 特養の入所申込者の状況

(単位:万人)

	要介護1~2	要介護3	要介護4~5	計
全体	13.2 (31.2%)	11.0 (26.2%)	17. 9 (42.4%)	<b>42. 1</b> (100%)
うち在宅の方	7.7 (18.2%)	5.4 (12.9%)	6. 7 (16.0%)	19. 9 (47.2%)

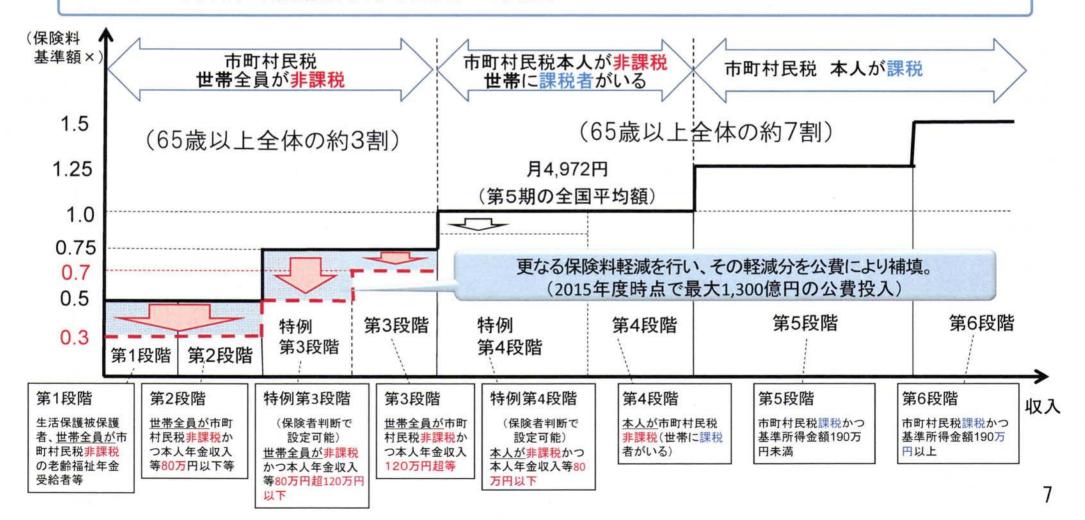
# 低所得者の一号保険料の軽減強化

# 〔見直し案〕

- 給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、 低所得の高齢者の保険料の軽減を強化。
- 平成27年度(第6期介護保険事業計画)から実施。

	現行	27年度~
第1・第2段階	0.5 →	0.3
特例第3段階	0.75	0.5
第3段階	0.75	0.7

TD /-



# 一定以上所得者の利用者負担の見直し

# 負担割合の引き上げ

- 保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、これまで一律1割に据え置いている利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得の方の自己負担割合を2割とする。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- 〇 自己負担2割とする水準は、モデル年金や平均的消費支出の水準を上回り、かつ負担可能な水準として、 被保険者の上位20%に該当する合計所得金額160万円以上の者(単身で年金収入のみの場合、280万円以上)
- 〇 利用者の所得分布は、被保険者全体の所得分布と比較して低いため、被保険者の上位20%に相当する基準を設定したとしても、実際に影響を受けるのは、在宅サービスの利用者のうち15%程度、特養入所者の5%程度と推計。

# 自己負担2割とする水準(単身で年金収入のみの場合)

※年金収入の場合:合計所得金額=年金収入額-公的年金等控除(基本的に120万円)



# 負担上限の引き上げ

自己負担限度額(高額介護サービス費)のうち、医療保険の現役並み所得に相当する者のみ引上げ

〈現	行〉	_	〈見直	し案〉
	自己負担限度額(月額)	7	現役並み	44 400 III
一般	37,200円(世帯) <		所得相当	44,400円
市町村民税世帯非課税等	24,600円(世帯)	*	一般	37,200円
年金収入80万円以下等	15,000円(個人)	1		

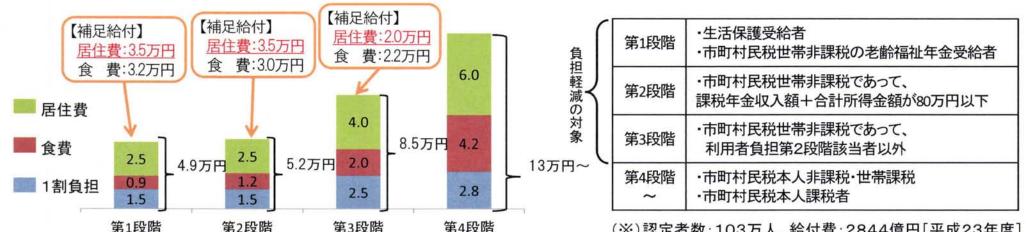
#### 参考: 医療保険の70歳以上の高額療養費の限度額

	自己負担限度額 (現行/世帯単位)	
現役並み所得者	80,100十医療費1% (多数該当: <u>44,400円</u> )	
一般	44,400円	
市町村民税非課税等	24,600円	
年金収入80万円以下等	15.000円	

# 補足給付の見直し(資産等の勘案)

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、そ の申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であ ることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

# <現在の補足給付と施設利用者負担> ※ ユニット型個室の例



(※)認定者数:103万人、給付費:2844億円[平成23年度]

# <見直し案>

預貯金等

一定額超の預貯金等(単身では1000万円超、夫婦世帯で<u>は2000万円超程度を想定)</u>がある 場合には、対象外。
→本人の申告で判定。金融機関への照会、不正受給に対するペナ ルティ(加算金)を設ける

配偶者の所得

施設入所に際して世帯分離が行われることが多いが、配偶者の所得は、世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は、補足給付の対象外

非課税年金収入

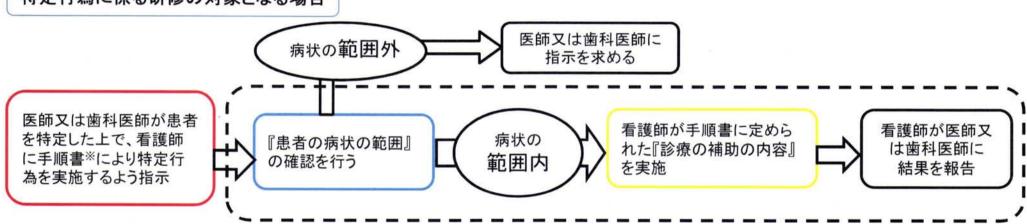
補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金(遺族年金・障害年金)も勘案する

# 特定行為に係る看護師の研修制度について

### 制度創設の必要性

- 〇2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、その都度、医師又は歯科医師の判断を仰がず、手順書により、一定の診療の補助(特定行為:例えば、脱水時の点滴(脱水の程度の判断と輸液による補正)など)を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- 〇このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、 今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的である。

# 特定行為に係る研修の対象となる場合



- ※**手順書**: 医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書であって、看護師に診療の補助を行わせる『患者の病状の範囲』及び『診療の補助の内容』その他の事項が定められているもの。
- ▶ 現行と同様、医師又は歯科医師の指示の下に、手順書によらないで看護師が特定行為を行うことに制限は生じない。
- ▶ 本制度を導入した場合でも、患者の病状や看護師の能力を勘案し、医師又は歯科医師が直接対応するか、どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるかの判断は医師又は歯科医師が行うことに変わりはない。

### 指定研修修了者の把握方法

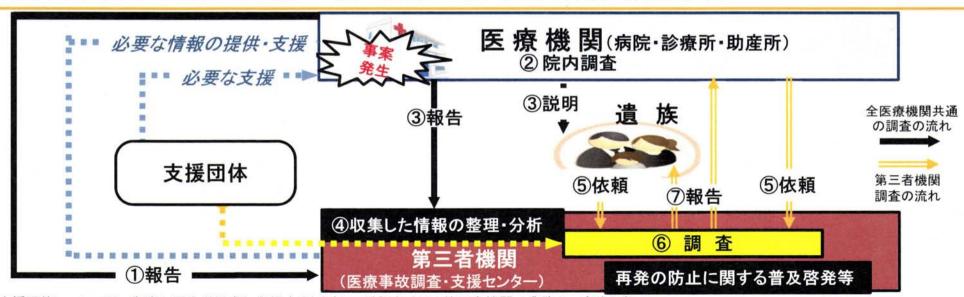
研修修了者の把握については、厚生労働省が指定研修機関から研修修了者名簿の提出を受ける(省令で規定することを想定)。

# 医療事故に係る調査の仕組み

- 医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関(医療事故調査・支援センター)が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等を、**医療法に位置づけ**、医療の安全を確保する。
- 対象となる医療事故は、医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該医療機関の管理者がその死亡又は死産を予期しなかったものとする。

# 調査の流れ:

- 対象となる医療事故が発生した場合、医療機関は、第三者機関への報告(①)、必要な調査の実施(②)、調査結果について遺族への説明及び第三者機関(※)への報告(③)を行う。
- 第三者機関は、医療機関が行った調査結果の報告に係る整理・分析(④)を行い、医療事故の再発の防止に関する 普及啓発を行う。
- 医療機関又は遺族から調査の依頼(⑤)があったものについて、第三者機関が調査(⑥)を行い、その結果を 医療機関及び遺族への報告(⑦)を行う。
- ※(1)医療機関への支援、(2)院内調査結果の整理・分析、(3)遺族又は医療機関からの求めに応じて行う調査の実施、(4)再発の防止に関する 普及啓発、(5)医療事故に係る調査に携わる者への研修等を適切かつ確実に行う新たな民間組織を指定する。



(注1)支援団体については、実務上厚生労働省に登録するとともに、委託を受けて第三者機関の業務の一部を行う。

(注2)第三者機関への調査の依頼は、院内調査の結果が得られる前に行われる場合もある。

# 第一 改正の趣旨

持 続 可 能 な社会保障 制度の確立 を図るため 0) 改革 の推進に関する法律に基づく措置として、 効率的 か

0 質 の高 1 医 療提 供体制を構築するとともに、 地域包括 ケアシステムを構築することを通じ、 地 域 に お

ける医療及び介護の総合的な確保を推進するため、 医療法、 介護保険法等の関係法律について所要の措

置を講ずること。

第二 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一 部改正

# 一題名に関する事項

題名を 地地 域 における医療及び介護の総合的 な確保の促進に関する法律」 に改めること。 (題名関係

# 一目的に関する事項

この法 律 の目的 に、 地域における創意工夫を生かしつつ、 地域において効率的かつ質の高 い医療提供

体 制を構築するとともに、 地域包括ケアシステムを構築することを通じ、 地域における医療及び介護の

総合的な確保を促進する措置を講ずる旨を明記すること。 (第一 条関係

1 5 び介護 険法第百十六条第一項の基本指針の基本となるべき事項、 充てて実施する都道府県事業に関する基本的な事項等を定めるものとすること。 ない 厚生労働大臣 を総 ものとすること。 合的 は に 確 関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、 保するた 総合 確 8 保方針  $\mathcal{O}$ |基本: に 的 おい な方 · ~ 針 は、 ( 以 下 医 療法第三十条の三第一 「総合ご 公正性及び透明性の確保その 確 保方針」 という。 項の基 地域における医療及 (第三条第一 を定め 本 方 他四 針 な 及 1の基: び介 け 項から れ 金 護 ば を 保 な

2 居宅等 的 従 事者 な 都道 確  $\mathcal{O}$ に 保 府県及び 確保に関する事業等) お  $\mathcal{O}$ け ため Ś 市 医  $\mathcal{O}$ 療 事 町 村  $\mathcal{O}$ 業 提供 は、 地 に関する事 域 総合確保方針 医 の実施に関する計画 療 構 想 業、 0 達 に即して、 成に 公的 向 介護 け かつ、 た 施 (以下、 設等 医 療機 地域  $\mathcal{O}$ 整 関 都道府県が作成するものを 備に の実情に応じて、  $\mathcal{O}$ 施設及び設備 関する事 業、  $\mathcal{O}$ 医 医療及び介護の総合 整 療 備 従 に 関す 事 「都道」 者及び る事 府 県計 介 業、 護

第三項

まで関係

また、

都道

足府県計1

画を作成するに当たっては、

医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画との整合

画

と、

市

町村が作成するものを

市

町村計

画」という。

を作成することができるものとすること。

性を図るものとし、 市町村計画を作成するに当たっては、 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

を図るものとすること。(第四条及び第五条関係)

# 四 基金に関する事項

都 道 府 県が、 都 道 府 県 事 業 (都 道 府県 計 画 に 掲載された事業をいう。) に関い する経費を支弁するため

基金を設ける場合に は、 国は、 政令で定めるところにより、 その財源に充てるために必要な資金の三分

の二を負担するものとすること。 また、 当該基金の財源に充てるため、 国が負担する費用については、

社会保障の安定財源の確保等を図 図る税制 0 抜本的な改革を行うための消費税法 の一部を改正する等の法

律  $\mathcal{O}$ 施 行 により 増 加 する消費税  $\mathcal{O}$ 収入をもって充てるものとすること。 (第六条及び第七 条関係

五 その他所要の改正を行うこと。

# 第三 医療法の一部改正

一 地域における病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

# 1 病床機能報告制度

般 病床又は療養病床を有する病院又は診療所の管理者は、 病床の機能区分に従い、 基準日におけ

報を都 床の機能 る病床の機能 道 の予定 府 県 知事 (以下「基準日病床機能」という。)及び基準日から一定期間が経過した日における病 ( 以 下 に報 告 「基準 L な け 日 ればなり 後病床機能」という。) 5 ない ものとすること。 並びに 入院患者に提供する医療 (第三十条の十二第 項  $\mathcal{O}$ 関 內內容等 係。 平 成二 の情

2 地 域 医 |療構| 想  $\mathcal{O}$ 策定

十七

年

匹

月一

日

以

降は第三十条の十三第

項)

床数の る事項、 都道 必要量等に基づく、 府県は、 地域 医 療 医療計画において、 構想の達成に 当該構想区域における将来の医療提供体制に関する構想をいう。) 向 けた病床 地域医療構想  $\mathcal{O}$ 機能 の分化及び連 (構想区域における病床の機能区分ごとの将来の病 携の 推進に関する事項等を定めるもの に関 す

とすること。 地 域 療構想を実現するために必要 (第三十 条 0) 兀 第二 項 関 係 置

3

医

な

措

者 等 ものとすること。 都道  $\mathcal{O}$ 足府県は、 関係者との協議 構想区域等ごとに、 (第三十条の十四第 の場を設け、 地域医療構想の達成の推進に必要な事項について、 診療に関する学識経験者の団体その他 一項関係 の医療関係者、 協議を行う 医療保険

(\_\_\_) きる 病 に 都道· 床 お ŧ に け る既 府県知事 のとすること。 お 1 存 て 提  $\mathcal{O}$ 病 は、 供 床 することその 数が 病院 ( 第 の開 七 将来 条第 .設等の申請に対する許可には、 他  $\mathcal{O}$ 病 五. 地 項 域 床 数 関 医  $\widehat{\mathcal{O}}$ 係 療 心要量 構 想  $\mathcal{O}$ 元に達 達 成 を推 して 進 1 す 病床 な V) るため の機能区分のうち、 Ł  $\mathcal{O}$ に係 必 要な条件 る医 |療を当該 を付することが 当該 許 構想区域 可 に 係る で

(三) 審 床 してい 機 1 関 機 都道 議 当 て、 等 能 会 該 とが 当該 府 説 るときは、 の場合にあっ  $\mathcal{O}$ 意見 県知事 明 等 構 異なる理 を 想区域における当該基準  $\mathcal{O}$ は、 聴 内 '容を' 当 <u>۱</u> ر て 該 て、 由 1 . 等 踏 の報告について、 は、 報告に係る病院 はええ、 基 に 命令)することができるものとすること。 潍 つい 日 当 該 て、 病 床 都 機 理 等 能 道 日 由 後病床質 基準 を  $\mathcal{O}$ が 府 基 Þ 県 開 準 日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合等 医 む 設者又は管理者 を得 療 機能に係る病床数が将来 日 後 審 病 議 な 床機能 会で 1 Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に対 と認 説 に変更しないこと等を要 明 分等を求り 8 Ļ 5 基 れ (第三十条の十 準 の病 な めることができるも 日 病床 床数 ときは、 の必 機 能 にと基準 請 五 都 要量に 関係) 道 (公的 府 既 県 0 日 とし 後病 に に 医 医 達 お 療 療

(四) が 調 都 わ 道 ない 府 県 場合等に 知事 は、 お 地 域 いては、 医 療 游構想 病院等  $\mathcal{O}$ 達成 の開設者又は管理者に対し、  $\mathcal{O}$ 推進に必要な事項について、一 都道· 府県医療 の協議 審 の 場 議会の E お 意見、 ける を聴 協 議

指 に係 1 て、 示 る することができるものとすること。 当該構想区域における既存の病床数が将来の病床数の必要量に達していない病床の機能区分 医 |療を提供すること等の 必要な措置をとることを要請 (第三十条の 十六 関 (公的 係 医 療機 関 等の 場合に あ って

(五) 準病 削 受けた病床に係る業務を行っていないときは、 減 都道  $\mathcal{O}$ 床数を超えている場合において、 措置をとるべきことを要請することができるものとすること。 府 県 <sup></sup>知事 は、 構 想区 域 に おける 公的医療機関等以外の 療養 病床! 当 該 及び 医 療機関 般病 床 の開 医 0) 数が 療機関が正当な理由 設者又は管理者 療養 (第三十条の 病床及び一 に 対 十二 がなく、 般病床に係 関 係 病 許 床 数 可を る基  $\widehat{\mathcal{O}}$ 

(六) 療審 のとすること。 ることができるとともに、 病院等 当 議 該 会の |勧告若しくは三の命令又は四  $\mathcal{O}$ 意見` 開設者又 を聴 (第二十九条第三項及び第四項、 、は管理者が三、 11 て、 当該 地域医療支援病院又は特定機能病院 病院等 (四及び五の要請  $\mathcal{O}$ の指示に従わ 開 設者 又は 第三十条の十七並びに第三十条の十八等関 管理者 ない場合 12 従わない場合 12 には、 対  $\mathcal{O}$ Ļ 承認を取り消すこと等ができるも 都道· は 勧告を行うことが 府 都道 県知事 )府県, 知 はその旨を公表 事 できるも は 都 道 係 府 のと 県医 す

(七)

医療計画を定め、

又は変更しようとするときに、

あらかじめ意見を聴く対象として、

保険者等が

都道 府県ごとに組織する保険者協議会を追加すること。 (第三十条の四第十四項関係)

4 居宅等における医療の 充実及び医療と介護の 連 携  $\mathcal{O}$ 推 進  $\mathcal{O}$ ため 0) 医 療 計 画  $\mathcal{O}$ 見直

厚生労働 大 臣 は、 医 療 提 供 体制  $\mathcal{O}$ 確 保 を図 るた 8 0) 基本: 的 な方針 を定め るときは 総合 確 保 方針

に即 して定めるもの とし、 都道 府県 が 医療 計 画 を作 成するに当たっては、 都道府是 県計 画 及び 都 道 府

県介護保険事業支援計 画との整合性の確保を図らなければならないものとすること。 (第三十 条の

三第一項及び第三十条の四第十項関係)

(\_\_) 医療 計画で定める事項として、 居宅等に おける医療の確保の目標に関する事項及び居宅等に おけ

る医 療  $\mathcal{O}$ 確保 に係る医療連 携体制 に関する事 ·項を追加すること。 (第三十条の 四 第二項 〈関係〉

(三) 都道 府 県が 医 療 計 画 [を変更する頻度について、 六年 (居宅等に におけ る医・ 療  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ 達成状況等に

ついては、三年)ごととすること。(第三十条の六関係)

5 病院 及び病床を有する診療所の開設者並びに管理者並びに国民 乙の役割

地 域 における病床の機能 の分化及び連携の推進に係る病院、 病床を有する診療所及び国民の役割を

位置づけるものとすること。 (第六条の二第三項及び第三十条の七第二項関係)

# 二 医療従事者の確保等に関する事項

1 お  $\mathcal{O}$ 関係 ける医 都道 水者に対. 府県知事 師  $\mathcal{O}$ 確 Ų 保に関 は、 医師 特定機能 し必要な協力を要請することができるものとすること。  $\mathcal{O}$ 派遣、 病院、 研修 体 地域医療支援病院及び公的医療機関等の開設者又は管理者その他 制 の整備その他 (T) 医師が不足してい る地 域の病院 (第三十条の十八関係 又は 診療 所に

。平成二十七年四月一日以降は第三十条の二十四)

2 関係。 図るための必要な支援に関する事務を実施するよう努めるものとすること。 都道府県は、 平成二十七年四月一日以降は第三十条の二十五第一項) 医師の確保に関する調査及び分析、 相談、 情報の提供等の援助その他の医師の確保を (第三十条の十九第一項

三 医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項

1 ないものとし、 病院 又は診療 厚生労働大臣は、 所の管理者は、 医療従事者の そのための指針となるべき事項を定めるものとすること。 勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければなら

(第三十条の十三及び第三十条の十四関係。平成二十七年四月一日以降は第三十条の十九及び第三十

条の二十)

2 都道 府県は、 医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、 情報の提供及び助言等の援助その他の医

療従事 者  $\mathcal{O}$ 勤務環境  $\mathcal{O}$ 改善の ために必要な支援に関する事務を実施するよう努める ŧ Oとすること。

第三十条  $\mathcal{O}$ 十 五 第 項関! 係。 平成二十七年四 月一 日 以 降は第三十条の二十 第 項

四 医療法人の合併に関する事項

社 団たる医療法 人と財団たる医療法人との合併を可能とすること。 (第五十七条関係)

五 臨床研究中核病院に関する事項

臨 床 研 究  $\mathcal{O}$ 実施 の中核的 な役割を担うことに関する一定の要件に該当する病院は、 厚生労働大臣 . の 承

認を得て、 臨 床研究 中 ·核 病院 と称することができるものとすること。 (第四 条の三第 項 関 係

六 医 療 0 安全  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ ため 0 措 置 に 関 ず る事 項

1 病院、 診 療所 又は 助産所 ( 以 下 「病院等」という。) の管理者は、 医 療 事 故 **当** 該病院等に勤 務 す

る 医療従事 者が提供した医療に起因し、 又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、 当該管 理者

が その死亡又は 死 産を予期しなかったものをいう。) が 発生した場合には、 医療事故調 査 支援セン

ター に 報告した上で、 必要な調査等を行 い、 その結果を医療事故調査 支援センタ に報告するとと

もに、 遺族に対して説明しなければならないものとすること。 (第六条の十及び第六条の十一 関係)

2 医 療 事 ,故調査 ・支援センター は、 医療 事故が発生した病院等 の管理者又は当該医療 事 故に係る遺族

か ら依 頼 が あ ったときは、 必要な調 査等を行 \<u>'</u> その結果を当該管理者及び当該遺族に対し て報告し

なければならないものとすること。(第六条の十七関係)

七 その他所要の改正を行うこと。

第四 介護保険法の一部改正

居宅サービス等の見直しに関する事項

1 通 所介護のうち、 利用定員が 厚生労働省令で定める数未満 0 ものについて、 地域密着型通所介護と

して地域密着型サービスに位置づけること。(第八条関係)

2 指定 居宅介護支援事 業者の指定等を市 町 村が実施するものとすること。 (第七十九条等関係)

二 施設サービス等の見直しに関する事項

1 介護老人福祉施設等に係る給付対象を、 厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態であ

る者その他居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者とすること。 (第八条関係)

2 サー ビス付き高齢者向け住宅を住所地特例 この対象とするものとすること。 また、 住 所地特例の対象

者につい て、 居住 地  $\mathcal{O}$ 市 町 村 が 指定した地 域 密着型サー ・ビス等  $\mathcal{O}$ 利用を可能とするとともに、 居 住 地

 $\mathcal{O}$ 市 町 村  $\mathcal{O}$ 地 域支援 事 業  $\mathcal{O}$ 対 象とするも のとすること。 (第十三条等関 係

三 費用負担  $\mathcal{O}$ 見直 L に 関 でする事 項

1 介 護 給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る利用者負担の割合

を、 その費用の百分の二十とすること。 (第四十九条の二等関係)

特定入所者介護サー ビス費等の支給要件について、 所得のほ か、 資 産 の状況もしん酌するものとす

2

ること。 また、 偽 りその他  $\mathcal{O}$ 不 正行為によって特定入所者介護 サー ビス費等を受けた場合、 市 町 村 は

その給付  $\mathcal{O}$ 価 額 に加え、 その 価 額 の二倍に相当する額 以下の 金額を徴収することができるも のとす

ること。 (第 五十一条の三等 関 係

3 市 町 村 は公費で低所得者の第一号保険料の軽減を行い、 国がその費用の二分の一、 都道府県が四分

 $\mathcal{O}$ を負担するものとすること。 (第百二十四条の二関係)

地域支援事業の見直 しに関する事 項

匹

- 1 介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業
- 以下 「総合事業」という。)に移行 Ĺ 平成二十九年度までに全ての市 町村で実施するものとする
- こと。(第百十五条の四十五等関係)
- 2 総合事 業につい て、 次に掲げ る事項を規定すること。 (第百十五条の四十五 の二等関係)
- 厚生労働大臣は、 総合事業の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表すること。
- (\_\_\_) 市町村は、 定期的に、 総合事業の実施状況について評価等を行うよう努め、 その結果に基づき必

要な措置を講ずるよう努めること。

- (三) 総合事業について、 国がその費用 の百分の二十五を、 都道· 府県及び市 町 村がそれぞれ百分の十二
- 五. を負担するとともに、 医療保険者が負担する地 域支援事業支援交付金を充てること。
- 地 域支援事業の 包括的支援事業に次に掲げる事業を追加し、 平成三十年度までに全ての市 町 村 で実

3

施するものとすること。(第百十五条の四十五等関係)

医療に関する専門的知識を有する者が、 介護事業者、 居宅における医療を提供する医療機関その

他の関係者の連携を推進する事業

- (\_\_\_) 日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業
- (三) 保健 医 療及 び 福 祉に関する専門的 知識を有する者による認 知 症  $\mathcal{O}$ 草期 に お ける症 状  $\mathcal{O}$ 悪化の防止

のための支援その他の総合的な支援を行う事業

- 4 地 域支援 事 業  $\mathcal{O}$ 事 業費 の上限 について、 七十五歳以上の被保険者の数も勘案して設定するものとす

5

地

域包括支援センター

の設置者は、

実施する事業の質の評価を行うこと等により事業の質の向上に

ること。

(第百·

+

立

条の

四十五

一関係)

努めるものとすること。 また、 市町村 は、 定期的 に、 実施する事業の実施状況の点検等を行うよう努

めるものとすること。(第百十五条の四十六関係)

6 市 町 村 は、 適切な支援 の検 討等を行うために、 介護支援専門員、 保健医 「療及び 福 祉 に関する専 門的

知 識を有する者その 他の 関 係者等により構 成される会議を置くように努めるものとすること。 (第百

十五条の四十八関係)

五 介護保険事業計画の見直しに関する事項

1 厚生労働大臣は、 総合確保方針に則して、 介護保険事業に係る保険給付 の円滑な実施を確保するた

8 の基本的な指針を定めるものとすること。 (第百十六条関係

2 市 町 村介護保険事業計画について、 介護給付等対象サービスの量、 費用 の額、 保険料の水準等に関

する中 長期 的 な推 計 を記載するよう努めるものとす るほ か、 市 町 村 計 画 [と整: 合性  $\mathcal{O}$ 確 保 が 図 5 れ たも

 $\mathcal{O}$ でなけ ればなら ない ŧ のとすること。 (第百十七条関 係

都道府県介護保険事業支援計画について、 都道府県計画及び医療計画と整合性の確保が図られたも

 $\mathcal{O}$ でなければならないものとすること。 (第百十八条関係)

3

六 その他 所要の改正を行うこと。

第五 保健師 助 産 師 看 護 師 法、 歯科 衛生士法、 診療放射線技師法、 歯科技工士法及び臨床検査技師等に関 す

る法律等  $\mathcal{O}$ 部 改 正

保健師 助 産 師 看 護 師 法 *(*) 部 改正

特定行為 (診療 の補助であって、 看護師が手順書により行う場合には、 高度かつ専門的な知識及び技

能等が特に必要な行為として厚生労働省令で定めるものをいう。 )を手順書により行う看 護 師 は、 厚生

労働大臣が指定する研修機関において、 定の基準に適合する研修を受けなければならない ものとする

こと。(第三十七条の二第一項関係)

歯科衛生士法、 診療放射線技師法及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正

歯 科衛 生士 の行う予防処置につい · て歯 科医 師 の直接 の指導 導では、 なく指導 の下に行うものとするととも

に、 診療放射線技師 の業務に放射 線 0 照射等に関連する行為を、 臨床検査技師  $\mathcal{O}$ 業務 に 検体の採取を行

うことをそれぞれ追加すること等の見直しを行うこと。

三 歯科技工士法等の一部改正

歯科技工士国家試験の実施主体を都道府県知事から厚生労働大臣に変更するものとすること。

四 その他所要の改正を行うこと。

第六 外国医 師 等が行う 臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律 0 部改正

医 療に 関する知識 及び 技能の教授又は医学若しくは歯 科医学 の研究を目的として本邦に入国する外国

医師 又は外国歯科医 師 は厚生労働大臣の許可を受けて、一 定の条件の下に本邦において医業等を行うこ

とができるものとするほか、 臨床修練の許可の基準を緩和する等の所要の措置を講ずること。 (第三条

及び第二十一条の三等関係)

第七 看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正

看 護師 等は、 病 院等を 離職 L た場合等に、 住 所、 氏 名等を都道 府県ナー スセンター に 届 け出るよう努

 $\Diamond$ なけ ħ ば ならな 1 ŧ 0 とする等看護師 等  $\mathcal{O}$ 就 業  $\mathcal{O}$ 促 進に 関する所要  $\widehat{\mathcal{O}}$ 措 置を講ずること。 (第十 六条

の三等関係)

持分あ

り医療法人は、

第八 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正

持分なし医療法人への移行に関する計画を作成し、これが適当である旨の厚生

労働大臣 . (7) 認定を受けることができるものとする等所要の措置を講ずること。 (附則第十条の三から第

十条の七まで等関係)

第九 社会福 祉 士 及び 介 護 福 祉士法等 う つ 一 部を改正する法 律 。 の 一 部 改 正

介護福 祉 士  $\mathcal{O}$ 資 格 取 得方法 の見直り しに係 る改正に 規定  $\mathcal{O}$ 施行期日 日 を、 平成二十七年四月一日から平成二

十八年四月一日に変更すること。(附則第一条関係)

第十 その他関係法律の一部改正

生活保護法、 国民 健康保険法、 老人福祉法等の関係法律について、 所要の改正を行うこと。

# 一施行期日

この法 律 は 公布 0 日又は平 成二十六年 应 月 日 0 V ・ずれ、 か 遅 7 日 カ , ら施. 行するものとすること。 た

だし、 次に 掲げ る事 項 は、 それぞれ次に定 8 る日 カゝ ら施 行するものとすること。 附 則 第 条関! 係

第三 (医療法の改正) 平成二十六年十月一日 (ただし、 地 域 医 |療構想に関する事項  $\widehat{\phantom{a}}$ の2及び

3 及び臨床研究中核病院に関する事項 五 は平成二十七年四月一 日 医療事故の調査に係る仕 組

み(六)は平成二十七年十月一日)

(二) 第四 (介護保険 法の 改正) 平成二十七年四月一日 (ただし、 利用者負担 割合の見 直 及び特定入

所者介質 護サ ピ ス費等 の支給 要件  $\mathcal{O}$ 見直  $\widehat{\Xi}$ 1及び2) は平 成二十七 年八 月一 月 通 所介 護  $\mathcal{O}$ 見

直し  $\begin{pmatrix} - \\ 0 \\ 1 \end{pmatrix}$ は平成二十八年 应 月一 日 までの間で政令で定める日、 指定居宅介護支援 事業者  $\mathcal{O}$ 見直

し(一の2)は平成三十年四月一日)

(三) 第五 (保健師 助 産師 看護師 法、 歯科衛生士 法、 診療放射線技師法、 歯科技工士法及び臨床検査 技師

等に関する法律等の改正) 平成二十七年四月一日 (ただし、 診療放射線技師法の改正 の 一 部は公布

日、看護師の特定行為の研修制度は平成二十七年十月一日)

(四) 第六 外 国 医 師 臨 床 修 練 制 度の改正) 及び 第八 (持分なし医 療法人へ の移行に係る改正) 平成二

十六年十月一日

(五) 第七 **全** 護師 免許 保持者等 0 届 出制 度) 平成二十七年十月 日

(六) 第九 (介護福 祉士の資格取得方法の見直 l  $\mathcal{O}$ 期 日 の変更) 公布 の日

一 検討規定等

(-)政府は、 第三の六の 調査 ( 以 下 「医療 事故 (調査) という。) の実施状況等を勘案 Ļ 医師法第二十

条の 規定に基づく届出及び第三の六の 医 療 事 故調: 査 支援センター 0) 医 療 事 故  $\mathcal{O}$ 報 告、 医 療 事 故

調 査 及 び 医 療事 故 調 査 支援セ ンター 0) 在 'n 方を見直すこと等につい · て検: 討 を加 え、 その 結果に対 基づ

き、 この 法 律 0 公布 後二 年 以内に法 制 上  $\overline{\mathcal{O}}$ 措置その 他 の必要な措置を講ずるものとすること。 (附則

第二条第二項関係)

(\_\_) 政府 は、 医師 又は 歯 科医師 の指示の下に、 手順書によらないで行われる特定行為が看 護師によ り適

切に行り われるよう、 医師、 歯科医師、 看護師 いその他 の関係者に対して特定行為の研修 制 度の 趣旨が 当

該行為を妨げるものではないことの内容の周知その他の必要な措置を講ずるものとすること。 ( 附 則

第二十九条関係)

(三) 政府 は、 我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、 介護関係業務に係る労働力への需要が増大

していることに鑑み、 この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働 方の 確保の ため

の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるも

のとすること。(附則第二条第三項関係)

(四) その他、この法律の施行に関し、 必要な経過措置等を定めるとともに、 関係法律について所要の改

正を行うこと。

地 域に おける医療及び介護の総合的 な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

地地 域における公的介護施設等の 計画的 な整備等の促進に関する法律の一 部改正

第 一条 地 域 に おける公的介護 施設等の計 画的な整備等の 促進に関する法律 (平成元年法律第六十四号) (T)

一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地 域 E お ける 医 療及び介護  $\mathcal{O}$ 総合的 は確保 の促進に関する法律

目

次中

「公的介護施

設等

の整備

(第三条—

-第九条)

を

地

域における医療及び介護の総合的な確保(

―第十一条)」に、 「第十条―第二十条」を「第十二条―第二十二条」に、 「第二十一条」 を 「 第

二十三条」に、「第二十二条」を「第二十四条」に改める。

第一 条中 っか んがみ」を 「鑑み」 に、 「介護給付等対象サー ビス等を提供する施設及び設 備 の計 画 一的な

整 備 等」 を 「効率的 カン つ質  $\mathcal{O}$ 高 7 医 療提 供 体 :制を構築するとともに地域包括ケアシステ ハムを構 築すること

を通じ、 地 域 12 おけ る 医療 及び介 護 の総合的 な確保」に、 「老人」 を 「高 一 齢者」 に改  $\dot{b}$ る。

第二条中第三項を第四項とし、 第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、 同条に第一項として次の一

項を加える。

防 4 は 悪化 慣れた地域でその この法律において (要介護状態若  $\mathcal{O}$ 防 止 をい う。 しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態 有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、 「地域包括ケアシステム」とは、 住 まい 及び自立し た日常生活 地域の実情に応じて、 の支援が包括的に確保され 高齢者が、 る体が 医療、 制 可能な限り、 介護、 を  $\mathcal{O}$ いう。 軽 減若 介護予 しく 住

第二章の章名を次のように改める。

第二章 地域における医療及び介護の総合的な確保

針 針 することを通じ、 第三条の見出しを を を 総総 地 合確! 域におい 保力 地 針 域 7 **'**効率: にお (総合確保方針) 」 に改 け 的 め、 る医 か つ 質の高 同 療及び介護を総合的 条第 1 一項中 に改め、 医 療提供体 整 備 同条第一項中 基本方法 に 制を構築するとともに地域包括ケアシ 確保するための基 針 を 「公的介護施設等の整備に関する基本方 総総 合 本的, 確 保 方針」 な方針」 に改め、 に、 ステ 整 同 項各号を 備 ムを構築 基 本方

地 域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項 次の

ように

改

8

る。

地 域における医療及び介護の総合的な確保に関し、 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第三十

条 の三第一 項に規定する基本方針及び介護保険法第百十六条第一項に規定する基本指針の基本となる

べき事項

次条第 項に規定する都道 足府県計1 画及び第五条第一 項に規定する市 町村計 画 の作成並 びにこれらの

整合性の確保に関する基本的な事項

兀

前二号に掲げ

るもの

0)

ほ

か、

地域

に

おける医療及び介護

の総合的

にな確保に

に関

次条第

項に

規定

する都道府県計 画 医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画 ( 以 下 「医療計画」という。) 及

び介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画 (以 下 「都道府県介護保険

事業支援計画」という。)の整合性の確保に関する事項

五. 公正 性 及 び透明性の 確保その 他第六条の 基金を充てて実施する同条に規定する都道府県事業に関す

る基本的な事項

六 そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 他 地 域 に お ける医療及び介護 0 総合的 な確 保に関 し 必 要な・ 事 項

第三条第三項中 「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二項の次

に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣は、 総合確保方針の案を作成し、又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、 医

療又は介護を受ける立場にある者、 都道府県知事、 市町村長 (特別区の区長を含む。 次条第四項及び第

十条において同じ。)、 介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者 (次条第四 項及び第五 条第四項

12 おお \ \ 7 医医 療保険者」という。)、 医療機関 同法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サ E

ス 事 業者 (次条第四 項及び第五条第四項において 「介護サービス事業者」という。)、 診 療 又は 調調 剤に

関する学識経験者 の団体その他の関係団体、 学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるた

めに必要な措置を講ずるものとする。

第二十二条第一項中 「第十六条」を「第十八条」に改め、 同条を第二十四条とする。

第四章中第二十一条を第二十三条とし、 第三章中第二十条を第二十二条とし、 第十九条を第二十一条と

する。

第十八条第二項中 「第十四条」 を「第十六条」に改め、 同条を第二十条とし、 第十七条を第十九条とし

、第十六条を第十八条とする。

第十五条第一項中 「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、 同条第二項中「第十一条第三項」

を「第十三条第三項」に改め、 同条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、 第十条から第十三条まで

を二条ずつ繰り下げる。

第九条中 「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、 第二章中同条を第十一条とする。

第八条中 「施設設置者は」 を 都道 府県整備 施 設 市 "町村計" 画に 掲 載 され た事業に係 ぶる施る 設 に限る。

に係る施設を設置する者 (以下この 条にお į١ て「施設 設置者」という。)は」に、 市 町村整 備 施 設し を

「都道府県整備施設」に改め、同条を第十条とする。

第七条中 「市町村整 備計 画に掲載された第四条第二項第二号に掲げる事業」を 「都道府県事業」に、

市 町村 整備 施設」 を 都道府県整備施設」 に改め、 「(以下「施設設置者」という。)」 を削 り、 同条を

第九条とする。

第六条の 前  $\mathcal{O}$ 見出 L を削 り、 同条中 「前条第二項の規定による交付金を充てて整備する」 を 「第六 条  $\mathcal{O}$ 

基金を充てて実施す Ź 医療 計 画に基づく事 業に要する費用又は」に、 同 法 を 「医療法第三十 <del>-</del> 条  $\mathcal{O}$ 九 又

は老人福祉法」に、 「同項」を「これら」に改め、 同条を第八条とし、 同条の前に見出しとして「(老人

福祉法等の特例)」を付する。

第五条を削る。

第四 条 0 見出、 しを 市 町村計 画 \_ に改め、 同条第一 項中 「整備基本方針に基づき」を「総合確保方

針に 即 して、 か つ、 地 域の 実情に応じて」 に改め、 当 該市 町 村 の 下 に  $\nabla$ 地 域 を加え、 「公的 介 護

施 設 等  $\mathcal{O}$ 整 備 12 関 す Ź 計 画 。 以 下 市 町 村 整備 計 画 を 医医 療 及 び 介護  $\mathcal{O}$ 総合的 な 確 保  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 実

施 に 関 する 計 画 ( 以 下 市 町 村計 画 に 改 め、 同 条第二 |項中 市 町 村 整 備 計 画 を 市 町 村 計 画 に 改

8)

、同項第一号を次のように改める。

医 療介護総合確 保区域ごとの当該区域又は当該市町村の区域における医療及び介護の総合的な確保

に関する目標及び計画期間

第四条第二 項第二号 ハ 中 日 常 生活 巻 域 文 人は当該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 区 域 E お 1 て を 地地 域 E お け る 医 療及 び介

護  $\widehat{\mathcal{O}}$ 総 合的 な 確 保  $\mathcal{O}$ た め ビ に改 め、 同 号 を同号ニとし、 同 号 口 中 日 常生活 巻 |域 を 医医 療 介護 総 合

確 保 区 域」 に 改 め、 同 号口 を同号ハとし、 同 | 号イ: 中 「日常: 生活 巻 |域 を 医療介護総合確 保区 . 域 \_ に改め

、同号イを同号口とし、同号にイとして次のように加える。

1 地 域 に .おける医療及び介護の総合的な確保のための医 療介護総合確保区域又は当該市 町村  $\mathcal{O}$ 区域

に おけ る居宅等における医 療 0) 提供に関する事 業

第四 条第二項第三号中 「厚生労働省令で定める」 を 「地域における医療及び介護の総合的な確保のため

に必要な」 に改め、 同 条第三項を次のように改める。

3

市 町 村 は 市 町 村 計 画 を作成するに当たっては、 介護保険法第百 十七条第 項に規定す る市

保 険 事 業 計 画 لح  $\mathcal{O}$ 整 合性  $\mathcal{O}$ 確 保を図 5 な け れ ば なら な

第四

|条第四

項中

市町村

整備

計 画

を

 $\neg$ 

市

町

村計

画

に、

次条第一

項の規定により当該

市町

村整

町

村

介

護

備 計 画を厚 生労働大臣 に提出する場合を除き、 都道 府県にその写しを送付しなければ」 を 「これ を当 該 市

町 村  $\mathcal{O}$ 属する都道府県に提出 しなければ」 に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第三項 の次に次の一 項を

加 える。 ったる。

4 市 町 村 は、 市 町 村 計 崮 を作成 又は これを変更しようとするときは あ 6 カ じ め、 都 道 府 県 知 事

医 療 又は 介 護を受け る立 場 に あ る者、 医療 保険 者、 医 療 《機関、 介護 サ ] ピ ス 事 ·業者、 診 療 又 は 調 剤 に 関

する学識経験者の団体その他の 関係団体、 学識経験を有する者その他 の関係者の意見を反映させるため

に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

## (基金)

第六条 都道府県が、 都道府県計 画に掲載された第四条第二項第二号に掲げる事業 (第九条にお いて 都

道府県事業」 という。 )に要する経費の全部又は一部を支弁するため、 地方自然 治法 (昭和二十二年 ·法律

第六十七号) 第二百四十一 条の基金を設ける場合には、 国は、 政令で定めるところにより、 その財源に

充てるために必要な資金の三分の二を負担するものとする。

## (財源の確保)

第七条 前条の基金 の財源に充てるために、 同条の規定により国が負担する費用については、 社会保障の

安定財 源 の確保等を図る税制 の抜本的な改革を行うための消費税法の 部を改正する等の法律 (平成二

十四年法律第六十八号) の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとする。

第三条の次に次の一条を加える。

## (都道府県計画)

第四 \_ 条 都道府県は、 総合確保方針に即して、 かつ、 地域の実情に応じて、 当該都道府県の地 域におい ける

医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画 (以 下 「都道府県計画」 という。 を作

成することができる。

2 都道府! 県計画に お いては、 お お むね次に掲げる事項について定めるものとする。

医 療 介 護 総 合 確 保区 域 (地 理 的 条 件、 人  $\Box'$ 交通 事 情そ  $\overline{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 社会的 ?条件、 医 療機関  $\mathcal{O}$ 施 設及び設

備 並 び に 公 的 介 護 施設等 及び 特 定 民 間 施 設  $\mathcal{O}$ 整 備  $\mathcal{O}$ 状 況その 他  $\mathcal{O}$ 条 件 からみて医 療 及び介 護  $\widehat{\mathcal{O}}$ 総 合 的

な 確保の 促進を図るべき区域をいう。 以下同じ。)ごとの当該区域に おける医療及び介護の総合的な

確保に関する目標及び 計 画 期 間

前号の 目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事 項

1 地 域 É お け る 医 療 及び介護 護 吸の総 合的 な確 保  $\mathcal{O}$ ため 0 医 療介 護 総 合 [確保] 区域に お ける居宅等 (居宅

そ 0 他 厚 生労働 省令 で定め る場 所 を ζ`\ う。 次条第二項 第二号イ に お 1 て同じ。 に お け る 医 療 の提

供に 関する事 業 (同条第五 項の 規定により 、提出された市 町 村計 画 に 掲載された同号イに掲げる事 業

を含む。

口 公的 介護施設等の 整備 に関する事業 (次条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載され

た同条第二項第二号ロ及びハに掲げる事業を含む。)

ハ 医療従事者の確保に関する事業

ニ 介護従事者の確保に関する事業

ホ その 他 地 域 12 おけ る 医 療及び介護  $\mathcal{O}$ 総合的 な確保 のために実施する必要が あるものとして厚生労

働省令で定め る 事 業 (次条第 五. 項 0 規定により 提出され た市町 村村 計 画 に 撂 我され た 同 条第二項第二

号ニに掲げる事業を含む。)

三 その他地域における医療及び介護 の総合的な確保のために必要な事 項

3 都 道府 温泉は、 都道 府県計 画を作成するに当たっては、 医療計 画及び都道府県介護保険事業支援計画と

の整合性の確保を図らなければならない。

4 都 道 府 深県は、 都 道 府県 計 画を作成 又はこれを変更しようとするときは、 あら か でじめ、 市 町 村 長、

医 療 又は 介 護を受け る立場 に ある者、 医療保険者、 医 療 機関、 介護サ ] ビス 事 業者、 診 療 又 は 調 剤 に 関

する学識経験者の団体その他の関係団体、 学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるため

に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 都道府県は、 都道府県計画を作成し、又はこれを変更したときは、 遅滞なく、 これを厚生労働大臣に

提出しなければならない。

、地域における医療及び介護 の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正)

第四条第二 項第二号中ホをへとし、 イからニまでをロからホまでとし、 同号にイとして次のように加え

る。

第二条

地域

E

お

ける医

療及び介護の

総

合的

は確保

の促

進に関する法律

 $\mathcal{O}$ 

部を次のように改正する。

1 医療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設

備の整備に関する事業

(医療法の一部改正)

第三条 医 療 法 (昭和二十三年法律第二百五号)の一 部を次のように改正する。

目次中 「第三十条の三」 の下に「・第三十条の三の二」を加え、 「第三節 医療従事者の確 保等に関す

第三節 地域における病床の機能の分化及び連携の

る施策等(第三十条の十二・第三十条の十三)」を

推進(第三十条の十二)

十条の十三―第三十条の二十一)」

に、 「第四節 公的医療機関」 を「第五節 公的医療機関」 に改める。

を加え、 「(以下 医 .療機能」という。)」 を削 る。

第一条の二第二項中「居宅等」の下に「(居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。

以下同じ。

「医療従事者」の下に「(以下単に「医療従事者」という。)」

を加える。

第六条の二に次の一項を加える。

第四条第一

項第一号中

3 国民は、 良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、 医療提供施設相互間の機能の分担及び業

務 の連携の重要性についての理解を深め、 医療提供施設の機能に応じ、 医療に関する選択を適切に行 į, \

、医療を適切に受けるよう努めなければならない。

第六条の 五. 第一 項第七号中 医 師、 歯科医師、 薬剤師、 看護師その他 .\_ の \_ を削り、 「これらの者」 を

当該医療従事者」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「第三十条の四第二項第九号」を「第三十条の四第二項第十号」に改め

同 条第三項中「第三十条の四第二項第九号」を 「第三十条の四第二項第十号」に、 「ないのに」を 「な

く」に、「採る」を「とる」に改める。

第十六条の二第一項第一号中 「医師、 歯科医師、 薬剤 師、 看護師その他 <u>の</u> を削っ る。

第二十九条第三項第三号中 「第二十四条第 項 0 下に 「又は第三十条  $\mathcal{O}$ 十二第五 項 を加え、 同条第

匹 項第三号中 「第二十四 条第二項」 0) 下に 「又は第三十条  $\mathcal{O}$ 十二第一 五. 項」 を加 え る。

第三十条の三 一第 項 中 「厚生労働 大臣 は 0 下に 地 域 に お け る医 療 及び 介 護  $\widehat{\mathcal{O}}$ 総 合的 な 確 保  $\mathcal{O}$ 促 進

に関する法律 (平成元 年法律第六十四号) 第三条第一項に規定する総合 確保方針に即して」 を加え、  $\overline{\mathcal{O}}$ 

確 保 (以 下 医医 △療提供: 体制 の確保」 という。)」 を「(以下 「医療提供体制」という。 0) 確 保」に改め

同 条第二項第四号中 医医 |療機能| を 医 |療提供 施 設  $\mathcal{O}$ 機能 に改 め、 同 項第七号を同 項第 八号とし、 同

項第六号中 「次条第 項」 を 「第三十条  $\bigcirc$ 兀 第 項」 に 改 め、 同 号 を同 項第七号とし、 同 項第 五 号中 医

師 歯 科 医 師 薬剤 師 看 護 師 その 他  $\bigcirc$ を削 り、 同 号を同項第六号とし、 同項第四 号の 次 に 次  $\mathcal{O}$ 号を

加える。

五. 地 域における病床の機能 (病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容

をいう。 以下同じ。) の分化及び連 携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供

の推進に関する基本的な事項

第五章第一節中第三十条の三の次に次の一条を加える。

第三十条の三の二

厚生労働大臣

は、

前条

第二項第五号に掲

げる事項を定め、

又はこれを変更するために

必 要 がが あ ると認めるときは 都 道 府 県 知 事 又は第三十条の十二第 一項に 規定す る病 床機: 能 報告 対 象 病 院

等  $\mathcal{O}$ 開 設者若しく は 管理者に対し、 厚生労働省令で定めるところにより、 同 項  $\mathcal{O}$ 規定によ る 報告 0 内 容

その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条  $\mathcal{O}$ 四第二項第一 号及び第二号中 「事業」の下に 「並びに居宅等における医療の確保」 を加え、

同 項第三号中 「医療 機 能 を 医医 療提供: 施 設  $\mathcal{O}$ 機 能 に 改め、 同 項中第十一号を第十二号とし、 第八号か

ら第十号までを一号ずつ繰 り下げ、 同 ]項第七 号中 医医 師、 歯科 医 師 薬剤 師、 看護師その 他 . つ を削 り、

同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 病 床  $\mathcal{O}$ 機能 に関 はする 情 報  $\mathcal{O}$ 提供  $\mathcal{O}$ 推 進に 関す る事 項

第三十条の 四第三項第一号中 「医療機 能 を 医 療提供施設の機能」に改め、 同条第四項第一 号中 「 掲

げる医療」の下に「若しくは居宅等における医療」を加え、 同項第四号中 「医師、 歯科医師、 薬剤師、 看

護師その他の」 を削り、 同条第五項中 「第二項第九号及び第十号」を「第二項第十号及び第十一 号」に、

同 項第十一号」を 同 項第十二号」 に改め、 同条第六項から第八項までの規定中 「第二項第十一号」を

「第二項第十二号」に改める。

第三十条  $\mathcal{O}$ 五. 中 医医 療機 能 を 医 療 提供施設 の機能」 に改める。

第三十条の六を次のように改める。

第三十条の六 都道 府県は、三年ごとに第三十条の四第二項第六号に掲げる事項及び次の各号に掲げる事

項のうち同号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項に関するもの (次項において 「居宅等医 · 療

等事 項」という。) について、 調査、 分析及び評価を行い、 必要があると認めるときは、 当該都道府県

の医療計画を変更するものとする。

第三十条の四第二項各号(第六号を除く。)に掲げる事項

医療 計 画に第三十条 の四第三項各号に 掲げる事 項を定める場合にあつては、 当該各号に掲げる事 ·項

2 都 道 府 県は、 六年ごとに前項各号に掲げる事項 (居宅等医療等事項を除く。) について、 調査、 分 析

及び評価を行い、 必要があると認めるときは、 当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

第三十条の七中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、 第一 項の次に次の一項を加える。

2 医療提供施設のうち次の各号に掲げるものの開設者及び管理者は、 前項の必要な協力をするに際して

は、 良質か つ適切な医療を効率的に提供するため、 他の医療提供施設との業務 の連携を図りつつ、それ

ぞれ当該各号に定める役割を果たすよう努めるものとする。

病院 病床 の機能に応じ、 地域における病床 で機能の の分化及び連携の推進に協力し、 地域において

必要な医療を確保すること。

病床を有する診療所 その提供する医療の内容に応じ、 患者が住み慣れた地域で日常生活を営むこ

とができるよう、 次に掲げる医療の提供その他 の地域において必要な医療を確保すること。

イ 病院を退院する患者が居宅等にお .ける療養生活に円滑に移行するために必要な医療を提供するこ

کے

ロ 居宅等において必要な医療を提供すること。

ハ 患者 の病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させ、必要な医療を提供すること。

第三十条の十第一項中 「整備」 の下に、、 地域における病床の機能の分化及び連携  $\mathcal{O}$ 推進」を加える。

第三十一条中「第三十条の十二第一項の規定により都道府県が定めた施策」を 地 域医療対策」 に改め

「実施に」の下に 「協力するとともに、 第三十条の十八の規定により協力を要請されたときは、 当該要

請に応じ、医師の確保に関し」を加える。

第五章中第四節を第五節とする。

第三十条の 十三中 「医師、 歯 科 医 師、 薬 《剤師、 看護師その他の」 を 「第三十条 の十七 第一項各号 (第三

号を除く。) に掲げる者及び」に、 「前条第一項の規定により都道 府県が定めた施策」 を 地地 域 医 療 対策

に改め、 「協力するよう」の下に 「努めるとともに、 第三十条の十八の規定により協力を要請されたと

きは、 当該 要請に応じ、 医師 の確 保に関し協力するよう」 を加え、 第五章第三節中同条を第三十条の二十

一とし、同条の前に次の三条を加える。

第三十条の 十八 都 道 府県 知 事 は、 前 条第 項の 規 定により定 8 た施策 ( 以 下 地地 域 医 療 対 策 、 う。

を踏まえ、 特に 必 要がある ると認めるときは、 同 項各号に掲げ る者の 開 設者、 管理者その 他  $\mathcal{O}$ 関 係 者に

対し、 医師 の派遣、 研修体制の整備その他の医師が不足している地域の病院又は診 療所に お ける医 師 0)

確保に関し必要な協力を要請することができる。

第三十条の十九 都道府県は、 地域医療対策を踏まえ、 地域において必要とされる医療を確保するため、

次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

病院及び診療所における医 師 の確 保の 動向その 他の地域において必要とされる医療の確保に関する

調査及び分析を行うこと。

病院及び診療 所  $\mathcal{O}$ 開設者、 管理者その他の関係者に対し、 医師の確保に関する相談に応じ、 必要な

情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

就業を希望する医師、 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学の医学部

に おいて医学を専攻する学生その他 の関係者に対し、 就業に関する相談に応じ、 必要な情報の提供、

助言その他の援助を行うこと。

匹 医師 に対 医 療に関する最新 0) 知見及び技能に関する研修その他の能力の開発及び向上に関する

相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

五. 前各号に掲げるもののほか、 病院及び診療所における医師の確保を図るために必要な支援を行うこ

2 都道府県は、 前項各号に掲げる事務のほか、 医師について職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一

号) 第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行うこと又は医業について労

働者 派遣事 業の適一 正 な運営  $\mathcal{O}$ 確保及び 派遣労働者 の保護等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号)

第五条第 項  $\mathcal{O}$ 許 可 を受けて若しくは同法第十六条第 項の規定により届出書を提出して労働 者 派 遣

業を行うことができる。

3 都道府県は、 第一 項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務 (次項及び次条において 「地域医療支

援 (事務」という。) の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 都道府県又は前項 の規定による委託を受けた者は地域医療支援事務又は当該委託に係る事 務を実施す

るに当たり、 地域に おいて必要とされる医療を確保するため の拠点としての 機能  $\mathcal{O}$ 確保に努めるも のと

する。

5 第三項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、 正

当な理由がなく、 当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二十 国は、 地域医療支援事務の適切な実施に資するため、 都道府県に対し、 必要な情報の提

供その他の協力を行うものとする。

第三十条の十二を第三十条の十七とし、 第五章第三節中同条の前に次の四条を加える。

第三十条の十三 病院 又は診療所の管理者は、 当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改

善その 他 0 医 <sup>|</sup>療従事 者の 確 保に資する措置を講ずるよう努めなければならな

第三十条の十四 厚生労働大臣は、 前条のは 規定に基づき病院又は 診 療所 の管理者が 講ずべき措 置に関 して

その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第三十条の十五 都道府県は、 医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、 次に掲げる事務を実施する

よう努めるものとする。

病院 又は診療所に勤務する医療従 事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、 必要な情報の提供、

助言その他の援助を行うこと。

- 病院又 へは診療で 所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、 医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援を行うこと。

2 都道 府 温泉は、 前項各号に掲げる事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができ

る。

3 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は、 第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務

を実施するに当たり、 医療従事 者の勤 務環境の改善を促進するための拠点としての機能  $\mathcal{O}$ 確 保に努める

ものとする。

4 第二項 0 規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であ つた者は、 正

当 な理由 がなく、 当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の十六 国は、 前条第一項各号に掲げる事務の適切な実施に資するため、 都道府県に対し、 必要

な情報の提供その他の協力を行うものとする。

第五 章中 第三節を第四節とし、 第二節 の次に次 0 \_\_ 節 を加える。

第三節 地 域 E お ける病 床  $\mathcal{O}$ 機 能  $\mathcal{O}$ 分化 及び 連 携  $\mathcal{O}$ 推 進

第三十条の十二 病院 又は診 療所であ つて 般病 床 又は 療養病 床 を有するもの ( 以 下 「病床 機 能 報告 . 対象

病 院等」という。) の管理者は、 地域における病床の機能の分化及び連携の推進の ため、 厚生労働省令

で定めるところにより、 当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分に

従い、 次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならな

\ \ \

厚生労働省令で定める日 (次号にお いて「基準日」という。) における病床の機能

基準 日 カ ら厚生 一労働 省令で定める期間 が経過 した日における病床 O機能 の予定 (次項にお いて 「 基

準日後病床機能」という。)

三 当 該· 病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容

四 その他厚生労働省令で定める事項

2 病床機能 報告対象病院等の管理者は、 前項の規定により報告した基準日後病床機能について変更が生

じたと認められるときとして厚生労働省令で定めるときは 厚生 労働省令で定めるところにより、 速や

カゝ なに当る 該 病 床 機能 報告対象病院等の 所 在 地  $\mathcal{O}$ 都 道 府県知事 に報告 L なければならない。

3 都 道 府 県 知 事 は、 前二 項の規定による報告の内 容を確認するために 必 要があると認めるときは、 市 町

村その他の官公署に対し、 当該都道府県の区域内に所在する病床機能報告対象病院等に関し必要な情報

の提供を求めることができる。

4 都道府県知事は、 厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事

項を公表しなければならない。

5 都道· 府 県知事 は、 病床 機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず

又は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 報告をしたときは、 期間 を定めて、 当該 病床 機 能 報告: 対象 %病院等  $\mathcal{O}$ 開 設者に対 Ĺ 当 該

理者をしてその報告を行 わ せ、 又はその 報告の内容を是正させることを命ずることができる。

6 都道府県知事は、 前項の規定による命令をした場合において、 その命令を受けた病床機能報告対象病

院等の開設者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第四十八条の三第十項及び第四 十九条第七項中 「出席者の」 の下に 「議決権 <u>の</u> を加える。

第四十 九 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 第 号 中 「医師、 歯 |科医 師 薬剤師、 看護師その 他 . の \_ を削る。

第五 十 七 条第 項 中 他 の社 団たる医 療法 人 の 下 に 「又は 財団、 たる医 「療法· 人 を加え、 同条第二 項中

「定が」を 「定めが」 に改め、 他 . つ の 下 に 「社団たる医療法 人又は」 を加え、 同条第三項ただし 書中

「但し」を「ただし」に、 「定が」を「定めが」に改め、 同条中第五項を第六項とし、 第四項を第五項と

し、第三項の次に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる場合には、合併後存続する医療法人又は合併により設立する医療法人は、 それぞれ

当該各号に定める種類の医療法人でなければならない。

合併をする医療法人が社団たる医療法 人のみである場合 社団たる医療法人

合併をする医 療 法 人が 財団たる医 療法 人の みである場合 財 団 たる医療法 人

第五十八条中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第六十七条第一項中「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に、 「名あて人」を「名宛人」 に改

める。

第六十八条の二第一項中 「第五十七条第五項」を 「第五十七条第六項」に、 「第五十七条第四項」 を「

第五· 十七条第五 項」 に、 「すべて」を「全て」に改め、 同条第二項中 「第五十七条第四 [項] を 第五 十七

条第五項」に改める。

第七十二条第三項中 「第六条の十一 第四項」の下に「、 第三十条の十五第四項又は第三十条の十九第五

項」を加える。

第七十五条の二の次に次の一条を加える。

第七十五条の三 第三十条の十二第五項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第四条 医療法の一部を次のように改正する。

「第三章 医療の安全の確保

目次中 「第三章 医療の安全の確保 (第六条の九 第六条の十二) を 第 節 医 療 0 安 全  $\mathcal{O}$ 確保

第二節 医療事故調査·支

のための措置 (第六条の九―第六条の十四) に、 「第三十条の十一」を「第三十条の十二」に、

「第

援センター(第六条の十五―第六条の二十七)」

三十条の十二」を「第三十条の十三―第三十条の十八」に、 「第三十条の十三―第三十条の二十一」 を

第三十条の十九―第三十条の二十七」に改める。

第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三 病院であつて、 臨床研究の実施の中核的な役割を担うことに関する次に掲げる要件に該当す

るものは、 厚生労働大臣の承認を得て臨床研究中核病院と称することができる。

特定臨床研究 (厚生労働省令で定める基準に従つて行う臨床研究をいう。以下同じ。)に関する計

画を立案し、及び実施する能力を有すること。

他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、 特定臨床研究の実施の主

導的な役割を果たす能力を有すること。

の他の援助を行う能力を有すること。

三

他の病院又は診療所に対し、

特定臨

床研究の実施に関する相談に応じ、

必要な情報の提供、

助言そ

四 特定臨床研究に関する研修を行う能力を有すること。

五 その診療科名中に厚生労働省令で定める診療科名を有すること。

六 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

七 その有する人員が第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものである

こと。

八 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の三第二号

第五号及び第六号に規定する施設を有すること。

九 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同

項 の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

+ 前各号に掲げるもののほ か、 特定臨 床研究の実施に関する厚生労働省令で定める要件に適合するも

のであること。

2 厚生労働 大臣は、 前項の承認をするに当たつては、 あらかじめ、 社会保障審議会の意見を聴かなけれ

ばならない。

3 臨床研究中核病院でないものは、これに臨床研究中核病院又はこれに紛らわしい名称を称してはなら

ない。

第三章中第六条の九の前に次の節名を付する。

第一節 医療の安全の確保のための措置

第三章中第六条の十二を第六条の十四とする。

第六条の十一第一項第一号及び第二号中「病院、 診療所若しくは助産所」を「病院等」に改め、 同項第

三号中「病院、 診療所又は助産所」を「病院等」に改め、 同条を第六条の十三とする。

第六条の十中 「病院、 診療所又は助産所」を「病院等」 に改め、 「管理者は」の下に「、前二条に規定

するもののほか」を加え、同条を第六条の十二とする。

第六条の九の次に次の二条を加える。

第六条 の 十 病 院、 診 療所 又は助 産所 (以下この章において 「病院等」という。 の管理者は、 医療 事故

(当該病院等に勤 務する医療従事者が提供した医療に起因 し、 又は起因すると疑われる死亡又は死 産 で

あつて、 当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるものをいう

以下この章において同じ。)が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、 遅滞なく、

当該医療事 故の日時、 場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第六条の十五第一項の医療事故

調査・支援センターに報告しなければならない。

2 病院等 0 管理者 は、 前 項 の規定による報告をするに当たつては、 あら かじめ、 医 1寮事故 に係 る死亡し

た者 の遺 族 文は 医 療 事 故に係る死産 した胎児の父母その 他厚生労働省令で定める者 (以下この 章に おい

て単に「遺族」という。)に対し、 厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。 ただし、 遺

族がないとき、 又は遺族の所在が不明であるときは、この限りでない。

第六条の十一 病院等の管理者は、 医療事故が発生した場合には、 厚生労働省令で定めるところにより、

速やかにその原因を明らかにするために必要な調査 (以下この章において「医療事故調査」という。)

を行わなければならない。

2 病院 等  $\mathcal{O}$ 管 理者 は、 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働大臣が定める団 体 (法人でない 団体

に あつては、 代表者又は管 理人の定めの あるも のに限る。 次項及び第六条の二十二において 「医療 事 故

調 芸等支援団体」という。)に対し、 医療事故調査を行うために必要な支援を求めるものとする。

3 医 |療事故調査等支援団体は、 前項の規定により支援を求められたときは、 医療事故調査に必要な支援

を行うものとする。

4 病院等の管理者 は、 医療事故 調査を終了したときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 遅滞. なく

その結果を第六条の 十五 第 項の 医 療事 ¥故調査 支援セ ンタ に報告しなければならない。

5 病院 等 の管理者 は、 前項 の規定による報告をするに当たつては、 あら か でじめ、 遺族に対し、 厚生 一労働

省令で定める事項を説明しなければならない。ただし、 遺族がないとき、 又は遺族の所在が不明である

ときは、この限りでない。

第三章に次の一節を加える。

第二節 医療事故調査・支援センター

第六条の十五 厚生労働大臣は、 医療事業 故調査を行うこと及び医療事故が発生した病院等の管理者が行う

医 療事 故 調 査 への支援を行うことにより医療 の安全の 確保に資することを目的とする一般社 団 法 人又は

般財団法人であつて、 次条に規定する業務を適切 かつ確実に行うことができると認められ るものを、

その 申請により、 医療事故調査・支援センターとして指定することができる。

2 所及び事務所の所在 厚生労働大臣は、 前項の規定による指定をしたときは、 地を公示しなければならない。 当該医療事故調査 ・支援センターの名称、 住

3 医 療 事 故 い調査 ・支援センター は、 その名称、 住所又 は事務所の 所在地を変更しようとするときは、 あ

らかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働 大臣は、 前項の 規定による届出があつたときは、 当該届出に係る事項を公示しなければなら

ない。

第六条の十六 医療 事 ,故調査・支援センターは、 次に掲げる業務を行うものとする。

- 第六条の十一第四項の規定による報告により収集した情報の整理及び分析を行うこと。
- 第六条の十一 第四 項の規定による報告をした病院等の管理者に対し、 前号の情報の整理及び分析の

結果の報告を行うこと。

- 三 次条第 項の 調査を行うとともに、 その結果を同項の管理者及び遺族に報告すること。
- 兀 医 療 事 故調 査 に従事する者に対し医療事故 調 査に係る知識 及び技能に関する研修を行うこと。
- 五. 医療 事 故調査 の実施に関する相談に応じ、 必要な情報の提供及び支援を行うこと。
- 六 医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、 医療 の安全の確保を図るために必要な業務を行うこと。
- 第六条の十七 医療 事 ず 故調査 支援センター は、 医 療事 故が発生した病院等の管理者又は遺族 から、 当 該

医 |療事 故 (Z ついて調 査 0) 依 頼が あつたときは、 必要な 。調査を行うことができる。

- 2 医 療 事 故 調 査 • 支援センター は、 前 項  $\mathcal{O}$ 調 査 に ついて必要が あると認めるときは、 同項の管理者に対
- 文書若しくは口頭による説明を求め、 又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 3 第一 項の管理者は、 医療事故調査・支援センターから前項の規定による求めがあつたときは、 これを
- 拒んではならない。
- 4 医療事故調査・支援センターは、 第一項の管理者が第二項の規定による求めを拒んだときは、 その旨
- を公表することができる。
- 5 医 療事 故調査 ・支援センターは、 第一項の調査を終了したときは、 その調査の結果を同項の管理者及
- び遺族に報告しなければならない。
- 第六条の十八 医療 事 故調査・支援センターは、 第六条の十六各号に掲げる業務(以下「調査等業務」と
- いう。)を行うときは、その開始前に、 調査等業務の実施方法に関する事項その他の厚生労働省令で定
- め る事項について調査等業務に関する規程 (次項及び第六条の二十六第一項第三号において 「業務規程
- 」という。)を定め、 厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 これを変更しようとするときも、
- 同様とする。
- 2 厚生労働大臣は、 前項の認可をした業務規程が調査等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと
- 認めるときは、 当該業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第六条の十九 医療事故調査・支援センターは、 毎事業年度、 厚生労働省令で定めるところにより、 調査

等業務に関し事業計 画書及び収支予算書を作成し、 厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 これ

を変更しようとするときも、同様とする。

2 医 療事 故調査・支援センター は、 厚生労働省令で定めるところにより、 毎事業年度終了後、 調査等業

務 別に関 L 事 業報告書及び収支決算書を作成 Ļ 厚生労働大臣に提出しなけ れば ならな

第六条 の 二 十 医療 事 故調査 ・支援センター は、 厚生労働大臣 の許可を受けなけ れば、 調査等業務の全部

又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第六条の二十一 医療 事故調査・支援センターの役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、 正当な

理 由 がなく、 調査等業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六条の二十二 医 療 派 事 故 調 査・支援センター は、 調査等業務の 部を医・ 療事故調査等支援団体に委託 す

ることができる。

2 前 項の 規定による委託を受け た医療事故調査等支援団体の役員若しくは職員又はこれらの者であつた

者は、 正当な理由がなく、 当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六条の二十三 医療 事故調 査・支援センターは、 厚生労働省令で定めるところにより、 帳簿を備え、 調

査等業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第六条 の二十四 厚生労働大臣は、 調査等業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは

医 療 事 故 詞査 • 支援センター · に対 Ļ 調 查等業務若 しくは資 産  $\mathcal{O}$ 状況に関 L 必要な報告を命じ、 又は

当 該 職 員 に 医 療 事 故調 杳 支援セ ンタ  $\mathcal{O}$ 事 務 所に立ち入り、 調 査等業務 の状 況若しくは 帳 簿 書 類そ

の他の物件を検査させることができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、関係人にこれを提

示しなければならない。

3 第 項 の規定による権 限は、 犯罪捜査 のために認められたものと解釈してはならない。

第六条の二十五 厚生 労働大臣 は、 こ の :: 節  $\mathcal{O}$ 規定を施 行するために 必要な限度に お *\* \ て、 医療事 故調査

支援セ ンタ に対 Ļ 調 査等業務に関 L 監督上必 要な命令をすることができる。

第六条の二十六 厚生 労働大臣 は、 医療 事 故調査 ・支援センター が次の各号のい ずれ か に該当するときは

第六条の十五第 項の規定による指定 (以下この条において 「指定」という。 を取り消すことがで

- 調査等業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 指定に関し不正 の行為があつたとき。
- こ の 節 の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、 又は第六条の十八第一

項  $\mathcal{O}$ 認 可を受けた業務規程によらない で調査等業務を行つたとき。

第六条の二十七 この節に規定するもののほか、 医療事故調査・支援センターに関し必要な事項は、 厚生

労働省令で定める。

2

厚生労働

大臣

は、

前項

の規定により指定を取り消したときは、

その旨を公示しなければならない。

第七条第一 項 中 「及び第二十七条」を「、第二十七条及び第二十八条」に改め、 同条第五項中 「前項」

を 「第四項」 に改め、 同項を同条第六項とし、 同条第四 項の次に次の一 項を加える。

5 都 道 府 県知 事 は、 病院 の開設 0 許可若しくは病院 0 病床 数 の増加若 L くは病 床 0 種別 の変更の 許 可又

は診 療 所  $\mathcal{O}$ 病 床 の設 設置の許一 可若しくは診療所の病 床数の増加若しくは 病 床  $\mathcal{O}$ 種 別 の変更の 許 可 0) 申 請に

対する許可には、 当該申請に係る病床において、 第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分 以

床数 定する地 う。)にお 下この項において「病床の機能区分」という。)のうち、 分に応じた既存 む 構 得想区域  $\mathcal{O}$ 必 要量 域 いて定める第三十条の四第二項第七号に規定する構想区域をいう。) 医 (第三十条の四第一項に規定する医療計画 療構 に達 の病 想 L <u>の</u> 床数 てい 達 成 な が の推進 1 医療 ŧ  $\mathcal{O}$ に係 計 のために必要なものとして厚生労働省令で定める条件を付することが 画 にお る 医 療を提供することその いて定める当該 (以下この項及び次条において 当該申請に係る病院又は診療所 構想区: |域にお 他 0 医 療計 ける同号イに規定する将来 画 に お における病 7 て定め 「医療 の所在地を含 る同 床の 計 画 機 . 号 とい の病 に 能 規 区

第四 匹 四第二項第十二号」に、 お 第二項第十号」を いて単に 第七条の二第一項中「第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画 項 中 「第三十条 「医療計 O画 「第三十条の 四第 という。)」 「同条第 五. 項」 を 兀 五. 「第二項第十二号」に、 項」 「第三十条の四第六項」 を を 医 同 療計画」 条第六項」 に、 に改め、 同 「第三十条の四 に改め、 条第 五. 同条第二項及び第三 項」 同条第七項を同条第八項とし、 を 第二項第十号」を 同同 条第六項」 項中 (以下この条に に 「第三十条 「第三十 改 め、 同条 · 条 同 . 条  $\mathcal{O}$ (T)

できる。

第六項の次に次の一項を加える。

7 都道府県知事は、 第三項の規定による命令をした場合において、 当該命令を受けた病院又は診療所の

開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、 その旨を公表することができる。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

第十二条の四 臨床 研究中核 病院  $\mathcal{O}$ 開設者は、 厚生労働省令の定めるところにより、 業務に関する報告書

を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働 大臣は、 厚生労働省令で定めるところにより、 前項の報告書の内容を公表しなければならな

\ <u>`</u>

第十六条の三の次に次の一条を加える。

第十六条の四 臨床 研究中核病院の管理者は、 厚生労働省令の定めるところにより、 次に掲げる事項を行

わなければならない。

一 特定臨床研究に関する計画を立案し、及び実施すること。

他の 病院 又は診 療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、 特定臨床研究の実施の主

導的な役割を果たすこと。

 $\equiv$ 他の病院又は診療所に対し、 特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、 助言そ

の他の援助を行うこと。

四 特定臨床研究に関する研修を行うこと。

五. 第二十二条の三第三号及び第四号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

六 その他厚生労働省令で定める事項

第十七条中 「第六条の十」 の下に「から第六条の十二まで」を加える。

第二十二条の二の次に次の一条を加える。

第二十二条の三 臨床研究中核病院は、第二十一条第一項(第一号及び第九号を除く。)に定めるものの

ほか、 厚生労働省令の定めるところにより、 次に掲げる人員及び施設を有し、 かつ、 記録を備えて置か

なければならない。

厚生労働省令で定める員数の臨床研究に携わる医師、 歯科医師、 薬剤師、 看護師その他の従業者

一集中治療室

三 診療及び臨床研究に関する諸記録

四 病院の管理及び運営に関する諸記録

五 第二十二条第四号から第八号までに掲げる施設

六 その他厚生労働省令で定める施設

第二十三条第一 項中 「前三条」 を 「第二十一条から前条まで」 に、 「基準を」 を 「基準は、 に改める。

第二十四条第二項中 「特定 機 能 病院」 0 下に 乊 は 臨床研 究中 ·核 病院 (以下この 節に お 1 7 「特定 機能

病院等」という。 \_ を、 第二十二条の二」 の 下 に 「又は第二十二条 の三 を加 える。

第二十五条第三項及び第四項中 「特定機能病院」 を 「特定機能病院等」

に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二 都道 府県 知 事 は、 病院 又は診療所の開設者又は管理者が、 正当な理由 がなく、 第七条第

五. 項 の規定に より当 該 許 可 に付 された条件に従 わ ない ときは、 当 該· 病 院 又は診 療 所  $\mathcal{O}$ 開 設者 又 は 管 理者

に 対 Ļ 都 道 府県医 療審 議 会の 意見を聴 V て、 期限 を定めて、 当該条件に従うべきことを勧告すること

ができる。

2 都 道 府県知事は、 前項の規定による勧告を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、 正当な理由

がなく、 当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、 当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、

都道府県医療審議会の意見を聴いて、 期限を定めて、 当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずること

ができる。

3 都道· 府 県知事は、 前項 の規定による命令をした場合において、 当該 命令を受けた病院又は 診 療所の開

設者 又は管理者がこれに従 わ なかつたときは、 その旨を公表することができる。

第二十九条第一項第一号及び第二号並びに第二項中

「正当の理

由

「がない

のに」を

 $\overline{\ }$ 

正当な

理由が

なく

に改め、 同条第三項第三号中「第三十条の十二第五項」を「第三十条の十三第五項」に改め、 同項に次

の三号を加える。

五 地域医療支援病院の 開設者又は管理者が第七条の二第三項、 第二十七条の二第二項又は第三十条の

十五第六項の規定に基づく命令に違反したとき。

六 地 域 医 「療支援」 病 院 0) 開設者又は管理者が第三十条の十二第二項又は第三十条の十七の規定に基づく

勧告に従わなかつたとき。

七 地 域 医療支援病院の開設者又は管理者が第三十条の十六第一項の規定に基づく指示に従わなかつた

第二十九条第四項第三号中「第三十条の十二第五項」を「第三十条の十三第五項」に改め、 同項に次の

三号を加える。

五. 特定機能病院の開設者又は管理者が第七条の二第三項、 第二十七条の二第二項又は第三十条の十五

第六項の規定に基づく命令に違反したとき。

六 特定機: 能 病院 の開設者又は管理者が第三十条の十二第二項又は第三十条の十七の規定に基づく勧告

に従わなかつたとき。

七 特定機能病院の開設者又は管理者が第三十条の十六第一項の規定に基づく指示に従わなかつたとき。

第二十九条第六項中 「第四項」 の下に「又は第五項」を加え、 「特定機能病院」を 「特定機能病院等」

に改め、 同項を同条第七項とし、 同条中 第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 厚生労働 大臣は、 次の各号のいずれかに該当する場合においては、 臨床研究中核病院の承認を取り消

すことができる。

臨床研究中核病院が第四条の三第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

- 臨床研究中核病院の開設者が第十二条の四第一項の規定に違反したとき。
- 三 臨床 研究中核病院の開設者が第二十四条第二項の規定に基づく命令に違反したとき。
- 匹 臨床研究中核病院の管理者が第十六条の四の規定に違反したとき。

第三十条の三第二項中第八号を第九号とし、 第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、 第四号の次に

次の一号を加える。

五. 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事 項

第三十条の三の二中「前条第二項第五号」の下に「又は第六号」を加え、 「第三十条の十二第一項」を

「第三十条の十三第一項」に改める。

第三十条の四第二項中第十二号を第十四号とし、 第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、 第六号

の次に次の二号を加える。

七 地 域 E お ける病 床の 機能 の分化及び連携を推 進するための基準として厚生労働省令で定める基準に

従 い定める区域 (以 下 「構想区域」という。) における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体 制に

関する構想(以下「地域医療構想」という。)に関する事項

1 構 想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第三十条の十三第一項に規定す

る病床の 機能区分ごとの将来の病床数の必要量(以下単に 「将来の病床数の必要量」という。)

口 イに 掲げるもののほ か、 構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なもの

として厚生労働省令で定め る事項

八 地 域 医 療 構 想  $\mathcal{O}$ 達 成 12 向 け た 病 床  $\mathcal{O}$ 機 能 の分化及び連携 の推 進に関 はする事 項

第三十 条 0 兀 第 十三 項 を同 [条第十] 五項とし、 同 条第十二項中 及 グび市 町 村 を  $\overline{\ }$ 市 町村」 に 改め、

の下に 「及び高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) 第百五十七条の二第一

(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百八十四条第一項の」を、

「含む。

議会」 同項を同条第十四項とし、 同条中等 第十一項を第十三項とし、 第十項を第十二

項の

保険者協

を加え、

処理する」の下に

「地方自治法

項とし、 第九一 項を第十一項とし、 同条第八項中 「第十三項」 を 「第十五項」に、 「第二項第十二号」を「

第二 項第十四 号 に改 め、 同 項を 同 · 条 第 九項とし、 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 項を 加 える。

10 都 道 府 県 は 医療 計 画を作り 成するに当たつては、 地 域 に おけ つる医療で 及 へび介護 の総合的 な 確 保の 促 進 に

関する法律第四条第 項に規定する都道府県計画及び介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府 県

介護保険事業支援計画との整合性の確保を図らなければならない。

第三十条の四第七項中「第十三項」を「第十五項」に、 「第二項第十二号」を「第二項第十四号」に改

め、 同項を同条第八項とし、 同条第六項中「第二項第十二号」を「第二項第十四号」に改め、 同項を同条

第七 項とし、 同条第五項中 「第二項第十号及び第十一号」を「第二項第十二号及び第十三号」に、 「同項

第十二号」を 同 [項第十四号」に改め、 同項を同条第六項とし、 同条第四 項の次に次の一 項を加る える。

5 都道· 府 誤県は、 地 域 医療構 想に関する事 項を定めるに当たつては、 第三十条の十三第 項の 規定に、 よる

報告の内容並びに人口構造 の変化の見通しその他 の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施

設 欧の配置 の状況の見通しその他の事情を勘案しなければならない。

第三十条の 五中 「医療保険者」 の下に「(第三十条の十四第一項において「医療保険者」という。)」

を加える。

第三十条の二十一中 「第三十条の十七第一項各号」を「第三十条の二十三第一項各号」 に、 「第三十条

の十八」を 「第三十条の二十四」に改め、 第五章第四節中同条を第三十条の二十七とし、 第三十条の二十

を第三十条の二十六とし、第三十条の十三から第三十条の十九までを六条ずつ繰り下げる。

中 第三十条の十二第一項中 「機能」の下に「(以下 「基準 「区分」の下に「(以下 日病床機能」という。)」 「病床の機能区分」という。)」 を加え、同項第二号中「次項におい を加え、 同 . て \_ 項第 を 号

以下」 に改め、 第五章第三節中同条を第三十条の十三とし、 同条の次に次の五条を加える。

第三十条の十四 都 道 府県 は 構想区域その他の当該都道府県  $\mathcal{O}$ 知事が 適当と認める区域 (第三十条の十

六 第 項に お いて 「構想区話 [域等] という。)ごとに、 診療 に関す る学 識 経 験 者 0 寸 |体その 他  $\mathcal{O}$ 医 療 関 係

者、 医療保 |除者そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 関係者 (以下この条において 「関係者」 という。 との 協 議 の場 (第三十 条  $\mathcal{O}$ 

1 て定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために 二十三第一項を除き、

以 下

「協議の場」という。)を設け、

関係者との連携を図りつつ、

医療

計

画

1

お

必要な事項について協議を行うものとする。

2 関 係者 には 前項  $\mathcal{O}$ 規定に基づき都道 )府県が 行う協議に参加するよう都道府県から求めが あ つ た場合に

は、 これ ,に協. 力するよう努めるとともに、 当該 協 議  $\mathcal{O}$ 場 に お į١ て関係な 者 間 の協 議 が 調 つた事 項につ V 7

は、その実施に協力するよう努めなければならない。

3 第七条第五項に規定する申請をした者は、 当該申請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加若

は 病 床  $\mathcal{O}$ 種 別 の変更又は診 療所の病 床の設置若しくは診 療 新の 病 床 数の 増 加若しくは 病 床  $\mathcal{O}$ 種 別 0

変更に関して、 医 療 計 画 に お (1 て定め る地 域 医 療 構 想の達成の推: 進 のため、 協 議 0 場に お け る協 議 12 参

加するよう都道府 県 知事 か ら求  $\dot{b}$ が あつたときは、 これ に応ずるよう努めなけ れ ばならな

第三十条の 十五 都 道 府県 知 事 は、 第三十条の十三第一 項の 規定による報告に係 る基 準 日 病 床 機 能と基準 潍

日 後 病 床 機 能 とが 異 なる場 一合そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 厚 生 一労働 省 令で定め る場合に お 1 て、 当 該 報 告を L た 病 床 機 能 報

告 対 象病 院等 (以下この 条 及び 次条に お 1 て 報告 病 院等」 という。  $\mathcal{O}$ 所 在 地 を含 む 構 想 区 域 に お け

る病 床 機能 報告対象 **%病院等** の病 床の当該 報告に係る基準 日後病 床機能 に係る病 床  $\mathcal{O}$ 機能区分に 応じ た数

が、 医 療 計 画 12 お 1 て定める当 該 構想 区 .域における当 一該報告に係 る基準 日 1後病 床機能に係 る病 床  $\mathcal{O}$ 機 能

区 分に応じた将来  $\mathcal{O}$ 病 床 数 O必要量 に 既 に達してい るときは、 報告病院 等の 開 設者 又 八は管 理 者 に対 Ļ

当 該 報告 に · 係 る基 準 日 病 床 機能と基準 日 後 病 床 機 能 とが異なる 理 由そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 厚 生労 働 省令で定 め る 事 項

以下この 条 に お 1 7 理 由 . 等 \_ とい 、 う。 を記 載 L た 書 面  $\mathcal{O}$ 提 出 を求 めることができる。

2 設者 都 又は管理者に対し、 渞 府 県 知 事 は 前 項 協  $\mathcal{O}$ 議 書 0 面 場における協議に参加するよう求めることができる。 に 記 載され た理 由 等が +分でな 7 と認 めるときは、 当 該 報告病院等 0 開

- 3 報告病 院等の 開設者又は管理者は、 前項の 規定により都道府県知事 から求めがあつたときは、 これに
- 応ずるよう努めなければならない。
- 4 都道府県知事は、 第二 項 への協 議 の場における協議が 調わないとき、 その他の厚生労働省令で定めると
- きは、 当 該 [報告病] 院 等  $\mathcal{O}$ 開 設者又は管 理者に対 Ļ 都道府! 県 医 療審 議 会に出席 Ļ 当該 理 由 等について
- 説明をするよう求めることができる。
- 5 報告病 院 等  $\mathcal{O}$ 開 設 者又は管理 者 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により都道 府県知事 か ら求めが あつたときは、 都道府
- 県医 療 審 議会に出 席 Ų 当該 理 由等に つい て説明をするよう努めなけ ればならない。
- 6 都道 府県知事 ずは、 第二 項 の協 議の場における協議の内容及び第四 項 の説明 の内容を踏まえ、 当該 理 由
- 等 が やむを得ない ŧ のと認めら れないときは、 報告病院等 (第七条 の 二 第一 項各号に掲げる者が 開 設 す
- るも のに限る。  $\mathcal{O}$ 開設者 又は管理者に対し、 都 道 府 県 医 療 審 議 会 の意見を聴 いて、 第三十条の 十三第
- 項 0) 規 定による報 告に係 る基 準 日 病 床 機 能を当該 報 報告に係る る基 準 日 後 病床 機 能 に変更しないことその
- 他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 7 前 項 (T) 規定は、 医療計 画において定める地域医療構 1.想の達成の推進のため特に必要がある場合にお

て、 第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する報告病院等について準用する。 この場合にお

1 て、 前 項中 「命ずる」とあるのは、 「要請する」と読み替えるものとする。

第三十 条の十六 都道 府県知事は、 医療 計 画において定める地 域 医 療構 想の達成を推進するために必要な

事 項に つい て、 協 議 の場 に お け る協 議 が お調わな 7 とき、 その 他  $\mathcal{O}$ 厚生労働省令で定めるときは 構 想 区

域 等に お け る病 床 機 能報告 対 象 病院等 (第七条 の二第 項 各号に 掲 げ うる者が 開 設す るも  $\mathcal{O}$ に限 る。  $\mathcal{O}$ 

開 設者 文は 管理者 に . 対し、 都 道 府県医· 療 審 議会の 意見を聴 V て、 病 床  $\mathcal{O}$ 機能] 区分のうち、 当 該 構 想 区 域

等に係る構 想区域 E おける病床の機能区分に応じた既存の病 床数が、 医 療計 画において定める当該 構 想

区 区域におい け る将来  $\mathcal{O}$ 病床数  $\mathcal{O}$ 必要量に達 してい な 7 ものに係る医療を提供することその他必要な措置を

とるべきことを指示することができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定は、 医 療計 画 に お į, て定め る地域! 医 療構 想 。 彦 成 の推 進 0) ため 特に必要が あ る場合に お

て、 第七 条 の二第 項各号に掲げる者以 外  $\mathcal{O}$ 者 が 開 設 する病 床 機 能 報告 [対象] 病 院等に つ 7 て準 用す る。

この 場合に お いて、 前項中 「指示する」 とあ る  $\overline{\mathcal{O}}$ は、 「要請 する」 と読 み替えるものとする。

第三十条の十七 都道 府県知事は、 第三十条の十五第七 項において読み替えて準用する同条第六項又は前

条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による要請を受けた病床機能報告対象病院等  $\mathcal{O}$ 

開 床 機 設者又は管理者 能 報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、 が、 正当な理 由 がなく、 当該要請 に係る措置を講じていないと認めるときは 都道府県医療審議会の意見を聴いて、 当該措置を講 当 該 病

ずべきことを勧告することができる。

第三十条の十八 都 道 府県 知事 は、 第三十条の 十五 第六項の規定による命令、 第三十条の十六第 項 0 規

定による指 示又は 前 条の 規定による勧告をした場合に お 1 て、 当該 命令、 指 示 又は勧告を受け た病 床 機

能報告対 象病 院等  $\mathcal{O}$ 開設者 又は管理者がこれに従わなかつたときは、 その旨を公表することができる。

第五章第二節中第三十条の十一の次に次の一条を加える。

第三十条の十二 第七 条の二第三項から第六項までの規定は、 医療計 画 の達成の推進 のため特に必要があ

る場合に おいて、 同 . 条第 項各号に掲げる者以外 の者が 開 設する病院 療 養 病 床 文は 般 病 床 を有 する

t 0 に限 る。 又は 診療 所 (第七 条第三項 0) 許 可 を得 て病 床 を設 置する ŧ <u>0</u> に 限 る。 に 0 1 て準 用 す

る。 この場合にお 7 て、 第七条 の二第三項中 「命ずる」 とあ る 0) は 「要請 ず Ź と、 同 条第 加 項 中 前

三項」とあるのは 「前項」と、 「病床数及び当該申請に係る病床数」 とあるのは「病床数」 と 同 条第

第一 五. 項中「第一項から第三項まで」とあり、及び同条第六項中「第一項若しくは第二項の規定により前条 項から第三項までの許可を与えない処分をし、又は第三項」とあるのは 「第三項」と、 同項中 「 命

令しよう」とあるのは

「要請しよう」と読み替えるものとする。

2 きは、 又は 都道府県知事は、 診 当該 療 所  $\mathcal{O}$ 病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、 開設者 又は管理者が、 前項において読み替えて準用する第七条の二第三項の規定による要請を受けた病院 正当な理由 が なく、 当該要請 都道府県医療審議会の意見を聴いて、 に係る措置を講じてい ない と認め 当 該 措置 ると

3 設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。 都道府県知事は、 前項の規定による勧告をした場合において、 当該勧告を受けた病院又は診療所の開

をとるべきことを勧告することができる。

第三十一条中 「第三十条の十八」を「第三十条の二十四」に改める。

第四十二条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

二第二項」に、「第三十条の十五第四項又は第三十条の十九第五項」を「第三十条の二十一第四項又は第 第七十二条第三項中 「第六条の十 第四項」を 「第六条の十三第四項、 第六条の二十一、 第六条の二十

三十条の二十五第五項」に改める。

第七十三条中「これを」を削り、 同条第三号中「又は第二十九条第一項」を「、第二十九条第一項又は

第三十条の十五第六項」に改める。

第七十三条の次に次の一条を加える。

第七十三条の二 次の各号の いず れ かに該当するときは、 その違反行為をした医療事故調査 ・支援センタ

ーの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第六条の二十の許可を受けないで、 調査等業務の全部を廃止したとき。

第六条の二十三の規定による帳簿の記載をせず、

虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

 $\equiv$ 第六条の二十四第一項の規定による報告を怠り、 若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十四条中 「これを」を削り、 同 条第一号中 「第四条の二第三項」の下に  $\overline{\ }$ 第四条の三第三項」を

「第五号」の下に「、第二十二条の三第二号若しくは第五号」を加える。

第七十五条中「前二条」を「第七十三条又は前条」に改める。

第七十五条の三中「第三十条の十二第五項」を「第三十条の十三第五項」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第五条 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) の一部を次のように改正する。

目次中 「第百十五条  $\mathcal{O}$ 四十八」 を 「第百十五条の四十九」に、 「介護給付費審 查委員会」 を 「介護給付

費等審査委員会」に改める。

第七 条第 五 項 中 「又は 地 域密着型介護予防サー ビス」を 「若しくは地 域密着型介護予防サー ピ ス 、又は特

定介護予防・ 日常生活支援総合事業 (第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪 問 事 業 同

号口 に規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。 以下同じ。)」 に改め

地域密着型介護予防サー ビス事業を行う者」 の 下 に  $\overline{\ }$ 特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う

者」を加える。

第八条第二項 中 第二十項及び第十三条第一項第二号」を 「及び第二十項」 に改め、 同 条第十二 項 中

次条第十二 項及び第十三項」 を 「次条第十項及び第十一 項」 に改め、 同条第十 匹 項 中 \ \ \ \_ \_ 0 下 に

特定地域密着型サービス」とは、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 夜間対応型訪問介護、 認 知症

この ある者その 養護老人ホ 対応型通所介護、 項及び 第二十六項 他居宅に ームに入所する要介護者」 小規 お にお 模多機能型居宅介護及び複合型サービスをい 1 7 日常生 **(**) て同じ。 活を営むことが困難な者として厚生労働 の 下 に を加え、 「(厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態 同 条第二十三項 . ا 中 「第百 を加え、 省令で定め 十五 条 同条第二十一  $\mathcal{O}$ る 兀 十五; Ł 0 第 に 項中 限 項 第 る。 特別 以下 五. で

を

第

百

十五

条

 $\mathcal{O}$ 

兀

十 五

第

二項

第三号」

に

改

8

る。

活を営 援者」 密着型介護予防サー Ļ 六項とし、 せ 同 条第三項中 第 八 同 食事 という。 条 条 む 中  $\mathcal{O}$ Ď · 等 第 第 に 厄 支 第 九  $\mathcal{O}$ 「居宅要支援者」 障 項 項 日常: でを第一 項中 か が ・ビス」 5 あ 生 に改め、 第十三 活に る状 三項とし、 とは、 態 お 介 ける 護 項までを二項ず  $\mathcal{O}$ 「その介護予防」の下に を 軽 予 基 防 介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を 第 減 「要支援者であって、 訪 本的 又 五. は 項 間 を第四 悪 な 介 護 化 動 作 つ繰  $\mathcal{O}$ 防 項 及び  $\mathcal{O}$ 全 り上 とし、 止 部若 をい げ、 「(身体上又は精 う。 第六 介護 居宅にお しく 同 項 以 下 予 条 は へを第一 第 防 + 同 部 いて支援を受けるも 通 兀 r. 五. に 所介護」 項 項とし、 つい \_ 中 神 上の て常は マン を を削 障 加 時 \ | | 第 ŋ え、 害が 七 介護を要 項 0 下 <u>0</u> あるために を 同 同 に 削 項 条第二 ( 以 下 を Ļ り、 同 条第二 又は 第 項 「居宅要支 入浴 を削 特 八 項 定 日 項と り、 常 を 地 排 第 域 生

指定事業者又は第百 1 第二号にお 十七項を第十五項とし、 <u>ر</u> ا の下に、、 を加え、 į, 特定介護予防 て同じ。 同項を同条第十二項とし、 1十五条 同条第十八項中 を、 の四十七第六項の受託者が行うものに限 ·日常生活支援総合事業 「指定地 域 「地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス 同条中第十五項を第十三項とし、第十六項を第十四項とし、 密着型介護予防サ (市町村、 ピ 第百十五条の四十五の三第一項に規定する ス 事業者」 る。 以下この項及び第三十二条第 の 下 に 特定介護予防 四項 第 日

次項」 第十三条第一項中 に改め、 同項第二号を次のように改める。 「(以下この条において」を「(以下」に、  $\neg$ 以下この条」を「。 以下この項及び

常生活支援総合事業を行う者」

を加え、

同

項を同条第十六項とする。

## 一 特定施設

護保険 村 村が行う介護保険 第十三条第三項中 の下に「(以下「施設所在市町村」という。)」を加え、 の被保険者とされた者 の被 「住所地特例 保険者とされた者又は前項 (以 下 対象被保険者が」 住 所 地 特例 適 の規定により同 を「第一項の規定により同項に規定する当該 用 被保険者」 「住所地特例対象被保険者に」を「住所地 という。)が」 項各号に定め ♡る当該: に改め、 他  $\mathcal{O}$ 市 「所在 町 村 他 する が の市 行 う介 市 町 町

特例適用被保険者に」に改める。

費 特例 五 十一  $\widehat{\mathcal{O}}$ 市 第二十二条第一項中 支給 町 特定入所者介護 条の三 村 又は は、 第六十 厚生労働 第一項の サ 大臣 条の 規定による特定入所者介護サー 「できる」の下に「ほか、 Ė ス費の 0 兀 定め 第一 支給、 る基準 項  $\hat{O}$ 規 定に に 第六十一 より、 による特別 条 そ 当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第 例 の 三 0 者か 特 Ľ 一第 ス費の支給、 定 . ら当該: 入所者 項  $\bigcirc$ 偽 介護予 規定による特定 りそ 第五 防  $\mathcal{O}$ 他不正 <del>十</del> サ ĺ 条 ピ ス 費 (T) 0 入所者介護予 行 兀 第 為によって支給を受  $\mathcal{O}$ 支給 項 であ 0 規定に 防 るときは サ ĺ よる ビス

第二十四条の二第五 項 中 「規定により」 の 下 に 同 項第一号又は第三号に掲げる」 を加える。 け

た額の百分の二百

に相当する額以下の

金額を徴収することができる」を加える。

第三十二条第四項第二号中 「又は」 を「若しくは」に改め、 「指定地域密着型介護予防サー ピ ス の 下

に「又は特定介護予防・日常生活支援総合事業」を加える。

町 下 村を含む。)」 第四 住 所 十二条の二第 地 特 例 適用 を加え、 要介護 項中 被保険 同条第四項中 「当該 者」 市 町 という。 村 「市町村が」 0) 下に に係 (住所地 を る特定地 「市町村 特 例 域 密 適 (施設所在市町村の長が第一 着型サ 用被保 険者 ピ ス である要介護被保 に あ 0 7 は、 項本文の指 施 設 険 者 所 在 以 市

文の 用 護 施 険者に係る地 定をした指 て 被被 設 要介護被保 項 本文の 指 は 保 所 (定を) 険 在 者 市 施 指 定 Ū 設 に 町 <u>険</u> た指 村 地 定をし 係 域 所 域密 者に係る地域 密着 る地 在 が 定 市 た 地 型 着 町 域 指定 に改 介護 型サ 村 密着 域 密 ĺ 型介護 め、 地 着 サ 密着 域密 を加 型サ Ì ピ 同 F ス 型介護 事 着型サー え、 条第八 サ ス 業者 費 ピ ピ ス (特 っに 事 項 サ ス から指定 業者かり 中 ĺ ピ 規 費 定 定す ピ ス 地 に ( 特 ス 事 域 費 · 業 者 5 ょ 地 Ź 定 密 指 り 着型 域 地 ( 特 から指 定 市 を 密着型サー 域 定地 サ 地 町 密 村 着 域  $\mathcal{O}$ 域 定 規 型 密 ピ の 下 密着型サ 地 着 スに 定 サ 型 域 に ビスを受け サ 係 に 密 ょ ピ ĺ るもの 着 り ス 型 市 に ピ (施設 サ ピ 係 スを受け 町 に限 た住 ĺ スに係るものに限 村 る 所 ビスを受け ŧ 施 る。 所地 在  $\mathcal{O}$ た 市 設 に 住 限 町 特 所 村 る。 所 例  $\mathcal{O}$ 在 た 適 0) 額 市 地 住 特 長 に 用 町 る。 村 例 が あ 要介護被保  $\mathcal{O}$ 所 第 請 適 0 地  $\mathcal{O}$ て 特 用 長 求 は、 項本  $\mathcal{O}$ 要介 例 が 12 請 第 あ 適

た指  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 他 第四 限  $\mathcal{O}$ 定 一十二条 る。 厚 地 域 生 労 密  $\mathcal{O}$ 働  $\mathcal{O}$ 着 額に、 型サ 三第二 省令 あって で 定め ピ 項 中 ス は、 る 事 に 業者 者 施 に ょ 設 係 カ n 所在 市 5 る 指 特 町 市 村 例 定 町 地 地 村 域  $\mathcal{O}$ 域 下 密 密 着 着 に 型介 型 を加える。 サ 施 護 設 サ ピ ス 所 を受け ピ 在 市 ス 費 町 た 村 (特 住  $\mathcal{O}$ 定地 長 所 が 地 域 特 同 · 条 第 密 例 着型サ 適 用 要 項 介 本 護 文 ピ ス 被 0 指定 に 保 係 険 るも をし 者 そ

求

に

あ

って

は、

施設

所

在

市

町

村

が

定定め

る

に改

8

る。

第四十九条の次に次の一条を加える。

定以上の所得を有する第一号被保険者に係る居宅介護サービス費等の額)

第四十九条の二 第一 号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額

以上である要介護被 保険者が受ける次の各号に掲げ る介護給付について当該各号に定める規定を適

用

す

る場合に お V ては、 これ 5 0 規定中 云百 分の 九十」 とある  $\mathcal{O}$ は 百百 分の八十」とする。

居宅介 護 サー ピ ス 費 の支給 第四 + 条第四 |項第一 号及び第二号並 びに第四十三条第 項、 第四 項

及び第六項

特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第三項並びに第四十三条第 一項、 第四項及び第六項

 $\equiv$ 地域密 着型介護 サー ピ ス費の支給 第四十二条の二第二項各号並びに第四十三条第一項、 第四 項及

び第六項

匹 特 例 地 域 密着型介護サ ピ ス 費 の支給 第四十二条の三第二項並びに第四十三条第一 項、 第四項及

び第六項

五 施設介護サービス費の支給 第四十八条第二項

六 特例施設介護サービス費の支給 前条第二項

七 居宅介護福祉用具購入費の支給 第四十四条第三項、 第四項及び第七項

八 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五条第三項、 第四項及び 第七項

第五十条中

「含む。)、」

を「含む。

次項にお

いて同じ。)、」に、「含む。)若しくは」を「含む。

同 項に お いて同じ。) 若しくは」に、 次  $\mathcal{O}$ 各号」 を 「前条各号」 に改め、 「場合」  $\mathcal{O}$ 下に (同 条 0 規

定に ょ り読み替えて適用する場合を除く。)」 を加え、 同条各号を削 り、 同 条に次の一 項を加 える。

2 市 町村が、 災害その他の厚生労働省令で定める特別の事 情があることにより、 居宅サー ・ビス、 地域密

着型サー ビス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困 難であると認めた 要

介護被保険者が受ける前条各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合 (同 条

 $\mathcal{O}$ 規定に ょ り読み替えて適用する場合に限る。) にお いては、 同 条のに 規定によ り読み替えて 適 用するこ

れ . ら の規: 定中 百 分の 八十 とあるのは、 「百分の 八十を超え百分の百以下の範囲 内にお て市町 村が

定めた割合」とする。

第五十一条の三第一項中「所得」の下に「及び資産」を加える。

第五十三条第一 項中 介護予 防 通 所介護」 を削 ŋ, 同条第二項第一号中 「介護予防訪問 介護、

、介護予防通所介護」及び「介護予防通所介護及び」を削る。

第五十四条第三項中「、介護予防通所介護」を削る

第五 十四四 条 の二第 項中 「当該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 下 に 住 所地特 例 適用被保険者である居宅要支援被保険者

(以下 住 所 地 特 例 適 用 居 宅 更支援 被保 険者」 という。 に 係 る 特 定 地 域 密着 型 介 護 予 防 サ ] ピ ス 12 あ 0

て は、 施 設 所 在 市 町 村 を含む。 を加 え、 同 条第 几 項 中 市 町 村 が を 市 町 村 (施 設 所 在 市 町 村  $\mathcal{O}$ 長

が 第 項 本 文  $\mathcal{O}$ 指定をし した指: 定地 域 密 着 型介 護予 防 サー ピ ス 事 業者 から 指 定地 域 密 着 型介護 予 防 サ Ì ピ ス

予防 を受け サ た住 ピ ス 所 に 地 係 特 る 例 Ł 適 のに 用 居宅 限 る。 要支援被保  $\mathcal{O}$ 額 に 険者に係 あって は、 る地 施設 域 密 着 所 在 型介護予防 市 町 村 が サ ] に改 ピ ス め、 費 (特定: 同 条第 地 八 域 項 密 中 着型. に 介 ょ 護

り 市 町 村  $\mathcal{O}$ 下 に 施 設 所 在市 町 村  $\mathcal{O}$ 長 が 第 項 本文 0 指 定 を Ū た指 定 地 域 密 着 型介 護予 防 サ ピ ス 事

業者 か 5 指 定 地 域 密 着 型介 護 予防 サ ピ ス を受け た 住 所 地 特 例 適 用 居宅 要支援 被 保 険 者 に 係 る 地 域 密 着 型

介護 予 防 サ ] ピ ス 費 特 定 地 域 密 着 型介 護 予 防 サ ] ピ ス に 係 る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 請 求 に あ 0 7 は 施 設 所

在 市 町 村)\_\_ を加え、 に 規定する」 を つの 規定により 市 町 村 (施 設 所在市 町 村  $\mathcal{O}$ 長 が 第 項 本文  $\mathcal{O}$ 指定

をし 適用居宅要支援被保険者に係る地 した指: 定地 域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けた住 域密着型介護予防サー -ビス費 (特定: 地 域 密着型介護予防サー ピ ス 所地特例 に係る

Ł

のに

限る。)

の請

求にあっては、

施設

所在市町村)

が定める」

に改める。

た指: 域密着型介護予防サー 居宅要支援被保険者そ 第五 定地 十四四 域 条の三第二 密着型介護 一項 中 予防 ビスに係るものに限る。  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ サ 「により 厚生 ] F 一労働 ス (事業者 市 町 省令で定める者に 村 が ら指: の下に の額にあって 定 地 域密着型介護予防 (施設所 · 係 る特 は、 在 例 市 地 施設 町 域 密 村 所在市町村)」 着 サ  $\mathcal{O}$ 型介護 長が ] ビスを受け 同条第一 予 防 サ を加える。 た住 項本文の指定をし ピ 所 ス 費 地 特 特 例 定 適 用 地

あっては、 第五十八条第一項中 施設 所 在 市 「当該・ 町 村 市 町 村 を加える。 の 下 に (住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援

第五 十九条  $\mathcal{O}$ 次に 次 の 一 条を加え ゚゚゙える。

に

\_

定以 上  $\mathcal{O}$ 所得を有す る第 号被保証 険者に係る介護予防 サー ビ ス費等 Ò 額

第五 + 九条の二 第一 号被保険者 であって政令で定めるところにより算定 L た所得  $\mathcal{O}$ 額 が · 政令 で定め る 額

以上である居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適

用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、 「百分の八十」とする。

介護予防サー ビス費の支給 第五十三条第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、 第四項

及び第六項

特例介護予防サービス費の支給 第五十四条第三項並びに第五十五条第一項、 第四項及び第六項

地 域 密着型介護予防サー ピ ス費の支給 第五十四条の二第二項第一号及び第二号並びに第五十五条

第一項、第四項及び第六項

兀 特例 地 域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の三第二項並びに第五十五条第一 項、 第四

項及び第六項

五 介護予防福祉 用具購入費の支給 第五十六条第三項、 第四項及び第七項

六 介護予 防住宅改修費の支給 第五十七条第三項、 第四項及び 第七 項

第六十条中 「含む。)、」 を「含む。 次項にお いて同じ。)、」に、「含む。) 又は」を「含む。 同項

に お いて同じ。)又は」に、「次の各号」を「前条各号」に改め、 「場合」の下に「(同 条 の規定により

読 み替えて適用する場合を除く。)」を加え、同条各号を削り、 同条に次の一項を加える。

市 町 対が、 災害その他の厚生 労働省令で定める特別の事情があることにより、 介護予防サー ・ビス、 地

2

域 密着型介護予防サ ĺ ビス又は住宅改修に必要な費用を負担することが 困 難 であると認めた居宅要支援

被保 険者が受ける前条各号に掲げる予防給付につい て当該 各号に定める規定を適 用する場合 (同 条  $\bigcirc$ 規

 $\mathcal{O}$ 規 定 中 「百分の 八十 とあ る  $\mathcal{O}$ は、 「百分の 八十を超え百 分の 百 以 下  $\mathcal{O}$ 範 囲 内 に お 1 て市 町 村 が 定 8

た割合」とする。

定に、

より

読み替えて適用する場合に限る。

) にお

1

ては、

同

条の

規定に

より

読

み替えて適

用

するこれ

5

第六十一条の三第一項中「所得」の下に「及び資産」を加える。

第六十八条第五項中 「又はその被扶養者」 を 「若しくはその被扶養者又は船員保険の被保険者 (船員保

険法第二条第二項に規 定する疾病任意継 続被保険者を除く。) 若しくはその被扶 、養者」 に改め る。

第六十 九 条第三項中 「次項」 0) 下に 「 及 び 第 五. 項 を、 「場合」 0 下に \_ ( 第 匹 + 九条の二又は 第 五. +

九条 の <u>-</u> の 規 定 によ り 読み替えて適用す る場合を除く。)」 を加え、 同 条中第四 |項を第| 五. 項とし、 第三項

の次に次の一項を加える。

4 第 項 の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、 当該記載を受けた日の属する

前 ピ 月 条の二の 十九条の二の !項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合 の翌月 施設サービス、介護予防サー 規定により読み替えて適用するこれらの規定中 の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、 規定に より 読み替えて適用する場合に限る。 ビス及び地域密着型介護予防サービス並びに行った住宅改修に係る 「百分の ) にお 八十 いては、 とある 第四 (第四十九条の二又は第五 十九 0 は、 条の二又は第 百百 地域密着型サー 分の 七十 五. 十九 لح

E 第六十九条の三十四第一項中「又は地域密着型介護予防サービス」を「若しくは地域密着型介護予防サ ス又は特定介護予防 ・日常生活支援総合事業」に改め、 同条に次の一項を加える。

する。

3 術 の水準 介護支援専門員は、 を向上させ、 その 要介護者等が自立 他その 資質  $\mathcal{O}$ 向 した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技 上を図るよう努め な け れ ば ならな

第六十 九 条の三十八第二項中 「第六十九条の三十四」 を 「第六十九条 の三十四第一 項又は第二 項」 に改

める。

第六十九条の三十九第二項第一号中「第六十九条の三十四」を「第六十九条の三十四第一項若しくは第

二項又は第六十九条の三十五」に改める。

域密着型サー 第七十八条の二第一 ビスに係る指定にあっては、 項中 市 町 村 の行う」 当該市 を「市」 町 村の 町村が行う」 区域内に所 に改め、 在する住所地 「被保険者」の下に ·特 例 対象施設に入所等 (特定地 を

て V) る 住 所地 特 例 適 用要 介護被保険者を含む。)」 を加え、 同 条第七 項 中 又 は を 又は」 に、

講 ľ な け れ ば を 講 ずるよう努 8 なけ れ ば に改 8 る。

第七 + 八 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第 項 中 市 町 村 . の \_ を 市 町 村 が に改 め、 「被保証 [険者] の下に (特定 地 域 密 着

型サー ビスに係る公募指定にあっ 7 は 当該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 区 域内 に 所在する住所地特 例 対 象施設に入所等

をし

ている住所地特例適用要介護被保険者を含む。)」を加える。

第百 十五 条 の十二第 項中 市 町村 (T) を 市 町 村が」 に改 め、 「被保険者」 の下に 「(特定地域 密 着

型介護予防 サ ビス に 保る指 定に あって は 当該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 区 域 内 に · 所在 する住 所 地 特 例 対 象 施 設 に 入 所等

てい る 住 所 地 特 例 適 用 居 宅要支援 被保 険者を含む。 を加 え、 同 · 条第 五. 項中 講じ な け れ ば を

講ずるよう努めなければ」に改める。

第百十五条の二十二第一項中 「市町村 <u>の</u> を「市町村が」 に改め、 「被保険者」の下に (当該市町村

が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、 当該市町村の区域内に所在する住所地特例

対象施設に入所等をしてい る住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)」 を加える。

第百十五条の四十五第一項及び第二項を次のように改める。

市 町村 は、 被保険者 (当該市 町 '村が行う介護保険  $\mathcal{O}$ 住所地 特例適用被保険者を除き、 当該 市 町村 の区

域内 に所 在す る住 所 地 特 例 対象 施 設 に 入所等をし てい る住 所 地 特 例適 用被保険者を含む。 第三 項第三号

及び 第百 十五 条の四 十九を除き、 以下この 章にお いて同じ。)  $\mathcal{O}$ 要介護状態等となることの予 ·防 又 は要

介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的

か つ 体的に行うため、 厚生労働省令で定める基準に従って、 地域支援事業として、 次に掲げる事業

以 下 「介護予防 日常生活支援総合事業」 という。) を行うものとする。

居宅要支援被保 険者その 他の 厚生労働省令で定め る被保険者 (以下「居宅要支援被保険者等」とい

う。 に対して、 次に掲げ る事 業を行う事 · 業 ( 以 下 「第一号事 業」という。

1 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、 当該居宅要支援被保険者等の居宅に お 厚

生労働省令で定める基準に従って、 厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事

業 (以下この項において「第一号訪問事業」という。)

口 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、 厚生労働

厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能

訓

練

を

行う事業 (以下この項において 第一 号通所事業」 という。)

省令で定める基準に従って、

ハ

厚

生労働省令で定める基準に従って、

ス 事 業又は第一 号訪 間 事 業若しくは 第一号通 所事 業と一体的に行 われる場合に効果があると認 めら

介護予防サ

ĺ

ピ

ス事業若

しくは地域密着型介護予

防

サ

ĺ

ピ

れる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるも

 $\mathcal{O}$ を行う事業 (ニにおいて「第一号生活支援事業」という。)

二 居宅要支援被保険者等 (指定介護予防支援又は特例介護予防サー ビス計 画費に係る介護予防支援

を受けている者を除く。 の介護予防を目的として、 厚生労働省令で定める基 準に従って、 その心

身 O、状況、 その 置かれてい る環境 そ 0 他  $\mathcal{O}$ 状況に応じて、 その 選択に基づき、 第 号訪 間 事 業 第

号通 ②所事業| 父は第 号生 活支援事業その 他 一の適切 な事 業が 包括的 かつ効率的に提供されるよう必

要な援助を行う事業 ( 以 下 「第一号介護予防支援事業」 という。)

被保 険者 ( 第 一 号被保険者に限る。 0) 要介護状態等となることの予防又は要介護状態 等 0 軽 業並 減若

しく は 悪化の防 止 のため必要な事業 (介護予防サー ビス事業及び地域密着型介護予防サー ピ ス 事

び に 第一 号訪! 問 事 業及び第一 号通所 事業を除く。)

2 市 町 村 は、 介護予 防 • 日 常生 活支援 総 合事業 0 ほ か、 被保険者が要介護状態等となることを予防する

ととも に、 要介護状 態等となっ た場へ 合に お 1 ても、 可 能 な限 り、 地 域 に お 1 7 自 <u>\frac{1}{12}</u> L た日常生 活 を営

ts

ことができるよう支援する ため、 地 域 支援事業として、 次に 掲 げ る事 業を行うも 0) とする。

被保険者の心身の状況、 その 居宅における生活の実態そ (T) 他  $\mathcal{O}$ 必要な実情  $\mathcal{O}$ 把握、 保健 医 療、 公 衆

衛生、 社会福祉その他 の関連: 施策に関する総合的 な情報の提供、 関係 機関との連絡調整その 他  $\mathcal{O}$ 被保

険者 0 保健医 療  $\mathcal{O}$ 向上及び 福 祉 の増 進 を図るための 総 合的 な支援を行う事 業

被保 険者 に対す ^る虐: 待  $\mathcal{O}$ 防 止 及び その 早 -期発 見  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 事 業そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 被保険 者  $\mathcal{O}$ 権 利 擁 護  $\widehat{\mathcal{O}}$ ため必

要な援 助 を行う 事 業

三 保健 医 療 及び 福 祉 に 関 する 専 消的 知 識を有する者に よる被 保険 者 の居宅 サ ] ピ ス 計 画 及 び 施 設 サ ]

ピ ス 計 画  $\mathcal{O}$ )検証、 その心身の状況、 介護給付等対象サー ピ ス の利用状況その他 の状況に関する定期的

な協 議その 他 0) 取組を通じ、 当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう

、包括的かつ継続的な支援を行う事業

兀 医療に関する専門的: 知識を有する者が、 介護サー ビス事業者、 居宅における医療を提供する医療機

関そのは 他  $\mathcal{O}$ 関 係 者  $\mathcal{O}$ 連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業 (前号に掲げる事業を除く。

\_

五. 被保 除者の 地 域 における自 立した 日常生活 の支援及び要介護状態等となることの予防 又は 要介護状

態等  $\mathcal{O}$ 軽 減若しく 、は悪化 の防止に係 る体制の整備その他のこれらを促進する事 業

六 保健 医療及び福祉に関する専門的 知識を有する者による認知症 の早期における症状の悪化の防止 (T)

ための支援その他 この 認 知 症である又はその疑い のある被保険者に対する総合的な支援を行う事業

第百十五 条  $\mathcal{O}$ 四十 五 第三項中 「 第 一 項各号」を 「介護予防 日 常生活支援総合 事 業 に改め、 「ほ か

の下に 厚生 一労働 省 令で定めるところにより」 を加 え、 同 項第三号中 被保 険 者」 0 下に (当該 市 町

村  $\mathcal{O}$ 区 域 角 に 所在する 住所 地 特例 対 象施設 に 入所等をして *(* \ る住 所地: 特 例 適用 被保険者を含む。 を加

え、 同条第四 |項中 「運営の状況」の下に「、 七十五歳以上の被保険者の数」を加え、 同条第六項及び第七

項を削る。

第百十五条の四十五の次に次の十条を加える。

(介護予防 日常生活支援総合事業の指 (針等)

第百十五条の 四十五 の <u>-</u> 厚生労働大臣 は、 市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業に関して、 そ

 $\mathcal{O}$ 適 切 か つ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2

市

町 村

は、

定期的

に、

介護予防

日常生活支援総合事業の実施状況について、

調査、

分析及び評価を

行うよう努めるとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定事業者による第一号事業の実施

第百十五条の四十五 の 三 市 町村は、 第一号事業 (第一号介護予防支援事業にあっては、 居宅要支援被保

険者に係るものに限る。 )<br />
については、 居宅要支援被保険者等が 当該 市町 村 の長が指定する者 ( 以 下

「指定事 業者」という。 の当該指 定に係る第一 号事 業を行う事 ・業所に、 により行 わ れる当該第 号事 業を

利用した場合において、 当該居宅要支援被保険者等に対 Ļ 当該第一号事業に 要した費用について、 第

号事業支給費を支給することにより行うことができる。

- 2 前項の第一号事業支給費(以下「第一号事業支給費」という。)の額は、 第一号事業に要する費用の
- 額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額とする。
- 3 居宅要支援被保険者等が、 指定事業者の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる当該
- 第一 号事業を利用 したときは、 市町村 は 当該居宅要支援被保険者等が当該指定事業者に支払うべき当
- 該 第 号事 業に要した費用について、 第一号事業支給費として当該居宅要支援被保険者等に対し支給す
- べ き額 0 限 は度にお いて、 当該居宅要支援被保険者等に代わ り、 当該指 定 事業者に支払うことができる。
- 4 前 頭の 規定による支払があったときは、 居宅要支援被保険者等に対し第一号事業支給費の支給があっ
- たものとみなす。
- 5 市 町村は、 指定事業者 から第一号事業支給費の請求があったときは、 厚生労働省令で定めるところに
- より審査した上、支払うものとする。
- 6 市 町 村 は、 前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。
- 7 前 項 (T) 規定による委託を受けた連合会は、 当該委託をした市 町村の同意を得て、 厚生労働省令で定め
- るところにより、 当該委託を受けた事務の一部を、 営利を目的としない法人であって厚生労働省令で定

める要件に該当するものに委託することができる。

(租税その他の公課の禁止)

第百十五条の四十五  $\mathcal{O}$ 兀 租税その他の公課は、 第一号事業支給費として支給を受けた金銭を標準として

課することができない。

(指定事業者の指定)

第百十五 条の 四十五 の 五 第百十五条の四十五の三第一項の指定 (第百十五条の四十五 元の七第 項を除き

以下この章において「指定事業者の指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、 第一

号事業を行う者の申請により、 当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第一号事業を行う事業所

ごとに行う。

2 市 町村長は、 前項 の申請があった場合において、 申請者が、 厚生労働省令で定める基準に従って適正

に第 一号事 業を行うことができないと認められるときは、 指定事業者の指定をしてはならない。

(指定の更新)

第百十五条の四十五の六 指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を受けなけれ

ば、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前 項 の更新の申請があった場合において、 同項の期間 (以下この条において「有効期間」という。)

 $\mathcal{O}$ 満 了の 日までにその申請に対する処分がされないときは、 従前の指定事業者 の指定は、 有効期間 の満

了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

満了の日の翌日から起算するものとする。

3

前

項

の場合にお

7

て、

指定事

· 業 者

0

指定

 $\mathcal{O}$ 

更新

がされたときは、

その有効期間

は、

従前

の有効期間

 $\mathcal{O}$ 

4 前条の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

(報告等)

第百十五条の 四十五 の 七 市町村長は、 第一号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、 指

定事業者若 しくは指 定事業者で あった者若しくは当該第百 十五 条 の 匹 十五 の三第一 項 への指 定に係る事業

所 の従業者であ った者 (以下この 項 に お į١ 7 「指定事 業者 こであっ た者等」という。) に対 報告 左 し

< は 帳 簿書 類 の提 出若しくは提示を命じ、 指定事業者若しくは当該指定に係る事 業所の従業者若しくは

指定事業者であった者等に対し出頭を求め、 又は当該職員に、 関係者に対して質問させ、若しくは当該

指定事業者の当該指定に係る事業所、 事務所その他当該指定事業者が行う第一号事業に関係のある場所

に立ち入り、 その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項 への規定が は前 項の規定による質問又は検査について、 同条第四項の規定は前項の規定

による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第百 十五 条 0 四十五  $\mathcal{O}$ 八 市 町村長は、 指定事業者が、 第百 十五 条の四十五第一項第一 号イか らニま で又

は第百十五 条の四十五の五第二 項の厚生労働省令で定める基準に従って第一号事業を行って 7 ない · と認

8) るときは、 当該指定事業者に対し、 期限を定めて、これらの厚生労働省令で定める基準に従 って第

号事業を行うことを勧告することができる。

2 市 町 村 長は、 前項  $\mathcal{O}$ 規定による勧告をした場合において、 その勧告を受けた指 定 上事業者が が 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 期限

内 にこれ に 従 わ な カン ったときは、 その旨を公表することができる。

3 市 町 村 長 は、 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による勧告を受けた指 定事 業者が、 正当な理由がなくてその勧告に係 る措

置をとらなかったときは、 当該指定事業者に対し、 期限を定めて、 その勧告に係る措置をとるべきこと

を命ずることができる。

4 市町村長は、 前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(指定事業者の指定の取消し等)

第百十五条の 四十五  $\mathcal{O}$ 九 市 町村 長は、 次の各号のいずれかに該当する場合にお いては、 当該指定事業者

に係 る指定事 業者  $\mathcal{O}$ 指定を取 ŋ 消 Ļ 又は期間を定めてその指定事業者の指定 の全部若 しくは 部 の 効

力を停止することができる。

指定事業者が、 第百十五条の四十五第一項第一号イからニまで又は第百十五条の四十五の五第二項

 $\mathcal{O}$ 厚生労働省令で定める基準に従って第一号事業を行うことができなくなったとき。

二 第一号事業支給費の請求に関し不正があったとき。

三 指定事 業者が、 第百· 十五条の 四十五 0) 七 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により報告又は帳簿書類の提出若 しくは提示

を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

匹 指定事 業者又は当該指定事 業者の指定に係る事 業所の従業者が、 第百十五条の 四十五 の七第一 項の

規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽

の答弁をし、 又は 同 「項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避したとき。ただし、 当該指定事

業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、 当該指

定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

五 指定事業者が、 不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。

六

前

各号に掲げる場合

のほ

か、

指定·

事業者が、

この

法律その

他国民

の保健医療若しくは

福

祉に関する

法 . 律で政令で定め るもの 又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

七 前各号に掲げる場合のほ か、 指定事業者が、 地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著し

く不当な行為をしたとき。

(市町村の連絡調整等)

第百十五 条  $\mathcal{O}$ 四十五 の 十 市 町 村 は、 第百 十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業の円滑 な実施 元のため

に必要な関係者相互間の連絡調整を行うことができる。

2 市 町 村 が 行う第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業の関係者は、 当該事業に協力するよう努

めなければならない。

3 都道 府県は、 市 町村が行う第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業に関し、 情 報 の提供その他

市町村に対する必要な協力をすることができる。

(政令への委任)

第百十五 条 0 四十五 の 十 一 第百 十五条の四十五から前条までに規定するもののほ か、 地域支援事業の実

施に関し必要な事項は、政令で定める。

第百 十五 条  $\mathcal{O}$ 四十 六 第 項 中 「前 条第一 項第二号から第五号まで」を 「第一号介護予防支援 事業 (居宅

要支援被保険者に係るものを除く。) 及び第百十五条の四十五第二項各号」に改め、 同条第三項中 「次条

第一 項の」 の 下 に 「規定による」を、 「受けた者」の下に 「(第百十五条の四十五第二項第四号か ら第六

号までに掲げる事業  $\mathcal{O}$ みの委託を受けたものを除く。)」 を加え、 同条中第九項を第十二項とし、 第八項

を第十一項とし、 第七 項を第八項とし、 同 項 の次に次の二項を加 える。

9 市 町 村 は、 定期: 的 に、 地 域包 括支援セ ン ター に お け る事 業 0 実 施 状 況について、 点検を行うよう努め

るとともに、 必要が あると認めるときは、 次条第一項の方針 の変更その 他の必要な措置を講ずるよう努

めなければならない。

10 市 町村は、 地域包括支援センターが設置されたとき、 その他厚生労働省令で定めるときは、 厚生労働

省令で定めるところにより、 当該 [地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表

するよう努めなければならない。

第百 十五 条  $\mathcal{O}$ 四十 六 第六 、 項 中 「高 齢 者  $\mathcal{O}$ 日常生活 の支援に関する活動 に携わるボランティア」 を 「被保

険者  $\mathcal{O}$ 地 域 E お ける自 <u>\f}</u> L た 日常 生活 の支援又は要介護状態等となることの予防若 しくは要介護 狀態 等  $\mathcal{O}$ 

軽減若 しく は 悪化  $\mathcal{O}$ 防 止 <u>の</u> ため Ó 事 業を行う者」 に 改 め、 同 項を同条第七項とし、 同条中第五 項を第六 項

とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 地 域包括支援センターの設置者は、 自らその実施する事業 の質の評価を行うことその他の措置を講ず

ることにより、 その 実施する事 業の質  $\mathcal{O}$ 向 上に努めなければならない。

第百十五 条  $\mathcal{O}$ 四十 七 第一 項 中 「対し」 の 下 に 厚生労働 省令で定めるところにより」 を加 え、 同 条第

二項 中 包包 括 的支援 事 · 業  $\mathcal{O}$ 下 に ( 第 百 十五 一条の 兀 十五 第二項第四号から第六号までに掲げ る事 <del>,</del>業 を除

を加 え、 同条第三 一項 中 「前条第六項及び第七項」 を 前 条第七項 及び第八項」 に改め、 第 項

 $\bigcirc$ の下に「規定による」 を加え、 同条第四 項を削り、 同条第五項中 「のうち第百十五条の四十五第二項

各号に掲げる事業」を 「(第一号介護予防支援事業にあっては、 居宅要支援被保険者に係るもの に限る。

に、 「当該各号に掲げる事業」を 「当該介護予防・日常生活支援総合事業」 に改め、 (同 項第三号

12 掲げる事業につい ては、 地域包括支援センター の設置者に限る。) \_ を削り、 同 頂を同り 条第四 項とし、

同 条第六項中 「第 百 1十五条  $\mathcal{O}$ 兀 十 五 |第二項第三号に掲 げ つる事 業 を 第 号介護! 予 防 支援事業 業 に、 「そ

<u>の</u> を 当 該 委託を受けた」 に改 め、 同 |項を同 条第五 項とし、 同 条 第 七 項 中 第四 項又は 第五 項」 を

又 は 第 兀 項」 に、 次 項」 を 「 第 八 項、 第百 八十 条第一 項 並 び に第百 八十一条第二項及び第三 項」 に改  $\Diamond$ 

、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前 項の規定による委託を受けた連合会は、 当該 委託をした市町村長の同意を得て、 厚生労働省令で定

め るところにより、 当該委託 を受けた事 務 の 一 部を、 営利を目的としない法人であって厚生労働省令で

定める要件に該当するものに委託することができる。

第百十五条の四十七に次の一項を加える。

9 市 町 村 は、 第百 + -五条  $\mathcal{O}$ 四十 五 第三項各号に掲げ る事 業の全部又は 一部について、 老人福 祉法第二十

条の七 の二第一項に規定する老人介護支援センター の設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対

し、その実施を委託することができる。

第六章中第百十五条の四十八を第百十五条の四十九とする。

第百十五条の四十七の次に次の一条を加える。

## (会議)

第百十五条の 四十八 市町村は、 第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために

介護支援専門員、 保健医 療及び 福祉に関する専門的 知識を有する者、 民生委員その 他 の関 係者、 関係

機関及び関係団体 (以下この条において 「関係者等」という。) により構成される会議 (以下この条に

おいて「会議」という。)を置くように努めなければならない。

2 会議は、 要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者 (以下この項において「支援対象被

保険者」という。)への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、 支援対象被保険者が地域

に おお て自立 した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 会議 は、 前項の検討を行うため必要が あると認めるときは、 関係者等に対し、 資料又は情 報の提供、

意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係者等は、 前項の規定に基づき、 会議から資料又は情報 の提供、 意見の 開陳その他必要な協力の求

8 が あった場合には、 これに協力するよう努めなければならない。

5 会 議 の事務に従事する者又は従事してい た者は、 正当な理由がなく、 会議 の事務に関して知り得た秘

密を漏らしてはならない。

6 前 各項 に定め る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 会議  $\mathcal{O}$ 組 織 及び運営に関 し必要な事項は、 会議 が定める。

第百· 十六条第 一項中 「厚生 労働大臣 は の 下 に 地 域における医療 及 び介護 0 総合的 な 確 保の促進に

関する法律 (平成元年法律第六十四号) 第三条第 一項に規定する総合確保方針に即して」 を加える。

第百十七条第三項第五号中 「支援に関する事項、」 の下に「居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険

者に係る る医療その他  $\bigcirc$ を加え、 同号を同項第六号とし、 同項中第四号を第五号とし、 第三号を第四号と

し、第二号の次に次の一号を加える。

介護: 給 付等対象 サ ĺ ピ ス 0) 種 類ごとの量、 保険給付に要する費用 の額、 地域支援事業 の量、 地域支

援 事 業 に 要する費用の 額 及び 保険料  $\mathcal{O}$ 水 が準に関う ける中 長期的 な推 計

第百十七条中第十項を第十一項とし、 第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、 第六項の次に次の

項を加える。

7 市町村介護保険事業計画は、 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第

項に規定する市 町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

第百十八条第三項に次の一号を加える。

五 第百 1十五条 の四十五第二項第四号に掲げる事業に関する市町村相互間の連絡調整を行う事業に関す

る事項

第百十八条第七項を同条第八項とし、 同条第六項中 医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画

を削り、 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の下に「(平成十三年法律第二十六号)」 を加え、

同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 都道 府 県介護保険 事業支援計 画 は 地 域 E お ける医療及び介護の総合的 な確保の促進に関する法律第

匹 [条第 項に に規定す んる都道 道 府県 計 画 及び 医 療法第三十条の四第 項に規定する医療 計 画との 整合性 の確

保が図られたものでなければならない。

第百二十二条の二第一項中「地域支援事業 (第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業 (介護予防

日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、 当該介護予防・日常生活支援総合事業) に限る。 以 下

介護予防等事業」という。)」を「介護予防・日常生活支援総合事業」に、 「百分の二十五」を 「百分の

二十」に改め、 同条第二項中 「介護予防等事業」を 「介護予防・日常生活支援総合事業」 に改め、 同項を

同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 玉 は 介護保险 険  $\mathcal{O}$ 財政  $\mathcal{O}$ 調整 を行うため、 市 町村に対し、 介護予防 日常生活支援総合事業に要する

費用  $\mathcal{O}$ 額について、 第一 号被保険者 の年 -齢階 級 別  $\mathcal{O}$ 分布 状況、 第一号被保険者 の所得の分布 状況等を考

慮して、政令で定めるところにより算定した額を交付する。

3 前項の規定により交付する額 の総額 は、 各市町村の介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の

額の総額の百分の五に相当する額とする。

第百二十三条第三項及び第百二十四条第三項中 「介護予防等事業」 を 「介護予防・ 日常生活支援総合事

業」に改める。

第百二十四条の次に次の二条を加える。

(市町村の特別会計への繰入れ等)

第百二十四条の二 市町村は、 政令で定めるところにより、 一般会計から、 所得の少ない者について条例

の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき第一号被保険者に係る保険料につき減額した額 0

総額を基礎として政令で定めるところにより算定した額を介護保険に関する特別会計に繰り入れなけれ

ばならない。

2 玉 は、 政令で定めるところにより、 前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

都道· 府県は、 政令で定めるところにより、 第一 項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担

する。

3

(住所地特例適用被保険者に係る地域支援事業に要する費用の負担金)

第百二十四条の三 市町村は、 政令で定めるところにより、 当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用

被保険者に対して、 当該住所地 特例適用被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設  $\mathcal{O}$ 所在する施

設所在 市 町村が行う地域支援事 業に要する費用につい て、 政令で定めるところにより算定した額を、 地

域支援事業に要する費用として負担するものとする。

第百二十六条第一項中「介護予防等事業に」を「介護予防・日常生活支援総合事業に」に、 「介護予防

等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」 に改める。

第百二十七条中「及び第百二十二条の二」を「、第百二十二条の二及び第百二十四条の二」 に改める。

第百二十八条中 「第百二十三条」の下に「及び第百二十四条の二」 を加える。

第百四十一 条の見出し中 「入所又は入居」を 「入所等」 に改め、 同 条第 一項中 「第十三条第一 項又は第

二項 の規・ 定  $\mathcal{O}$ 適用を受ける被保険者」 を 「住所地特例 適 用被保 "険者」 に改 いめる。

第 百 兀 十八条第二項中「第百二十二条の二」 を「第百二十二条の二第一 項、 第二項及び第四項」 に改め

る。

第百五十二条及び第百五十三条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防 ·日常生活支援

総合事業医療保険納付対象額」に改める。

第百七 十六条第一 項第二号中 「第百十五 条の四十七第七項」を 「第百· 十五条の四十五 の三第六 項の 規定

に ょ ŋ 市 町 村 カン ら委託 を受けて行う第一号事 業支給費  $\hat{O}$ 請求 に関する審 査 及び支払並 び に第 百 十五 条 0 兀

+ 七 第六項」 に改め、 同条第二項第三号中「第百十五条の四十七第七項」 を「第百十五条の四十七第六項

に改める。

第十一章の章名を次のように改める。

第十一章 介護給付費等審查委員会

第百七十九条の見出しを (給付費等審査委員会)」に改め、 同条中「含む。)」 の下に「並びに第百

十五 条  $\mathcal{O}$ 四十五の三第六項及び第百十五 条の 四十七第六項」を、 「介護: 給付費請求書」 の 下 に 「 及 び 介護

に、 「給付 費審 査委員会」 を 「給付 ]費等審 査 委員会」 に改  $\delta$ る。

予

防

日

常

生活支援総合事業費請

求書」

を加え、

「介護給付

費審查委員会」

を

「介護給付費等

審査

委

員

会

第百八十条の見出しを「(給付費等審査委員会の組

織)」

に改

め、

同

条第一項中

「給付費審査委員会」

を 「給付費等審査委員会」に、 「及び次条第一項」 を「並びに次条第一項及び第二項」に改め、 同じ。

の下に「又は介護予防 日常生活支援総合事業担当者 (指定事業者 において第一号事業を担当する者

又は受託者に お いて介護予防 日 常生活支援総合事業を担当する者をいう。 第三項及び次条第二 一項に お 7

て同じ。 を加 え、 同条第三項 中 「介護 給付等対象サー ビス担当者」 の 下 に 「又は介護予防 日 常常 生活

支援総合事業担当者」を加える。

第百八十一条の見出しを (給付費等審査委員会の権限) 」に改め、 同条第一項中 「給付費審査委員会

施設、 費審 を 査 「給付費等審 指定 委員会」 地 域密着型 を 查委員会」 「給付費等審査委員会」 サー ピ に改め、 ス 事 業者、 同条第三項を削り、 指定 に改め、 地 域 密 着型介護予 同項ただし書中 同 条第二 · 防 サ 項中 「又は ピ ス 「前項」を「前二 事 介護保険 業者若しくは指定介 施設」 項」 を に、 介護 護予 「給付 保 防支 険

援事 常生活支援 業者 又 総 は 合事業費 指定事業者若 請 求 書」 しくは受託者」 を 加 え、 同 に 項 改め、 を同 条 第三項とし、 「介護給付 費 請 同 条第 求 書」 項  $\mathcal{O}$ 下に  $\mathcal{O}$ 次 12 若 次 しく  $\mathcal{O}$ 項 は を 介 加 護 予防 える。 日

2 給 付 ·費等-審 査委員 (会は、 介護 給 付 費 請 求 書又 は 介護予 防 日 常 生 活 支援 総 合 事 業 費 請 求 書  $\mathcal{O}$ 審 査 を行

う

ため必要があると認めるときは、

市

町

村長

い承認を得て、

当該指定

地

域

密着

型サー

ビス

事

業者、

指定

地 域密 着型介護予防 サー ピ ス事 業者若しくは指定介護予防支援事 業者若しくは指定事 業者若 しくは受託

者に 対して、 報告若 しく は 帳 簿 書 類 0 提 出 岩しくい は 提示を求 め、 又は 当 「該指す 定 地 域 密 着型サ ] ピ ス 事 業

者、 指 定 地 域 密着 型介護予防サ ĺ ピ ス 事 事業者若. しくは 指 定 介護予 防 支援 事業者 若 L Š は 指 定 事 業者 若 

< は 受託 者若 Š は 当該 指 定 地 域 密 着 型 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業 指 定 地 域 密 着 型介 護 予防 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業 若 L

< は 指 定介 ·護予防· 支 援  $\mathcal{O}$ 事 業 に 係 る事 業 所 に お け る介 **|護給:** 付 等対 象サ ピ ス 担当者若 L < は 指 定事 業者

若しくは受託者における介護予防・ 日常生活支援総合事業担当者に対して、 出頭若しくは説 説明を求り める

ことができる。

第百八十二条中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改める。

第二百条の次に次の一条を加える。

(賦課決定の期間制限)

第二百条の二 保険料 の賦課決定は、 当該年度における最初の保険料の納期 (この法律又はこれに基づく

条 例 の規定により保険料を納付し、 又は納入すべき期限をいい、 当該: 納 期後に保険料を課することがで

きることとなった場合にあっては、 当該保険料を課することができることとなった日とする。)の翌日

から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

第二百二条第一項中 「保険給付」の下に 一、 地域支援事業」 を加える。

第二百三条第一 項中 「保険給付」 の下に 一、 地域支援事業」 を加え、 同条第二項中 「若しくは第五十八

条第一項」を「、 第五 十八条第一項若しくは第百十五条の四十五 の三第一 項」 に改める。

第二百五条第一項中 「給付費審査委員会」 を 「給付費等審査委員会」に改め、 「含む。)」 の下に

第百十五条の四十五の三第七項若しくは第百十五条の四十七第七項」を加え、 「若しくは第六十一条の三

第七 項」に、 項」を「、 「職に」を「者で」に、 第六十一条の三第七項、 「なしに」を「がなく」に改め、 第百十五条の四十五の三第五項若しくは第百十五条の四十七第六 「行った者」 の 下 に 「若しくは第 号

項」 事業を行う者」を加え、 に、 「の規定」 を 又 同条第二項中 は第百 十五 条 「又は第百十五条の四十六第七項」  $\bigcirc$ 四十八第五 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定」 に 改める。 を 第百十五条 0 四十六第八

附 則第九条第 項ただし 書中 「入所又は 入居 (以下この条にお ζ) て「入所等」という。 \_ を 「入所等

」に改める。

附則に次の一条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第十一 条 第百一 五十七 条第 項に規定する延滞金 の年十四・五パー セントの割合は、 当分の間、 同項 の規

定に か か わ らず、 各 年  $\dot{O}$ 特 例基 準 割 合 **租** 税 特 別 措置 法 (昭 和三十二年法律第二十六号) 第九 十三条第

項に規定する特 例 基準 割 合を 1 . う。 以下この 条に お 1 て同じ。 が年七・二パ ] セ ント 0) 割 合 に 満た

ない 場合には、 その 年中に、 おいては、 当該特例基準割合に年七・三パ ] セントの割合を加算した割合と

する。

第六条 介護保険法の一部を次のように改正する。

夜間 項を同 に改 生労働省令で定める数以上であるものに限 項中 第八条第二項中 かめ、 対 条第二十八項とし、 応型 「第二十六項」を「第二十七項」に改め、 同 訪 条第十四項 問 介護」 「第二十項」を「第二十一項」 中 の 下 に 「夜間 同 条第二十三項から第二十六項ま 対 (応型訪問 地 域 密 問 着型通所介護」 り、 介護」 の 下 に に改め、 を加え、 同項を同条第二十二項とし、 を加  $\overline{\phantom{a}}$ 同条第七項中「こと(」の下に 同条第十一項中 でを一 え、 地 域 同 密 項ずつに 項を同 着型 通 繰り下げ、 条第二十三項とし、 所介護」 「第二十項」を 同条中第二十項を第二十一 を加 同 え、 条第二十二項 「利用定員が厚 「第二十一 同 同 条第二十七 条第二十 項 中

17 項 ک  $\widehat{\mathcal{O}}$ 厚 の法律に 生労働省令 おお 7 で定め て 地地 域 る 施 密着型通所介護」とは、 混設又は1 同 法第二十条の二の二に規定する老人デイサ 居宅要介護者につい て、 老 人福 ĺ 祉 ピ 法第五 ス セ ン タ 条の二 に 一第三 通 わ

項とし、

第十七項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、

第十六項の次に次の一

項を加える。

せ、 当 該 施 設 に お 1 て入浴、 排 せ つ、 食事 等の 介 護その 他  $\mathcal{O}$ 日 常 生活. 上 0) 世 話 であ 0 て厚: 生労 働 省 令 で

定め る ŧ 0 及び機能 能 訓練、 を行うこと (利用: 定員 が 第七 項 0 厚 生労働省令で定める数未満であるも のに

限

り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。

第四十二条の二第一 項中 「費用 の 下 に 「地域密着型通所介護、 を加え、 同条第二 |項第二号中 「夜

間 対応型訪問 [介護] の下に 地 域密着型通所介護」 を、 「費用 の 下 に 「地域密着型通所介護及び」

を加える。

第四十二条の三第二 一項中 「費用 の 下 に 「地域密着型通所介護、 を加える。

第四十六条第 項 中 都 道 府 県 知 事」 を 当 該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 長 又 は 他  $\mathcal{O}$ 市 町 村の 長」 に改 いめる。

第四 十七七 条第 項 第 号 中  $\overline{\mathcal{O}}$ 都道: 府 県 を  $\mathcal{O}$ 市 町 村 に、 都道 ]府県」 を 当 該· 市 町村」 に改

め、同条第二項中「都道府県」を「市町村」に改める。

第五十九条第一項第一号中 市町村」 を 当該市町村」 に改める。

第七十九条第二項中 「都道· 府県. 知 事 は を 市 町村長は」 に改 め、 同項第一号及び第二号中 都道府県

を 市 町 村 に改 め、 同 項 第六号の二中 都道 府 県 知 事」 を 市 町 村 長 に改め、 同条第三 項 中 都道

府県」を「市町村」に改める。

第八十一 条第 項 か · ら第 項 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定中 都 道 府 県」 を 市 町 村 に改める。

第八十二条中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第八十二条の二の見 出し中 「都道府県知事等」 を 市 町村長等」に改め、 同条第一 項 中 「都道府県知事

又は」 を削り、 同条中第二項を第三項とし、 第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、 同 一の指定居宅介護支援事業者について二以上の市 町村長が前項の規定による連絡

調 整 又は 援 助を行う場合にお , \ て、 当該指定居宅介護支援事業者による第八十 \_\_\_ 条第 五. 一項に規定する便

定居宅介護支援事 業者に対する 市 町 村  $\mathcal{O}$ 区 域を超えた広域 的 な見地 カゝ 5  $\mathcal{O}$ 助言その 他  $\mathcal{O}$ 援助を行うこと

ができる。

宜

の提

供

が円

滑

に

行

わ

れ

るため

必要が、

あ

ると認めるときは

当該

市

町

村

長相

互

間

 $\mathcal{O}$ 

連

絡

調

整

又

は

当

該指

第八十三条第一項中「都道府県知事又は」を削る。

第八十三条の二第 項中 都道 府県知 事 を 市 町 '村長」 に改 め、 同項第一号中 「都道府県」 を 「市町

村 に改 め、 同 条第 項 か 5 第四 「項まで  $\mathcal{O}$ 規 定中 都 道 府県知 事 を 市 町 村 長」 に . 改 め、 同 条第 五. 項中

市 町 村 を 市 町 村 長 に 改 め、 指 定居宅介護支援 事 \*業者」 0) 下に 他  $\mathcal{O}$ 市 町 村 長 が 第 匝 十六 条第

項  $\mathcal{O}$ 指 定をした者 に 限る。)」 を加え、 「指定に係る事 業所  $\mathcal{O}$ 所在 地  $\mathcal{O}$ 都道 府 県 知 事 を 他 の市 町村

長」に改める。

町村長が に改め、 第八十四条第一 第四十六条第 同条第二項中 項 中 市 「都道· 項の 町村」 指定をした者に限る。)」 府県知事」を を 市 町 村長」 市町 村長」 に改め、 を加え、 に改め、 「指定居宅介護支援事業者」 同項第二号中 「指定に係る事業所の 「都道府県」 の 下 に 所在地 を 0 市 都道 他 町 府県 村 の市

知事」 第 八 十五 条中 他 市 都 町 道 村 府県 長」 知 に 事 改め を 市 町 村長」 に改 Ó

を

 $\mathcal{O}$ 

る。

第百 + 五 条 の三十 五. 第 五. 項 中 指 定 地 域 密着型 サ ビ ス 事 業者」 の 下 に  $\overline{\phantom{a}}$ 指定居宅介護支援 事 業 者

を加え、 同条第六項中 指定居宅介護支援事業者」 を削 り、 同条第七項中 「指定地域密着型サ ĺ ピ ス 事

業者」 の 下 に 指定居宅介護支援事業者」 を加える。

サ 第百 項 ピ 中 八十一 ス  $\mathcal{O}$ 「 指 事 条第一 業」 定 地 域 0) 項 中 下 密 |着型サ に 指定 指定居宅介護支援事業者」 E 居宅介護支援 ス 事業者」 0 下  $\mathcal{O}$ に 事 業 一、 及 び 指定居 を加 え、 宅介護支援 同 指定居宅介護支援の 条第三 項ただし 事業者」 書 を、 事 中 業 指 指 定 を削 定 地 域 り、 居 宅 密 同条 着 介 護 型

支援 事 業者」 を削 り、 「 指· 定 地 域 密着型サ ピ ス 事 業者」 0 下に  $\neg$ 指定居宅介護支援 事業者 を加 える。

健 康保険法等の一 部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するも  $\overline{\mathcal{O}}$ 

とされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部改正)

第七条 健康保険法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号) 附則第百三十条の二第一項の規

定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法 ( 以 下 平

成十八年改正 前介護保険法」という。)の一 部を次のように改正する。

第二十二条第一項中 「できる」の下に 「ほ か、 当該: 偽 りその 他不正 の行為によって受けた保険給付 !が第

五. 十一 条の三 第一 項の 規定による特定入所者介護サー F ス費の支給又は第五十 条の 兀 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ

る特例特定入所者介護サービス費の支給であるときは、 市町村は、 厚生労働大臣の定める基準により、 そ

の者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収

することができる」を加える。

第四十九条の次に次の一条を加える。

定以上 0 所得を有す る第一 号被保証 険者に係る居宅介護サー ビス費等 Ò 額

第四 十九条の二 第一 号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の 額 が政令で定め る額

以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用す

る場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、 「百分の八十」とする。

居宅介護サー ビス費の支給 第四十一条第四項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項、 第四項

及び第六項

特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第三項並びに第四十三条第 項、 第四項及び第六項

地 域 密着型介護 サー ピ ス費の支給 第四十二条の二第二項各号並びに第四十三条第一 項、 第四 項及

び第六項

兀 特例 地 域密着型介護サー ビス費の支給 第四十二条の三第二項並びに第四十三条第一項、 第四項及

び第六項

五 施設介護サービス費の支給 第四十八条第二項

六 特例施設介護サービス費の支給 前条第二項

七 居宅 夰 護 福祉 用 具購入費の支給 第四十四条第三項、 第四 項及び第七項

八 居宅介 護住宅改修費の支給 第四 十五条第三項、 第四 項 及び 第七項

第五十条中「含む。)、」を「含む。 次項において同じ。)、」に、「含む。)若しくは」を「含む。

定により読 同 項に お いて同じ。)若しくは」に、 み替えて適用する場合を除く。)」を加え、 「次の各号」を「前条各号」に改め、 同条各号を削り、 同条に次の一項を加 「場合」 の 下 に える。 (同 条の規

2 市 町村が、 災害その他 の厚生労働省令で定める特別の事 情が あることにより、 居宅サー ・ビス、 地域密

着型サ 1 ピ ス若しく 、は施設な サー ピ ス又は 住宅改修に必要な費用 を負担することが 困 |難である ると認め た要

介護被保 険者が受け る前 条各号に掲げる介護給 付 に 0 7 て当該各号に定める規定を適用 す る場 合 (同 条

 $\mathcal{O}$ 規定に ょ ŋ 読 み替 えて適用する場合に限 る。 に お į١ --は、 同 条 0 規定によ り読み 替えて 適 用す るこ

れら の規定中 「百分の八十」 とあるのは、 「百分の八十を超え百分の 百以下の範囲 内にお 7 、 て 市 町 村が

定めた割合」とする。

第五十一条の三第一項中「所得」の下に「及び資産」を加える。

第六十九条第三項中 「次項」 の 下 に 「及び第五 項 を、 「場合」 の 下 に \_ (第四十九条の二の 規定 によ

り読み替えて適用する場合を除く。 を加え、 同条中第四項を第五項とし、 第三項  $\mathcal{O}$ 次に次 0 項 を加

える。

4 第 項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、 当該記載を受けた日の属する

月  $\mathcal{O}$ 翌月  $\mathcal{O}$ 初日から当該給付額減 級額期間 が経過するまでの間に利用した居宅サー E ス、 地域 密着型サー

ピ こス、 施設サービス、 介護予防サー ビス及び地域密着型介護予防 サー ピ ス並びに行った住宅改修に係る

前 !項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合 (第四十九条 の 二 の 規定に

より ・読み替えて適用する場合に限る。) において は、 同条 の規定により読み替えて適用するこれらの規

定中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十」とする。

第百 十七条第三項第 五号中 「支援 に関する事 項、  $\mathcal{O}$ 下に 「居宅要介護被保険者及び居宅要支援被 保険

者に係る医療その他  $\mathcal{O}$ を加え、 同号を同 頂第六号とし、 同項中第四号を第五号とし、 第三号を第四号と

し、第二号の次に次の一号を加える。

援 介護給 事業に 要する費用 付等対象 サー  $\mathcal{O}$ 額 ピ 及び スの 保険 種 類ごとの量、 料  $\mathcal{O}$ 水準に 関 保険給付に要する費用 ける中 長期: 的 な 推 計 の額、 地域支援事業の量、 地域支

第百 十 七 条中 第十項を第十一項とし、 第七 項か ら第九 須ま でを一 項ずつ繰り下げ、 第六項 の次に次 0

項を加える。

7 市 町 村介護保険事業計画は、 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 (平成元

年法律第六十四号) 第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければな

らない。

第百十八条第七項を同条第八項とし、 同条第六項中 医療法第三十条の四第一項に規定する医療計 画

を削り り、 同項を同 条第七項とし、 同 条第五項の次に次の 項を加える。

6

都道

府県介護保

険

事業支援計

画

は、

地

域

におけ

る医

療及

び介護の総合的

は確保

 $\mathcal{O}$ 

促進に関する法律第

兀 条 第一 項に 規定す んる都道 道 府県計 画 及び 医 療法第三十条の 兀 第 項に規定する医療計画との 整合性 0 確

保が図られたものでなければならない。

(保健師助産師看護師法の一部改正)

第八条 保健 師 助産師 看 護師 法 (昭 和二十三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

目次中 第四十二 条の 五を 「一第四十二条の六」 に改める。

第三十七条の次に次の三条を加える。

第三十七条の二 特定行為を手順 書によ り行う看護師は、 指定研修機関において、 当該特定行為の特定行

為区分に係る特定行為研修を受けなければならない。

ろによる。

特定行為 診療の補助であつて、 看護師が手順書により行う場合には、 実践的な理解力、 思考力及

び 判 断 力並 び に 高 度か 0 専門 的な知識 及び 技能 が 特に必要とされるものとして厚生労働省令で定める

ものをいう。

手 順 書 医師 又は 歯 科医師 が看護 師 に 診 療 の補助を行わせるためにその指示として厚生労働省令で

定めるところにより作成する文書又は 電磁的 記 録 (電子的 方式、 磁気的方式その他 人の 知覚によ つて

は 認識することができない 方式で作られる記録であつて、 電子計算機による情報 処 理 の用 に 供される

ŧ のをいう。 であつて、 看護師 に診療の補 助を行わせる患者 の病状の範囲及び診 療 の補 助 の内容そ

 $\mathcal{O}$ 他 0 厚生労働省令で定め る 事 項が定め 5 れ 7 1 るも のをいう。

三 特定行 為 区 分 特定行 為  $\mathcal{O}$ 区 分であつて、 厚生労働 省令で定め る ŧ Ō を · う。

兀 特 定行 為研修 看護 師 が 手 順 書 に より特定行 為を行う場合に 特 に 必要とされ る実践的 な 理 解力、 思

考力及び 判断· 力並 びに高度か つ専門的な知識及び技能の向 上を図るための研修であつて、 特定行為区

分ごとに厚生労働省令で定める基準に適合するものをいう。

五. 指定研修機関 一又は二以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、 病院その他の者であ

つて、厚生労働大臣が指定するものをいう。

3 厚生労働大臣は、 前項第一号及び第四号の厚生労働省令を定め、 又はこれを変更しようとするときは

、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第三十七条の三 前条第二項第五号の規定による指定 (以下この条及び次条において単に 「指定」という

。)は、特定行為研修を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、 前項の申請が、特定行為研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要なものと

して厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、 指定をしてはならない。

3 厚生労働大臣は、 指定研修機 関が前項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき

そ の他 0 厚生労働 省令で定める場合に該当するときは、 指定を取り消すことができる。

4 厚生労働 大臣は、 指定又は前 項の規定による指定の取消しをしようとするときは、 あらかじめ、 医道

審議会の意見を聴かなければならない。

第三十七条の四 前二条に規定するもののほか、 指定に関して必要な事項は、 厚生労働省令で定める。

第四章の二中第四十二条の五を第四十二条の六とし、第四十二条の四を第四十二条の五とし、 同条の前

に次の一条を加える。

第四十二条の四 厚生労働大臣は、 特定行為研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認める

ときは、 指定研修 機 関に対し、 その業務 の状況 に関し報告させ、 又は当該職員に、 指定研究 修機関 に立ち

入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前 項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、関係人にこれを提

示しなければならない。

3 第 項の規定による権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十四 条の二第二号中 「第三十八条まで」を「第三十七条まで及び第三十八条」 に改める。

第四 十五 条の二中 「第四十二条の三の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」 に改め、

同条に次の各号を加える。

第四十二条の三の規定に違反した者

第四十二条の四第一項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(歯科衛生士法の一部改正)

第九条 歯科 衛生士法 (昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「直接の」を削り、「女子」を「者」に改める。

第十三条の七を第十三条の八とし、 第十三条の六を第十三条の七とし、第十三条の五を第十三条の六と

する。

第十三条の四の次に次の一条を加える。

第十三条の五 歯科衛生士は、 その業務を行うに当たつては、 歯科医師その他の歯科医療関係者との緊密

な連携を図  $\dot{g}$ 適 正 な歯 |科医療  $\mathcal{O}$ 確保に努めなければならない。

第十九条第 項中 第十三条の 五. を 「第十三条の六」 に改 いめる。

第二十条第二号中 「第十三条の六」 を「第十三条の七」 に改め Ź.

附則第二項を削り、 附則第三項を附則第二項とし、 附則第四項を附則第三項とする。

附則第五 項中 「附則第三項」を 「附則第二項」に改め、 同項を附則第四項とする。

附 則第六項中 「附則第三項」 を 「附則第二項」 に改め、 同項を附則第五項とする。

附 三則第七百 項中 附 則第三項」 を 「附則第二項」に、 「附則第四項及び第五項」を 「附則第三項及び第四

項」に改め、同項を附則第六項とする。

(生活保護法の一部改正)

第十条 生活 保 護 法 昭昭 和二十五年 法律第百四十四号) の — 部を次のように改正する。

第十五条の二第一項中「第八号」を「第九号」に改め、 「要支援者をいう。」の下に「以下この項及び

を、 「までに掲げる事項の範囲内において」の下に「行われ、 困窮のため最低限度の生活を維持するこ

とのできない居宅要支援被保険者等 (同法第百十五 条の 四十五第 項第一号に規定する居宅要支援被保険

者等をいう。)に相当する者 (要支援者を除く。)に対して、 第八号及び第九号に掲げる事 項  $\mathcal{O}$ 範 囲 内に

お į١ て \_ を加え、 同項第八号を同 項第九号とし、 同項第七号の次に 次の 号を加え える。

八 介護予防 日常· 生活支援 (介護予防支援計 画 又は介護保険法第百 十五 条  $\mathcal{O}$ 兀 十五 第一項第一 号ニに

規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。

十項」 + 同条第十項」 規定する介護予防通 第三項」に、 七 第十五条の二第五項中「に規定する介護予防訪問介護、 項」 に、 を 同 同 を 「同条第五項」 条第十 条第十五項」 同 所介護、 条第八項」 -五項」 に改 を「同条第四項」に、 を 同条第八項」 に、 同 め、 条第十三項」に、 同 同条第六項中 条第十一 を 「同条第六項」に、 項 「 第 一 「同条第六項」 を 同 同 [条第十六項] 同条第三項」を削り、 項第五号」 条第九 「同条第九項」 を 項」 の 下 に 「同条第五項」に、 を に、 同 「及び第八号」 同 条 第十 を 条第十二項」 「同条第四項」を 「同条第七項」に、 匝 項」 「同条第七項に を加え、 に、 を 同 同 「同条 条第 条第 「 第

7 イ に 第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、 規定する第一号訪問事業、 同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援 介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号 八条の二第十八項」を

「第八条の二第十六項」に改め、

同条に次の一項を加える。

事業による支援に相当する支援をいう。

援 第三十 (同 同 条第三項」を「第十五条の二第三項」に、 条第七 应 条の二第二 項に規定する介護予防 項中 「及び介護予防福 日常 生活支援をいう。 祉 用具」 「並びにその」を「、その」に、 を 第五 介護予 十 防 四条の二第一 福 祉 用具及び介護予防 項に 「第八条の二第十三項 お いて同じ。 日 常生 活支 に

援事業者 を 「第八条の二第十一項」に改め、 (その事業として同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。 をいう。 以下同じ。)」の下に「並びに介護予防・日常生活支

以下同じ。)」 を加える。

護予 業者又は 業者に係るものを除く。)」を加え、 第五 防 (第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。) を除く」に、 十四条の二第一 介護予 日常生活支援」 防 日 項中 常生活支援事業者」に、 に改 「又は特定介護予防福祉用具販売事業者」を「、 め、 同条第四項中 「含む」を「含み、 「又は 第一 介護予防福祉用具」 項の指定」 同項の指定を受けた介護予防 の 下 に を 「(介護予防 特定介護予防福祉用具販売事 介護予防 日常生活支援事 日常 福 祉 用具又 生活支 /援事 は 介

第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、 第一 項の 治指定 (介護予防 日常生活支援事業者に係るも

を「介護給付費等審査委員会」に改め、

同条に次の一項を加える。

護給付費審查委員会」

5

0 に限 る。) について、 第五十条、 第五 十条の二、 第五 十一条 (第二項第一号、 第八号及び第十号を除

)、第五十二条から前条までの規定は、 第一 項の規定により指定を受けた介護 機 関 (同 |項の指 定を

受けた介護予防・日常生活支援事業者 (第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされ

条第 指定4 たも 会保 関 関 中 あ る介護 で及び第九号、 L に定め た医 「厚生労 る が、 のは とあ 介 厚 険 のを含む。) 項中 診 護 給 療機関 次 生労働大臣」 る審査を  $\bigcirc$ 働 療 付 る 機 「指定介護 大臣 関 費 報  $\mathcal{O}$ 「都道 等 栅 に <u>ځ</u> は 五 委 員 第五 審 つ 又 と 支 に 府 払 7 指 は 査 温泉知事 とあ 基金 ては 都道 機関」 委員 会又 十二条第一 厚 定介護 同 限る。) 生 条第二項 会 又は は 都 労 府 る と 県 のは 医 働 機 道 (厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、 と 府 関 につ 厚 療に 知 大 事 生 県知事 臣 同 項並びに第五十三条第 及び第五 「都道· 一労働 関 いて準用する。 項中 . の 指: と 同 とあ す 条 第 が 省令で定め る審 定 同 府県知事」 「社会保 1十条 · 条第二 四 るの L た 査機 とある 項 中 の二中 医 は 険診: 関 療 項 指 と、 る者」 この 0 中 都 で政 機 療 は 定 道 関 指 「指定医 足府 県 知 第五 令で定める 報 場合にお 医 に 都 とあ 項 療 膕 つい 定 機 支 から第三項 道 医 十条第一項中 る 関 払 事 て 療 療 府県知事 《機関」 いて、 基 機 は  $\mathcal{O}$ とあ 金法 ٢, は t 厚 関  $\tilde{\mathcal{O}}$ 生 が لح 第四 国 第五 る までの規定中 は 労 (昭 とあ  $\mathcal{O}$ 次 あ 民 働 「指定 る <del>十</del> は ٢, 十九条の二第一 健 和二十三年法律第百二十 大  $\bigcirc$ 康 る 臣  $\mathcal{O}$ 指 条第 とあ 0) が、 は 保 同 医療機関」 項第二 険 は 定 「指定な 介 厚生労働大臣又は る 都 寸 「指· 「介護 項中 護 道 体連合会」  $\mathcal{O}$ 一号か 定医 は 介 機 府 項及び第三 関 保 護 とあるのは 県 指 指 険 療 ら第七 知 機 機関 と 関 法に 事 定 定 介 医  $\mathcal{O}$ 号ま · 九 号 定 護 療 指 前 社 都 め لح 機 機 項 定

道府県知事)」とあるのは 「都道府県知事」と、 「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは

指定介護機関若しくは指定介護機関」と、 「命じ、 指定医療機関」とあるのは 「命じ、 指定介護機関」

「当該指定医療機関」 とあるのは 「当該指定介護機関」 と読み替えるものとするほか、 必要な技術

的読替えは、政令で定める。

第五· 十五 条の三第二号から第四号まで、 第八十四条の 四第一項及び第八十六条第一 項 中 「第五十五条第

二項」を「第五項並びに第五十五条第二項」に改める。

別表第二に次のように加える。

項の指定の効力が失われたとき。		
項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一		
つたとき、又は同法第百十五条の四十五の六第一	指定	
百十五条の四十五の三第一項の指定の取消しがあ	の四十五の三第一項の	援事業者
同法第百十五条の四十五の九の規定による同法第	介護保険法第百十五条	介護予防・日常生活支

別表第三都道府県、 市及び福祉事務所を設置する町村の項中 「第五十五条の二」 を 「第五項並 びに第五

項及び第五項並びに第五十五条第二項」に、 項及び第五十五条第二項」に、 十五条の二」に改め、 同表都道府県の項中「) 「第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項」を 「第五十五条の二」 及び第五十五条第二項」を「) を「第五項並びに第五十五条の二」 並びに第五十四条の二第五 「第五十四条の二第四 に改

第十一条 生活保護法の一部を次のように改正する。

 $\Diamond$ 

る。

項」に、 第十五 条の二第二項中 「同条第十八項」を 同 条第十七項」 「同条第十九項」に、 を 同 条第十七項に規定する地域密着型通 「同条第十九項」を「同条第二十項」に、 所介護、 同条第十八 同 条第二

条第二十一項」 を 「第八条第二十二項」に、 「同条第二十六項」を 「同条第二十七項」に、 「同条第二十

七項」を「同条第二十八項」に改める。

十項」

を「同条第二十一項」に、

「同条第二十二項」を

「同条第二十三項」に改め、同条第四項中

「第八

第十九 条第三項中 第八条第二十六項」 を 「第八条第二十七項」 に改  $\Diamond$ 

第三十一条第四項中 「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、 「同条第二十七項」を「同条第

二十八項」に改める。

別表第二その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者の項中「第八条第二十一項」を

「第八条第二十二項」に改める。

(診療放射線技師法の一部改正)

第十二条 診療放射線技師法 (昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中 「第二十四条の二に規定する」を「第二十四条の二各号に掲げる」 に改める。

第二十四条の二の見出し中 「検査」を「検査等」 に改め、 同 条中 「磁気共鳴画 像診 断 装置そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 画像

による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査 (医師又は歯科医師の指示の下に行

うものに限る。)」を「次に掲げる行為」に改め、 同条に次の各号を加える。

磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用い

た検査 <u>(</u>医 師 又は 歯科医師 の指示の下に行うものに限る。)を行うこと。

第二条第二項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定める

Ł  $\mathcal{O}$ (医師 又は 歯 科医師 の具体 的 な指示を受けて行うものに限る。)を行うこと。

第二十六条第二項ただし書中「場合は」を「場合は、」に改め、 同項第二号中「とき」の下に「(前号

に掲げる場合を除く。)」を加え、 同号を同項第三号とし、 同項第一号の次に次の一号を加える。

多数の者の健康診断を一時に行う場合において、 胸部エツクス線検査 (コンピュ ータ断! 層撮影装置

を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギー

を有するエツクス線を照射するとき。

(歯科技工士法の一部改正)

第十三条 歯科技 工士 法 (昭和三十年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十七条の三」を削る。

第九条の次に次の十六条を加える。

(指定登録機関の指定)

第九条の二 厚生労働大臣 は、 厚生労働省令で定めるところにより、 その指定する者 ( 以 下 「指定登録機

関 という。 しに、 歯科: 技工士 一の登録 の実施及びこれに関連する事務 (以 下 「登録事務」という。 を

行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、 厚生労働省令で定めるところにより、 登録事務を行おうとする者の申請によ

り行う。

3 厚生労働大臣は、 他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満

たしていると認めるときでなければ、 指定登録機関の指定をしてはならない。

登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計

一画が、

登 録

事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

職員、

設備、

るものであること。

前号の

登録事

務の実施に関する計

画の

適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有す

厚生労働大臣は、 第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、 指定登録機関の指定をして

はならない。

4

申請者が、 般社団法人又は 一般財団法人以外の者であること。

申請者が、 その行う登録事 務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれが

あること。

三 申請者が、 第九条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過

しない者であること。

匹 申請者の役員のうちに、 次のいずれかに該当する者があること。

1 この法律に違反して、 刑に処せられ、 その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなつた日

から起算して二年を経過しない者

口 次条第二項の規定による命令により解任され、 その解任の日から起算して二年を経過

Ū

ない

· 者

(指定登録機関の役員の選任及び解任)

第九条の三 指定登録機関 の役員の選任及び解任は、 厚生労働大臣の認可を受けなければ、 その効力を生

じない。

2 厚生労働大臣は、 指定登録機関の役員が、 この法律 (この法律に基づく命令又は処分を含む。) 若し

< 、は第九条  $\mathcal{O}$ 五第 項に規定する登録 事務規程に違反する行為をしたとき、 又は 登録 事務に関 し著しく

不適当な行為をしたときは、 指定登録機関に対 Ų 当該役員 の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第九条の四 指定登録機関は、 毎事業年度、 事業計画及び収支予算を作成し、 当該事業年度の開始前に

第九条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞

なく)、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、 毎事業年度の経過後三月以内に、 その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成

し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)

第九条の五 指定登録機関は、 登録事務 の開始前に、 登録事務の実施に関する規程 (以 下 「登録事務規程

という。) を定め、 厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 これを変更しようとするときも、

同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、 厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、 第一 項の認可をした登録事務規程 性が登録 事務の適正 か ~ つ 確実な実施上不適当となつ

たと認めるときは 指定登録 機関に対し、 当該登録 事 務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(規定の適用等)

第九条の六 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条及び第六条第二項(第八条第三項におい

関」と、 て準用する場合を含む。) 第六条第二項中 「厚生労働大臣」とあるのは の規定の適用については、 第五条中 「指定登録機関」と、 「厚生労働省」とあるのは 「免許を与えたときは、 「指定登録機 歯

科技工士 免許証 (以下「免許証」という。) 」とあるのは 「前項の規定による登録をしたときは、 当該

登録に係る者に歯科技工士免許証明書」とする。

2 指 定 登 録 機関が 登 録事 務を行う場合において、 歯科技工士名簿に免許に関する事 項の登録を受けよう

とする者又は歯科技工士 免許証明書 (以 下 「免許証明書」という。 0) 書換交付を受けようとする者は

実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、 指定登録機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第九 条の七 指定登録 機関 の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、 登録事務に関 して知り得た

秘密を漏らしてはならない。

2 登 録 事 務 に従事する指定登録 機関の役員又は職員は、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他の罰

則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## (帳簿の備付け等)

第九条の八 指定登録機関は、 厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に

関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

### (監督命令)

第九 条の九 厚生労働大臣は、 この法律を施行するため必要があると認めるときは、 指定登録機関に対し

登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

#### (報告)

第九条の十 厚生労働大臣は、 この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要の限度にお

*\*\ て、 厚生労働省令で定めるところにより、 指定登録機関に対し、 報告をさせることができる。

### (立入検査)

第九条の十一 厚生労働大臣は、 この法律を施行するため必要があると認めるときは、 その必要の限度に

お 当該職員に、 指定登録機関の事務所に立ち入り、 指定登録機関の帳簿、 書類その他必要な物件

を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前 項の 規定により立入検査を行う職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、 関係者にこれを提
- 示しなければならない。
- 3 第 項に規定する権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第九 条 の 十 二 指定 登録機関は、 厚生労働大臣の許可を受けなければ、 登録事務の全部又は 一部を休止

又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第九条の十三 厚生労働大臣は、 指定登録機関が第九条の二第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに

該当するに至つたときは、 その指定を取り消さなければならない。

- 2 厚生労働大臣 は、 指定登録機 関 びが次の各号のいずれ かに該当するに至つたときは、 その指定を取り消
- Ļ 又は 期間、 を定め て登録 事 務 の全部若しくは 部 の停止を命ずることができる。
- 第九条 の二第三 項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
- 第九条の三第二項、 第九条の五第三項又は第九条の九の規定による命令に違反したとき。

三 第九条の四又は前条の規定に違反したとき。

匹 第九条の五第一 項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第九 条 の十四 第九条の二第一項、 第九条の三第一項、 第九条の四第一項、 第九条の 五第一項又は第九条

 $\mathcal{O}$ 十二の規定による指定、 認可又は許 可には、 条件を付し、 及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、 当該指定、 認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに

限り、 か 当該指定、 認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはなら

ない。

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第九 条 の十五 指定登録機関が行う登録 事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、 厚生労

働大臣に対 Ĺ 行政 不服審 査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による審査請求をすることができる。

(厚生労働大臣による登録事務の実施等)

第九条の十六 厚生労働大臣は、 指定登録機関の指定をしたときは、 登録事務を行わないものとする。

2 厚生労働大臣は、 指定登録機関が第九条の十二の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは

部を休止したとき、 第九条の十三第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは 部

することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、 登録事務の全部又は一部を自ら行う

又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは

部を実施

ものとする。

の停止を命じたとき、

(公示)

第九条の十七 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 第九条の二第一項の規定による指定をしたとき。
- 一 第九条の十二の規定による許可をしたとき。
- 三 第九条の十三の規定により指定を取り消し、 又は登録事務の全部若しくは 一部の停止を命じたとき。
- 四 前条第二 項の規定により登録 事 務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、 又は自ら行つて

いた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第十条の見出しを「(政令及び厚生労働省令への委任)」に改め、 同条中「免許証」の下に 「又は免許

証 明書」を加え、 政令」を「政令で、 第九条の十六第二項の規定により厚生労働大臣が登録事務 の全

部又は 部を行う場合における登録事務の引継ぎその他指定登録機関に関し必要な事項は厚生労働省令」

に改める。

第十二条第二項及び第三項を削る。

第十二条の次に次の一条を加える。

(歯科技工士試験委員)

第十二条の二 厚生労働大臣は、 厚生労働省に置く歯科技工士試験委員 (次項及び次条において 「試験委

員」という。)に、試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条を次のように改める。

(不正行為の禁止)

試験委員は、 試験の問題の作成及び採点について、 厳正を保持し、 不正の行為のないようにし

なければならない。

第十五条の見出しを「 (試験の無効等)」に改め、 同条中「試験に」を「厚生労働大臣は、 試験に」に

「ある者について」 を「ある者に対しては」に改め、 同条後段を削り、 同条に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、 前項の規定による処分を受けた者に対し、 期間を定めて試験を受けることができな

いものとすることができる。

第十五条の次に次の六条を加える。

(受験手数料)

第十五条の二 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しな

ければならない。

2 前 項の受験手数料は、 これを納付した者が試験を受けない場合にお いても、 返還しない。

(指定試験機関の指定)

第十五条の三 厚生労働大臣は、 厚生労働省令で定めるところにより、 その指定する者 ( 以 下 「指定試験

機関」という。) に、 試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、 厚生労働省令で定めるところにより、 試験事務を行おうとする者の申請によ

り行う。

(指定試験機関の歯科技工士試験委員)

第十五条の四 指定試 験機関 は、 試 験 の問 題の作成及び採点を歯科技工士試験委員 (次項及び第三項並び

に次条並 びに第十五 条の七において読み替えて準用する第九条の三第二項及び第九条の七にお (1 . て 式試

験委員」という。) に行 わせなければならない。

指定試験機関は、 試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうち

から選任しなければならない。

2

3 指定試験機関は、 試験委員を選任したときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働大臣に

その旨を届 け出なけ ればならない。 試験委員に変更があつたときも、 同様とする。

第十五条の 五 試験 委 員 は、 試験  $\mathcal{O}$ 問題 の作成及び採点について、 厳正を保持し、不正の行為のないよう

に なけ ればならない。

(受験の停止等)

第十五条の六 指定試 験機関が試験事務を行う場合において、 指定試験機関は、 試験に関して不正の行為

が あ つたときは、 その不正行為に関係のある者に対しては、 その受験を停止させることができる。

2 前 項に定めるも  $\mathcal{O}$ のほ か、 指定試験機関が試験事 務を行う場合における第十五条及び第十五条の二 第

項  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい 7 は、 第十五 条第 項中 「その受験を停止させ、 又はその 試 験」 とあ る  $\mathcal{O}$ は

その 試 験」 と 同 条 第二 項 中 「前 項」 とあ るの は 前 項又は 第十五 条  $\mathcal{O}$ 六第 項」 と、 第十五 条 *の* 二 一第

一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により読み替えて適用する第十五条の二第一項の規定により指定試験機関に納められた受

験手数料は、指定試験機関の収入とする。

#### (準用)

第十五 条の七 第九条の二第三項及び第四 項、 第九条の三から第九条の五 まで並ぶ びに第九条 の七 から第九

条の + 七 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 指 定試 験 機関 に つ 1 て準 用す る。 こ の 場 合に お 7 て、 第九 条 の二第三 項 中 第

項」 とあ ý, 並 び に第 九 条  $\mathcal{O}$ 兀 第一 項、 第九 条  $\mathcal{O}$ + ·四第 一項 及び第-九条の十 七第 号中 「 第 九 条 の 二

第一項」とあるのは 「第十五条の三第一項」と、 第九条の二第三項各号及び第四項第二号、 第九条の七

項中 登録事務に」とあるのは 第九条の十三第二項第四号中 七 第二項の申請」と、 から第九条の九まで、第九条の十二(見出しを含む。)、第九条の十五、 「登録事務の」 並びに第九条の十七第三号及び第四号中 「前項」とあるのは 「役員」 とある とあるのは のは 第九条の三の見出し中「役員」とあるのは 「試験事務に」と、第九条の五第一項及び第三項並びに第九条の十三第二項中 「同条第二項」と、 「役員 「試験事務の」と、同項第三号中「又は前条」とあるのは 「登録事務規程」とあるのは (試験委員を含む。)」と、 同条第四項中 「登録事務」とあるのは 試試 「第二項の申請」とあるのは 同項、 験事務規程」と、 「役員等」と、 第九条の五 「試験事務」と、 第九条の十六 同条第二項及び第九条の (見出 第九条の三第二項 しを含む。 第九条の二第三 (見出しを含む 「第十五条 前条又は第十 及び 中 の 三

生労働-第十六条中 大臣 が 試 「その: 験事 務の全部又は一部を行う場合における試験事務の引継ぎその他試験及び指定試 他 [試験] を 前条において読み替えて準用する第九条の十六第二項の規定によ **談機関** り厚

」に改める。

五.

条

の四」と、

同項第四号中

「登録事務を」とあるのは

「試験事務を」と読み替えるものとする。

第二十七条の二を削り、 第五章の二中第二十七条の三を第二十七条の二とする。

第二十八条の次に次の二条を加える。

第二十八条の二 第九条の七第一項(第十五条の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して、

登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一 年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

に処する。

第二十八条の三 第九条の十三第二項 (第十五条の七にお いて準用する場合を含む。) の規定による登録

事 務 又は 試 験事 務 の停止の命令に違反したときは、 その違反行為をした指定登録機関又は指 定試 験 機関

の役員又は職員は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条中「第十三条」の下に 「又は第十五条の五」を加え、 「故意若しくは重大な過失により事前

に試験問題を漏らし、又は故意に」を削る。

第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二 次の各号の いず れ かに該当するときは、 その違反行為をした指定登録機関又は指定試験

機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第九条の八 (第十五条の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して、 帳簿を備え付けず

帳簿に記載せず、 若しくは帳簿に虚偽の記載をし、 又は帳簿を保存しなかつたとき。

第九条の十(第十五条の七において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、 又は虚偽の

報告をしたとき。

第九条の十一第一項 (第十五条の七において準用する場合を含む。 以下この号において同じ。)の

規定による立入り若しくは検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避し、 又は同項の規定による質問に対して

陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

兀 第九条の十二(第十五条の七において準用する場合を含む。) の許可を受けないで登録事務又は試

験事務の全部を廃止したとき。

第三十三条中「前条第三号」を「第三十二条第三号」に改める。

(臨床検査技師等に関する法律の一部改正)

第十四 条 臨 床 検 査技! 師等に関する法律 (昭和三十三年法律第七十六号) の一部を次のように改正する。

第十 一条中 「いう。)」の下に 「及び同条に規定する検査 のための検体 (血液を除く。) を採取する行

為で政令で定めるもの(第二十条の二第一項において「検体採取」という。 )」を加える。

第二十条の二第一項中「採血」の下に「及び検体採取」を加え、  $\bigcup$ 及び」を「) 並びに」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第十五条 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中 「第八条第二十五項」 を 「第八条第二十六項」 に改める。

第百十条の次に次の一条を加える。

(賦課決定の期間制限)

第百十条の二 保険料の賦課決定は、 当該年度における最初の保険料の納期(この法律又はこれに基づく

条例の規定により保険料を納付し、 又は納入すべ き期限をいい、 当該納期後に保険料を課することがで

きることとなった場合にあつては、 当該保険料を課することができることとなつた日とする。) の翌日

から起算して二年を経過 L た日以後に お いては、 することができない。

第百十六条の二第一 項第六号中 (老 人福祉法第二十九条第一 項に規定する有料老人ホ ] ムであつて、

高 齢 者 の居住 の安定 確 保に 関する法律 (平成十三年法律第二十六号) 第五 条第 項の 登録を受け た高 齢者

向 けの賃貸住宅であるもの (介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う

事業所に係る同法第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。) を除く。 を削り、 同

法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

附 則第五条の二第一 項 中 「第八条第二十一 項」 を 「第八条第二十二項」に改める。

附則第十六条中 並 ボびに第一 百 五 十九条」 を 第百五十九条並びに附則第十三条の五の六」 に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第十六条 老人福 祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号)の一 部を次のように改正する。

」を「居宅介護サービス費若しくは」に改め、

「若しくは

第五条の二第二項中「居宅介護サービス費、

介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費」 を削り、 「供与する事業」の下に 「又は 同法第百十五条の

四十五 第一項第一号イに規定する第一号訪 問事業 ( 以 下 「第一号訪問事業」という。) であつて厚生労働

省令で定めるもの」 を加え、 同条第三項中 「居宅 介護サービス費、 \_ の 下 に 地地 域 密 着型通 所介護若 しく

は を加 え、 介護 予防 通 所介 護に係る る介護予防 サ Ę ス 費」 を削 り、 「供与する事 業」 0 下 に 「又は

同 法 第 百 十五 条の四十五第 項 第 一 号 口 に 規定する第一号通 所事 <del>美</del> (以 下 「 第 号通 所事業」

であつて厚生労働省令で定めるもの」を加え、 同条第七項中「夜間対応型訪問介護」 の 下 に 地域密着

型通所介護」を加える。

介護 の者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は 第十条の三第一項中「介護予防支援」の下に「、 状態若しくは要支援状態 の軽 減若 しくは悪化 の防止をいう。 生活支援等(心身の状況の把握その他の六十五歳以上 第十二条の三にお いて同じ。)」 を、 要

行う者」の下に「及び民生委員」を加える。

間 第十 介護又は第一号訪問 を加え、 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 介護予 項 第 防通所介護又は」を 事業」に改め、 一号中 夜間 対応 同項第二号中「規定する通所介護」 型訪問4 「若しくは」に改め、 介護又は介護予防訪問 「介護予防認知症対応型通所介護」 介護」 の下に を 「若しくは 地域密着型通所 夜間 対応 の 下 介護 型訪

に「又は第一号通所事業」を加える。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

(生活支援等に関する情報の公表)

第十二条の三 市 町 村 は、 生活支援等を行う者から提供を受けた当該生活支援等を行う者が行う生活支援

等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、 公表を行うよう努めなければなら

ない。

第二十条の二の二中「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、 「、 介

護予防通所介護に係る介護予防サー ビス費」 を削り ŋ 「支給に係る者」 の 下 に 「若しくは第一号通所事業

であつて厚生労働省令で定めるものを利用する者」を加える。

第二十条の

八

(第四

項

中

小規

**戍模多機** 

能型居宅介護」

0

下に

地域密着型通所介護」

を加え、

「介護

予防 訪問 介護、 介護予 防通所介護、 を削 ŋ 「を勘・ 案 を 「並びに第一 号訪問事業及び第一 号通 所事業

の量の見込みを勘案」に改める。

第二十一条の二の見出し中「給付」 を「給付等」に改め、 同条中「介護予防サービス又は」を「介護予

防サージ ビス若しくは」に、 「受ける」 を「受け、 又は第一号訪問事業若しくは第 一号通所事業を利用する

に改める。

、歯科技工法の一部を改正する法律の一部改正)

第十七 <del>文</del> 歯科 技 工法 の一部を改正する法律 (昭和 五十七年法律第一 号) の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

## 第二条 削除

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第十八条 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五 十七年法律第八十号) の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十八条」を「第百五十七条の二」に改める。

第二十九条第 項中 「第百· 十五 条の四十五第一 項」 を 「第百 十五条の四十五第 項及び第二項」 に改め

る。

第五十五条第一項第五号中「(老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームであつて、 高齢

者の居住の安定確保に関する法律 (平成十三年法律第二十六号) 第五条第一項の登録を受けた高齢者 向 け

の賃貸住宅であるも 0) (介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護 の事 業を行う事業

所に 八条第二十四 係 る同 法第四十 項」 を 同 条 第 条第二十五 項本文の指定を受けて 項」 に 改 8 る。 7 ない ₽ のに限る。 を除く。 を削 り、

同

法

第

第百 五. 十五 一条第一 項 中 「次に掲げる」 を 「第七十年 条第四項 (第七 十四条第十項、 第七 十五条第七項、 第

七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。)の規定により後期高齢者医 療 広域

連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、 入院時生活療養費、 保険外

併用療養費及び訪問 看 護療養費の請求に関する審査及び支払の」 に改め、 同項各号を削り、 同条第二項中

「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改める。

第七章中第百五十八条の前に次の一条を加える。

## (保険者協議会)

第百 五十七条 の 二 保 険者及び後 以期高齢 者医療広域 連合は、 共同 して、 加入者 の高 齢 調におり ける健 康 の保

持 のために必要な事業の 推進並びに高齢者医療 制 度の 円滑な運営及び当該運営 ^ の協力のため、 都道府

県ごとに、 保険者協議会を組織するよう努めなければならない。

2 前項の保険者協議会は、次に掲げる業務を行う。

特定 健 康診査 等 0 実施、 高 B 齢者 医 療制 度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間 の連

#### 絡調整

- 一 保険者に対する必要な助言又は援助
- $\equiv$ 医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

第百六十条の次に次の一条を加える。

(賦課決定の期間制限)

第百六十条の二 保険料の賦課決定は、 当該年度における最初の保険料の納期 (この法律又はこれに基づ

く条例 の規定により保険料 を納付し、 又は納入すべき期限をい V. 当 該 納期後に保険料を課することが

できることとなつた場合にあつては、 当該保険 料を課することができることとなつた日とする。 の 翌

日 カュ ら起算して二年を経過した日以後においては、 することができない。

附則第二条中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

附則第十三条の五の五の次に次の一条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第十三条の 五. の六 第四十五条第 項 (第百二十四条及び附則第十条において準用する場合を含む。)に

規定する 延 滞 金 0) 年 <del>;</del> 匹 五パーセ ント  $\mathcal{O}$ 割合は、 当分 0 間、 同 項  $\mathcal{O}$ 規 定に か か わらず、 各 年 . D 特 例 基

準 割 合 **(**租 税特別 措 置法 (昭和三十二年法律第二十六号) 第九十三条第二項に 規定する特 例 基 準 割 合を

いう。 以下この条において同じ。)が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、 その年中に お 7

ては、 当該: 特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

附則第十三条の六第一項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

健 康 ?保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同

法第七条の規定による改正前の老人保健法の一部改正)

第十九 条 健 康 保険法等の一 部を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号) 附則第三十八条 の規定に より

なおその効力を有するものとされ た同法第七 条の 規定による改正 前の老人保健法 昭昭 和 五十七 年 法 律 第八

十号。 附則第三十九条において「平成十八年改正前老人保健法」という。)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中 「割合」の下に「(各年の特例基準割合 (租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二

十六号) 第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。 以下この項において同じ。) が年七・二パー

セント の割合に満たな い場合には、 その年中にお いては、 当該特例基準割合に年七・三パ ] セントの割合

を加算した割合)」を加える。

外国 [医師: 等が行う臨 床修 練に係る医師 法第十七条等の 特例等に関する法律の一 部改正

第二十条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律 (昭和六十二年法律第

二十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条·第二条)

第二章 臨床修練 (第三条—第二十一条の二)

第三章 臨床教授等(第二十一条の三―第二十一条の八)

第四章 雑則 (第二十一条の九・第二十二条)

第五章 罰則(第二十三条—第二十九条)

附則

第一章 総則

第一条中「修得」の下に「若しくは教授又は医学若しくは歯科医学の研究」を加える。

八号中 等」 床修 八号とし、 第二条第四号中 に改め、 .練病院等」に、 同 条第九号中 「認定を受けた」を 第六号を第七号とし、 同条第十号中 「厚生労働大臣の指定する病院 「認定を受けた」 「指定病院に」を「臨 「規定により選任された」 「認定を受けた」 第五号を第六号とし、 を 「規定により選任された」 床修練病院等に」に、 を「規定により選任された」 (以下この号において に改 第四号の め、 同 に改め、 次に次 号 「当該指定病院」 を同 の一号を加 条第九号とし、 「指定病院」という。)」 に改め、 同号を同 を える。 条第十号とし、 同号を同条第十一 「当該臨 同 条中第七号を第 床修 を 練 同 号と 条第 病院 臨

五 臨 床 修練病院等 厚生労働大臣が指定する病院又は診療所 (診療所にあつては、 厚生労働省令で定

第二条に次の四号を加える。

8

るものに限る。)

をいう。

究開発を含む。 三十五 病院においてその外国において有する第四号イ又はロに掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、 臨 床 《教授等 法 律第 以下同じ。 百 匹 医 療 十五号) に関す を目的とし る知識及び技能 第二条第 て本邦 項に規定す の教授又は医学若しくは歯科医学の研究 た入国 ,る医薬! L た外外 品品 国医師 及び同 条第四 又は 外 玉 項 歯 に規定する 科 医 師 が、 (薬事法 医 臨 療 機 床 教 ( 昭 和 授等  $\mathcal{O}$ 同 研

号イ又は口に定める業を行うことをいう。

臨床教授等病院 高度かつ専門的な医療を提供する病院として厚生労働省令で定める病院のうち

厚生労働大臣が指定する病院をいう。

十四四

臨床教授等外

国

医師

第二十一条の三第一

項の許可を受けた外国

医師をいう。

十五 臨 床教授等外 国 歯 科 医師 第二十一条の三第一 項の許可を受けた外国 [歯科医師をいう。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 臨床修練

第三条第一項中 「外国看護師等」の下に「(次条第一項において「外国医師等」という。)」 を加え、

同条第二項中 「以下」 の下に「この章において」を加え、 「基準に」 を 「基準のいずれにも」に改め、 同

項第一号を次のように改める。

次に掲げる者のいずれかに該当すること。

1 医療 に .関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国してい · る者

口 医 療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国しようとしている者(出入国管理及び

難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号) 第七条の二第一項の規定により証明書が交付されて

いる者その他の厚生労働省令で定める者に限る。)

第三条第二項第二号及び第三号中「の区分」を「に相当する資格の区分」に改め、 同項第四号を削 り、

同項第五号中 「こと」の下に  $\neg$ (当該者が患者に与えた損害を臨 床修練 病院等 の開設者が当該者に代 わ ŋ

又は当該者と連帯 L て賠償することとしてい る場合を除く。)」 を加 え、 同号を同 項第四号とし、 同 条

第八 項中 許 可 の 下 に 「及び第六項の規定による許可 O有 効期間  $\mathcal{O}$ 更新」 を加 え、 同 |項を同 . 条第-九 項と

Ĺ 同 [条中: 第七 項を第八項とし、 第六項を第七項とし、 第五項の次に次の一項を加える。

6 厚生労働大臣は、 正当な理由があると認めるときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 許可を受

け た者 0 申 請により、 回に限り、 二年 (外国看護師等にあつては、一 年) を限度としてその有効期間

を更新することができる。

第四 [条第 項中 外 国 |医師若し こくはこ 外 玉 歯 科医師 又は外国看 護師等」 を 「外国医 師 等 に改 め、 同 条第

二項 中 臨 床 修 |練外| 玉 看護! 師 等 の 下 に (第八条第二号、 第九条第一 項及び第十七条におい て 臨 床 修

練外国医師等」という。)」を加える。

第五条中 「有効期間」 の下に「(第三条第六項の規定により有効期間が更新された場合にあつては、 当

該更新後の有効期間)」 を加え、 「及び」を「、 及び」に改める。

第六条第二項第一号中 「第五号」 を 「第四号」 に改め、 同項第三号中 「第三条第六項」 を「第三条第七

項」に改める。

第 八 条  $\mathcal{O}$ 見出 しを ( 臨 床修練指導医等の 選 任 \_\_ に改め、 同条中 「厚生労働大臣 は、 その 申 請 に基

を 臨 床 修 練 病 院 等  $\mathcal{O}$ 開 設者 は に改め、 「と認め Ś を削 り、 臨 床修練 指 導者」 0) 下 に 次 条

第 項及び第十条に お いて 臨 床 修練指導医等」という。)」を加え、 「認定する」を 「選任 し なけ れば

ならない」に改め、 同条第二号中 「第三条第二項第四号の厚生労働省令で定める外国 語 を 「その指導監

督する臨床修練外国医師等が使用する言語」に改める。

第九条第 項中 臨 床修練 指 導 医若 しくは 臨 床 修 練 指 導歯科 医 又 八は臨り 床 修練指導者 は、 臨 床 修 練 外 国医

師 若 < は 臨 床 修 練 外 玉 歯 科 医師 又は 臨 床 修 |練外| 玉 看 護 師 等 を 臨 床 修 練指導 導 医等は、 臨 床 修 練 外 国 医

師等」に改める。

第十条の見出しを「 (臨床修練指導医等の解任)」 に改め、 同条第一項中「厚生労働大臣は、 臨床修練

改め、 医等」 指 導医若 に、 しくは 「その認定 臨 床 修 を取り 練指導歯科 り消す 医又は臨 ものとする」を に改 床修練指導者」 「当該 [臨床: を 修練指導医等を解任しなければなら 臨 床修練病 院等 の開設者は、 臨 床 水修練指導 な い に 導

同項第

号 中

「認定」

を

選任」

め、

同

条第二項

を削

る。

に、 師 床 修 法 項 第十 第 練  $\mathcal{O}$ 病 病 + 規 条 第 院」」 院等」 Ł 定 条等 に ょ を 項中 という。 ŋ  $\mathcal{O}$ 厚 特 臨 生 例 床修 外 一労働 等 国 12 に 練 関 大 医 病院 師 お する 臣 等 1  $\mathcal{O}$ 等」」 が 7 法 指定を受け 行う 同 律 条第四 第二条第 に、 臨 床 号に規定する」に、 た病 修 「同法第二条第六号」 練 五号に 院 に 係 に る 規定する お 医 1 て 師 法 臨 を 第十七条等 床 を 同 外 修 法第二条第五号」 練 玉 「同条第七号」 病 医 院等  $\dot{O}$ 師 特 等 例等に が (以下この 行 5 に改める。 臨 関する法 を 床 項 修 同 に 練 律第三 条第六号」 等 お 12 1 係 7 一条第 る 臨 医

床修 師 法 項 第十二条第 第  $\hat{O}$ 練 規定 病 + 院等」 七 条等 12 ょ 項中 という。 り  $\mathcal{O}$ 厚 特 生 例 外国 一労働 等に に 関 大 医師等が お する 臣 į,  $\mathcal{O}$ て同り 法 指定を受け ?行う臨. 律 条第四号に規定する」に、 第二条第 床修練 た病 五. 一号に 院 に係 に 規定す お る医師法 1 、 て \_ る臨 第十 を 床 病 -七条等 外 修 院 練 玉 病 医 院等 師  $\mathcal{O}$ 特 等 を が 例 以 等に 臨 行 Š 床 下この 臨 関 修 はする法 練 床 項 病 修 院 に 練 等」 等 律 お 第三条第 12 1 係 7 に改 る医 臨

める。

第十四条第一項、 第十五条並びに第十六条第三項、 第五項及び第十項中 「外国医師等が行う臨床修練に

係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医 師

法第十七条等の特例等に関する法律第二条第五号」に、 「指定病院」 を 「臨床修練病院等」 に改 らめる。

第十七条中 「臨<sub>·</sub> 床 修 線外国 医 師若しくは臨床修練 外国 国歯科医? 師 文は臨 床 |修練外| 国 看 護 師 等 を 「臨 床 修

練外国医師等」に改める。

第十 八条及び 第十 九 条中 外国 医師等 が行う臨 床修練に係る医師法第十七条等 の特例等に関する法 律

を 「外国」 医 師 等が行う 臨床修練等に係る医師法第十七条等の特 例等に関する法律 (昭和六十二年法律第二

十九号)」に改める。

第二十一条の次に次の一条、一章、章名及び一条を加える。

(厚生労働省令への委任)

第二十一条の二 この 章に定めるものの ほ か、 許可及び臨床修練病院等に関して必要な事項は、 厚生労働

省令で定める。

第三章 臨床教授等

## (臨床教授等の許可)

第二十一条の三 外国医師又は外国歯科医師は、その外国において有する次の各号に掲げる資格に相当す

る資格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定にかかわらず、 厚生労働省令で定めるとこ

ろにより厚生労働大臣の許可を受けて、 臨床教授等を行うことができる。

- 一 医師医師法第十七条
- 二 歯科医師 歯科医師法第十七条
- 2 厚生労働大臣は、 前項の許可 (以下この章において「許可」という。) を受けようとする者が次の各

号に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ、 許可を与えてはならない。

次に掲げる者のいずれかに該当すること。

1 医 療に .関する知識及び技能の教授又は医学若しくは歯科医学の研究を目的として本邦に入国して

いる者

口 医療 に .関する知識及び技能の教授又は医学若しくは歯科医学の研究を目的として本邦に入国 しよ

うとしている者(出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の規定により証明書が交付されてい

# る者その他の厚生労働省令で定める者に限る。)

授等を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知 許可 *(*) 申 請に係る第二条第四号イ又はロに掲げる資格に相当する資格の区分に応じそれぞれ臨床教 識及び技能を有すること。

お 許 7 て当 可  $\mathcal{O}$ 該 申 . 請 資格、 に係る第二条第四号イ又は を取得、 L た後十年以上診 口 療した経験を有すること。 に掲げ る資格に相当する資格の区分に応じそれぞれ外国に

兀 患者に 与えた損 害を賠償する能力を有すること (当該者が 患者に与えた損害を臨床教授等病院 の開

又は当該者と連帯して賠償することとしている場合を除く。

## (臨床教授等責任者の選任)

設者が当該者に代わり、

七

条の二第

項 又

は

歯科

医師

法第七条

の二第

項

 $\mathcal{O}$ 

規定による厚生労働大臣

の命令を受けた

ŧ

のに

あ

0

第二十一条  $\mathcal{O}$ 兀 臨 床 教授等病院  $\mathcal{O}$ 開設者 は、 第二条第四号イ又はロ に掲げる資格を有する者 (医師法第

ては、 それぞれ 医師 法第七条の二第二項又は 歯 科 医 師 法第七条の二第二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定による登録 を受け た者

に限る。) であつて次の各号に掲げる基準に適合する者を臨床教授等責任者として選任しなければ なら

ない。

- 医学又は歯科医学に関する高度かつ専門的な知識及び技能を有すること。
- 臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師の受入れに関する業務を統括管理する者として必

要な能力及び経験を有すること。

(臨床教授等責任者の解任)

第二十一条の 五. 臨 床教授等病院 の開設者は、 臨床教授等責任者が次の各号のいずれかに該当するに至 つ

たときは、当該臨床教授等責任者を解任しなければならない。

- 医師法第七条第二項第一号若しくは第二号又は歯科医師法第七条第二項第一号若しくは第二号に掲

当該選任に係る第二条第四号イ又はロに掲げる資格を有する者でなくなつたとき。

げる戒告又は業務の停止を命ぜられたとき。

(診療録の記載及び保存)

第二十一条の六 医師 法第二十四 条又は 歯科医師法第二十三条の規定は、 臨床教授等外国医師 又は臨 床教

授等外国 歯 科医師 について準用する。この場合において、 医師 法第二十四条第二項中 「病院 又は診 療所

に勤務する医師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する

歯 は診 法律第二条第十三号に規定する臨床教授等病院 という。) 例 その病院又は診療所」 お 等 [科医師] いて同条第十二号に規定する臨床教授等を行う同条第十四号に規定する臨床教授等外国医 に関 療所 す に うる法律な ٢, 勤務する歯科 に お 1 「そ て 第二条第十三号に規定す の病院又は診療所」 同 とあるのは 条第十二号に規定す 医師」 とあ 「その臨床教授等病院」 る 0 とあるのは は る臨 る臨 外 床教授 国 床 (以下この項において 教授等を行う同り 医 師等が行う臨床修練等に係 「その臨床教授等病院」 以等病院 と 以 歯科医師法第二十三条第二項中 条第 下この + 「臨床教授等病院」という。) 項に 五号に規定す と読み替えるも お る医 7 て 師 臨 法第十 、 る 臨 床 教授 床 師 のとする。 教 七 **等** 条等 授 「病院 等 と 病 の特 外国 院 に 又

(準用)

第二十一条の七 修 又 7 練外国 には とあ 準用する。 外国 る (T) 医 歯 科医師\_ は 師若しくは臨っ この場 「第二十一 第三条 %合に、 と (第一項及び第二項を除く。) 床修練 条 お いて、 臨 の三第二項各号」と、 床 外国歯 修 第三条第三項中 練許 科医師又は臨 可 証 とあ 第四 るの 「前項各号」 床修練外国看護師等 条第 は 及び第四条から第七条までの 臨 項 中 床 とあり、 教 授等 外 許 玉 及び 医師 可 (第八条第二号、 証 等」 同 条第四 と とあ 同 規定は、 条第一 るの 項中 第九条第 は 「第二項各号 項 許可に 中 外 玉 . つ い 臨 医 項 床 師

及び第十七条にお **(** ) て 「 臨 院床修: ·練外国医師等」という。) 」とあるのは 「臨床教授等外国 医 師 又は 臨床

教授等外国 歯科医師」と、 臨 院床修: 練 を とあるのは 臨 床教授等を」 と、 臨 床 /修練許 可 証 とあ る

 $\mathcal{O}$ は 臨 床 教授等許可証」 と 第五条中 「第二条第四号イからヨまで」 とある のは 「第二条第四 号イ又

は 口 と 第六条第二項第 一号中 「第三条第二 項第一号」 とあるのは 「第二十一条の三第二項第一

と 第七 条中 臨 床 修 練 許 可 証 とあ る  $\mathcal{O}$ は 臨 床 教 授等 許 可 証 と 読 み替えるも Oとす

2 第 十七 条 から第二十一 条まで  $\mathcal{O}$ 規 定 は 臨 床 教 授等 外 玉 医 師 又は 臨 床 教授等 外国 歯 科 医 師 に 0 1 て 準

用する。 この 場合において、 第十八条から第二十条までの規定中 「臨 床 修練を」 とあるの は 「臨床: 教授

等を」と、 第二十 条 中 臨 床修練 [Z とあるのは 「臨床教授等に」 と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第二十一条の八 この 章に定り めるものの ほ か、 許可及び 臨床教授等病院に関して必要な事項は、 厚生労働

省令で定める。

第四章 雑則

(報告の徴収及び立入検査)

第二十一条の九 厚生労働大臣は、 臨床修練の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、 臨

床修練を実施している臨床修練 病院等の開設者若しくは管理者に対し、 臨床修練の実施の状況に関 L 報

告を命じ、 又は当該職員に、 臨床修練を実施している臨床修練病院等に立ち入り、 帳簿書類その他 の物

件を検査させることができる。

2 厚生労働 大臣は、 臨床教授等 の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、 臨 床教授等を

実施 して V 、る臨床が 教 授等病院  $\mathcal{O}$ 開 設者若しくは管 理者に対し、 臨 床教授等の実施 の状況に関 L 報告 を命

じ、 又は当該職員 に、 臨床教授等を実施している臨床教授等病院に立ち入り、 帳簿書類その他の物 件を

検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯 Ļ かつ、 関係 人にこれを

提示しなければならない。

4 第 項及び: 第二項 の規定 による権限 は、 犯罪捜査 0 ために認 めら れたものと解釈 ては、 ならない。

第二十二条中 「 許 可 を」を 「次の各号に掲げる許 可を」に、 「第三条第二項第一号」を「当該各号に定

める規定」に改め、同条に次の各号を加える。

第三条第一項の許可 同条第二項第一号

二 第二十一条の三第一項の許可 同条第二項第一号

第二十二条の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第二十三条の前の見出しを削る。

第二十五条第三項中 「前二項」を「前三項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条中第二項を第三項と

し、第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十一条の七第二項において準用する第十七条の規定に違反して人の秘密を漏らした臨床教授等外

玉 [医師若しくは臨 床教授等外国歯科医師又はこれらであつた者は、 六月以下の懲役又は十万円以下の罰

金に処する。

第二十六条に次の一号を加える。

第二十一条の六において準 用する医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定に違反した者

(看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第二十一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律 (平成四年法律第八十六号) の一部を次のように改正

する。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

第二条第二項中 「同法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事

業 (同 条第四 項に規定する訪問看 護を行う事 業に限り る。 及び同法第五十三条第 一項本文の指定に係 る同

法第八条の二 一第 一項に 規定する介護予防サ ĺ ビス 事業 (同 [条第四] 項に規定する介護予防訪問 看 護を行う事

業に限る。)」を「次に掲げる事業」 に改め、 同項に次の各号を加える。

介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業 (同

条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)

介護保険法第四十二条の二第一 項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サー

ビス事業(次に掲げる事業を行うものに限る。)

1 介護 保険法第八条第十五項 (第一号に係る部分に限る。) に規定する定期巡回・ 随時 対応型訪問

介護看護

口 介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービス (同条第四項に規定する訪問看護又は同

条第十五項 (第一号に係る部分に限る。) に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護 看 護を組 み合

わせることによ ŋ 提供されるものに限る。

介護保険法第五十三条第一 項本文の指定に係る同法第八条の二第一 項に規定する介護予防サービス

事 業 (同 条第三項 に規定する介護予 防 訪問 看護を行う事 業に限る る。

第十二 五. 条中 第七号を第八号とし、 第六号を第七号とし、 第 五 号 O次に次 の 一 号を加える。

六 看 護 師 等に対 し、 その就業の促進に関する情報の 提供、 相 談そ の他 0 援助を行うこと。

第十六条の見出しを「 (公共職業安定所等との連 (携) に改め、 同条中 「都道府県センターは」 の 下 に

び第六号」 を加える。

地

方公共団体」を、

「公共職業安定所」

の 下 に

「その他の関係機関」

を、

「前条第五号」

の 下 に

万及

第十六条  $\mathcal{O}$ 次に次 0 兀 1条を加る える。

(情 報  $\mathcal{O}$ 提 供  $\mathcal{O}$ 求 ر ا

第十六条の二 都道 府県センター は、 都道府県その他の官公署に対し、 第十五条第六号に掲げる業務を行

うために必要な情報の提供を求めることができる。

(看護師等の届出等)

第十六条の三 看護師等は、 病院等を離職 した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、 住所、 氏名

その他の厚生労働省令で定める事項を、 厚生労働省令で定めるところにより、 都道府県センタ ーに届け

出るよう努めなければならない。

2 看護師 等は、 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 届 け出た事項に変更が生じた場合には、 厚生労働省令で定めるところ

により、 その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

3 病院等の開設者等その他厚生労働省令で定める者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう

必要な支援を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第十六条の四 都道 府県センター の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、 正当な理由がなく、

第十五条各号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならな

(業務の委託)

第十六条の五 都道府県センターは、第十五条各号(第五号を除く。)に掲げる業務の一部を厚生労働省

令で定める者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、 正当

な理由がなく、 当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十二条中「第五 項まで」の下に「、第十六条の四」を、 「第二十条」と」の下に 第十六条の四

中 「第十五条各号」とあるのは「第二十一条各号」と」を加える。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の前の見出しを削り、

同条を第二十五条とする。

第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第二十四条 第十六条の四 (第二十二条において準用する場合を含む。) 及び第十六条の五第二項の規定

に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め、 同項第二号口中「第八条第二十

二項」を「第八条第二十三項」に改める。

(良質な医療を提供する体 制  $\mathcal{O}$ 確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一 部改正)

第二十三条 良質な医療を提 供 する 体 制 0) 確 <u>\( \frac{1}{\text{L}} \)</u> を図 るため  $\mathcal{O}$ 医療法等 の 一 部を改正 一する法 律 平 成 十八年法

律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附 則 第 + -条 第 項中 新 医 療法 第四 十四 |条第四 項」 を 医 療 法第 四十四 「条第| 五. 項」 に 改 め、 同 条第二 項

中 新 医 療 法 第四 + 匹 条第 匹 項」 を 同 条第五項」 に、 に つき医療法」 を っに . つき同 法 に、 新 医 療

法第五十条第四項」を「同法第五十条第四項」に改める。

附則第十条の次に次の八条を加える。

(新医療法人への円滑な移行)

第十条の二 政 府 は 地 域 に お 1 て必要とされる医 「療を 確保、 するため、 経 過 措 置 医 療 法 人 (施 行 日 前 に 設

<u>\f}</u> され た社 <u>寸</u> [たる] 医 療法 人 人又は 施 行 日 前 に 医 療 法 第四 + 兀 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に、 ょ る認 可  $\mathcal{O}$ 申 請 を 施 行

日 以 後 に 設 <u>\\</u>  $\mathcal{O}$ 認 可 を受け た社 団 たる 医療法人で あって、 その定款 に 残 余財 産 の帰 属 すべ き者に 関 する

規定を設けてい ない もの及び残余財産 の帰属すべき者として同条第五項に規定する者以外の者を規定し

ているものをいう。 次条及び附則第十条の四において同じ。)の新医療法人(社団たる医療法人であっ

て、 その定款に残余財産の帰属すべき者として同法第四十四条第五項に規定する者を規定しているもの

をいう。 以下同じ。)への移行が促進されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

### (移行計画の認定)

第十条の三 経過措置医療法人であって、 新医療法人への移行をしようとするものは、 その移行に関する

計 画 ( 以 下 「移行 計画」という。)を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、 その移行計 画が適当で

ある旨の認定を受けることができる。

2 移行計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

新医療法人であって、 次に掲げる医療法人のうち移行をしようとするもの

イ 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人

口 特定  $\mathcal{O}$ 医療法人 (租税特別措 置法 (昭和三十二年法律第二十六号)第六十七条の二第一 項の規定

による国税庁長官の承認を受けた医療法人をいう。)

ノヽ 基金拠出型医療法人(その定款に基金 (社団たる医療法人に拠出された金銭その他の財産であっ

て、 当該社団たる医療法人が当該拠出をした者に対して返還義務 (金銭以外の財産については、 当

該拠出をした時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務) を負うものをいう。)を引き受ける

者の募集をすることができる旨を定めた医療法人をいう。)

イからハまでに掲げる医療法人以外の医療法人

二

移行に向 けた取 組  $\mathcal{O}$ 内 容

三 移行に 向 けた検 討 の体 制

匹 移行  $\mathcal{O}$ 期限

五. その他厚生労働省令で定める事項

移行計 画には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。

3

定款

出資者名簿 (各出資者の氏名又は名称及び住所、 出資額 並 びに持分 (定款の定めるところにより、

出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利をいう。)の放棄の見込みを記載した書類を

いう。)

三 その他厚生労働省令で定める書類

4 厚生労働大臣は、 第一項 の認定の申 請 があった場合において、その移行計画が次の各号のいずれにも

適合するものであると認めるときは、 その認定をするものとする。

移行計

画が当該申請に係る経過措置医療法

人の社員総会において議決されたものであること。

移行 計 画 [が新医・ l療法. 人への 移行をするために有効か つ適 切なも のであること。

範囲内のものであること。

三

移行

計

画に記

載された第二

項第四号の

移行

の期限が

第一項の

認定

0

日から起算して三年を超えない

5

第一項の認定は、 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関

する法律 を経過する日までの (平成二十六年法律第 間 に限り行うことができる。 号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して三年

(移行計画の変更等)

第十条 の 匹 前条第 項の規定による移行計画の認定を受けた経過措置医療法人 (以 下 「認定医 療法 人

という。) は、 当該認定に係る移行計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなけれ

ばならない。

2 厚生労働大臣は、 認定医療法人が前条第一項の認定に係る移行計画 (前項の認定があったときは、そ

 $\mathcal{O}$ 変更後のもの。 以下「認定移行計画」という。)に従って新医療法人への移行に向けた取組を行って

**(**) ないと認めるとき、その他厚生労働省令で定めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 厚生労働 大臣は、 認定医療法人が認定移行計画に記載された前条第二項第四号の移行の期限までに新

医療法人にならなかったときは、 その認定を取り消すものとする。

4 前二項の規定により認定を取り消された経過措置医療法人は、 更に前条第一項の認定を受けることが

できない。

5 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(提出期限の特例)

第十条の五 認定医療法人については、 医療法第五十二条第一項中「三月以内」とあるのは、 「六月以内

一とする。

(認定の失効)

第十条の六 認定医療法人が新医療法人になったときは、 当該認定医療法人が受けた附則第十条の三第一

項の認定 (附則第十条の四第一項の認定を含む。) は、 その効力を失う。

(援助)

第十条の七 政府は、 認定医療法人に対し、 認定移行計画の達成のために必要な助言、 指導、 資金の融通

のあっせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告)

第十条の八 認定医療法人は、 厚生労働省令で定めるところにより、 認定移行計画の実施状況について厚

生労働大臣に報告しなければならない。

(権限の委任)

第十条の九 附則第十条の三及び第十条の四並びに前条に規定する厚生労働大臣の権限は、 厚生労働省令

で定めるところにより、 地方厚生局長に委任することができる。

2 前 項の規定により 地 方厚生局長に委任された権限は、 厚生労働省令で定めるところにより、 地方厚生

支局長に委任することができる。

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 (平成十九年法律第百二十五号)の一部

を次のように改正する。

附則第一条中 「平成二十七年四 月 一 日 を「平成二十八年四月 日 に改める。

附則

(施行期日)

第 一条 この法律は、 公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。 ただし、 次の各

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項 の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附

則第七条、 第十三条ただし書、 第十八条、 第二十条第一 項ただし書、 第二十二条、 第二十五条、 第二十

九 条、 第三十一条、 第六十一条、 第六十二条、 第六十四条、 第六十七条、 第七十一条及び第七十二条の

規定 公布の日

第三条の規定 (医療法第三十条の三第一項の改正規定(「厚生労働大臣は」の下に「、 地域における

総合 に 医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 . 附 則第八条第一項及び第三項、 確保方針に即して」を加える部分に限る。) 第三十二条第二項、 を除く。 (平成元年法律第六十四号) 第四十条、 )並びに第二十条及び第二十三条の規定並 第四十五条、 第三条第一項に規定する 第五十三条並びに第六十 び

九

条

の規定

平成二十六年十月

日

 $\equiv$ 法第一 三十八第二項、 条第四項、 次 正 十条を加える改正 十二、第百 規定、  $\widehat{\mathcal{O}}$ 第五十四条の三第二項、 第二条 改正 百 十五 規定、  $\mathcal{O}$ 同法第百十七条、 規定、 条の四十 十五条の二十二第一 第四十二条の二、第四十二条の三第二項、 第六十九条の三十九第二項、 同法 第 規 定、 匹 八を同 第七条第五 同法第百  $\mathcal{O}$ 第五十八条第一項、第六十八条第五項、 第百十八条、 法第百十五 規定 項、 項及び第百十五条 (第五号に掲げる改正 十五 第八条、 条 条 第百二十二条の二、第百二十三条第三項及び第百二十四条第三  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 四十九とし、 四十六及び 第七十八条の二、第七十八条の十四第一 第八条の二、  $\mathcal{O}$ 匹 第百 干 第五十三条、 規定を除く。) 同法第百十五 五. 第十三条、 の改正 + 五. 条 規定、 の 四 第六十九条の三十四、 第五十四条第三項、 十 条の四十七の次に一条を加 第二十四条の二第五項、 同法第一 七 第五条のうち、 0 改 Ē 百 一規定、 十五条の 項、 第五 同 介護保険法 匹 法 第百十五 第六十九条の 第六章 + 十四条の二 五 第三十二 え  $\mathcal{O}$ る改 次に 中 条 の 目 同  $\mathcal{O}$ 

定、 改正! 規定、 項の 保の 条の 条、 第一号に掲げる改正 ら第十二条まで、 百八十二条まで 百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、 百三条及び第二百 第三十二条第一 促進 規定 改正規定、 附則第五十条の規定 規定を除く。)、 第百二十八条、 第七 に関する法律第二条第二項 (第六号に掲げる改正規定を除く。)、 条  $\mathcal{O}$ 規定 0 同法第百二十四条の次に二条を加える改正規定、 項、 第十三条 五. 改 \$正規定、 条並 第百四十一条の見出し及び同条第一項、 規定を除く。)、第十三条及び第十四条の規定、 (次号に掲げる改 第三十三条から第三十九条まで、 第十六条の規定 びに (第六号に掲げる改正規定を除く。)、 (ただし書を除く。)、 附 同法第二百条の次に一条を加える改正規定 三則第九1 の改正規定並 条第一項ただし 正 (第六号に掲げる改正規定を除く。)、 規定を除く。)、 同法第十一 び 第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人 に 第十 附則第一 書 章の章名の改正規定、 第 兀  $\mathcal{O}$ 改 应 第九 条 十 五条、 か Ē 第百四十八条第二項、 規定並 条及び 应 5 第十 附則第五十一条の規定、 条、 同法第百二十六条第一項、 第八条第二項 第十条 七 第十五条 びに同 第四 条まで、第二十八条、 十六条並びに第四 同法第二百二条第 法  $\mathcal{O}$ の規定 規定、 所則に 第十七条の規定、 同法第百七十九条から 及び 第百五十二条及び第 第四 第 (第六号に掲 条を加 十二条 附則第五 項 第百二十七 + 第九 項、 八 第三十条  $\mathcal{O}$ える改正 第 条 規 十八 第二 十 二 条か 材確 げる  $\mathcal{O}$ 定 規 第

条  $\mathcal{O}$ 規定 (第六号に掲げ る改正 規定を除く。) 附則第一 五. 十四条、 第五 十七 条及び 第五 十八条  $\mathcal{O}$ )規定、

附 則第五 十九条中 高 齢者虐待 の防 止 高 齢者の養護者に対する支援等に 関する法律 平 成 + 七 年 法 律 第

百二十四号) 第二条第 五. 項第二 一号の改 I 規定 (「同 条第十四 項」 を 同 条第十二項」 に、 同 条第 + 八

項」 を 同 · 条第· + 六 項 12 改 8 る 部 分に 限 る。 並 び に附 則 第六 + 五 条、 第六十六条及び 第七 十条 0 規

定 平成二十七年四月一日

兀 第 五. 条 中 介 護 保 険 法 第二十二条第 項  $\mathcal{O}$ 改 正 規定、 同法 第 匹 + 九 条  $\mathcal{O}$ 次に 条を加 える 改 正 規定、 同

法 第 五. 十 条及び第 五 + 条 の三第 項  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 同 法第 五. + 九条の次に一 条 を加える改 正 規 定 並 び に

同 法第六十条、 第六 + 条 の三第 項及び第六十九条の改正 規定並びに 第七条中平 ·成十八 年 改 正 前 介 護

保険 法第二十二条 第 項  $\mathcal{O}$ 改正 規定、 平成 十八年 改 正 前 介護 保険 法第 匹 十九 条  $\mathcal{O}$ 次に 条 を 加 える 改正

規定 並 び に 平 成十 八 年 改 正 前 介 護 保 険 法 第 五. + 条 第 五. + \_\_\_ 条  $\mathcal{O}$ 三第 項 反 び第六 + 九 条  $\bigcirc$ 改 正 規 定 並

び に 附 則 第 + 九 条 及 び 第二十六 条  $\mathcal{O}$ 規 定 平 ·成二十 七 年 八 月 日

五. 第 四 一条のう ち、 医 療 法  $\mathcal{O}$ 目 次  $\mathcal{O}$ 改 正 規定 (「第三章 医 療 0 安全の 確 保 (第六条の 九 第六条の十二

「第三章 医療の安全の確保

を 第一 節 医療の安全の確保のための 措置 (第六条の九 第六条の十四) に改める部分に

第二節 医療事 故調査 ・支援センター (第六条の十五-―第六条の二十七)」

限る。)、 同法第三章中第六条の九の前に節名を付する改正規定、 同章中同法第六条の十二を同法第六

条の十四とする改 正 規定、 同 法第六条の十一 第一 項の 改正規定、 同 条を同 法第六条の十三とする改正 規

定、 同 法第六 条 か 十  $\mathcal{O}$ 改 正 一規定、 同 条を同 法第六条の 十二とする改 Ē 規 定、 同法 第六条の 九  $\mathcal{O}$ 次に二条

を加 える改正 規定、 同 章 12 一節を加 える改 正 規定、 同法第十 七 条  $\mathcal{O}$ 改 正 規定、 同 法第七十二条第三項  $\mathcal{O}$ 

改正規定(「第六条の十一 第四 項」を「第六条の十三第四項、 第六条の二十一、 第六条の二十二第二項

に改める部分に限る。)、 同法第七十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第七十五条の改正 規

定、 第八条の 規定並びに第二十一 条の規定 (第三号に掲げる改正規定を除く。) 並びに附 則第六条、 第

二十七条及び第四十一条の規定 平成二十七年十月一日

六 第六条 O規 定 (次号に掲げる改正 規定を除く。 第十一 条の 規定、 第十五 条中 国民健 康保 険 法 第五

十五 条 第 項  $\mathcal{O}$ 改 正 一規定、 同法 第百. 十六条の二 |第一項第六号の改正規定 (「同 法第 八 条第二十 匹 項」 を

同 !条第二十五項」に改める部分に限る。) 及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、 第十六条中老

改正 及 び 改正 和 特 二条及び第十三条の六第一 護」 は 人福  $\mathcal{O}$ を除く。)、 定する通所介護」 |別措| 下 附 四十二 規定 同 規定 則第五 に を加える部 を加える部分に限る。 祉法第五条の二第三項の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に 置 法第二十条 法 地 (「同法第八条第二十四項」を (「居宅介 十九条の規定 法 域 (昭和二十七年法律第二百十 密 第二十一条、 律第三十五号) 着 分に の 下 に 型  $\mathcal{O}$ 護サー 通所 八第 限る。)、 介 兀 (第三号に掲げる改正規定を除く。) 並びに附則第六十条の規定 第四 護若 項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条 項 ピ こス費、 地 別表第三の二十四  $\mathcal{O}$ 改 正 L 十二条、 域密着型通所介護」 同条第七項の改正規定、 第十八条中高 こくは」 \_ 規 定 0 を加い -九号) 下に 第四十三条並びに第四十九条 「同条第二十五項」に改める部分に限る。) える部 齢  $\overline{\mathcal{O}}$ 第二条第二項第四 小 地 者 域 項 0 規模多機 分に限 を加える部分に限る。)、  $\mathcal{O}$ 医 密着型通 改 療 同法第十条の四第一 正 の確保に 規定、 る。 能 型居宅介護」 所介護若 号 附 関する法律第 附 則 口 第五 則  $\mathcal{O}$ Ď しくは」 第五 規定、 改正 十 0 「地域密着型通所介護若 下に 項第二号の改正 五 十二条中 規 一条及び を加える部分に限る。 附 定 五. 同法第二十条の二の二の 十五 ]則第 (「居宅サ 第 登 並びに同 条第 地 五十条中 (第一 五. 録 域 + 密 免 項ただ 項第 規定 平成二十八 六 許 ] 着 法附 型通 条 ビス、」 国 税 有 法 ( 「 規  $\mathcal{O}$ 五. 則第 号 しく 規定 財 L 所介 留 産 書 Ō

# 年四月一日までの間において政令で定める日

七 5 第八十二条の二まで、 第六条中介護保険法第四十六条第一項、 第八十三条第一項、 第四十七条、 第八十三条の二から第八十五条まで、 第五十九条第一項、 第七十九条、 第百十五条の三十五 第八十一条か

及び第百 八十一条の改正規定並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 平成三十年四 月 日

#### (検討)

第二条 政府 は、 この 法律の公布 後必要に応じ、 地域 に お はける病 床 O機能 の分化及び連 携 の推 進  $\mathcal{O}$ 状 況等を

勘案し、 更なる病床 の機能 の分化及び連 携 の推進の方策について検討を加え、 必要があると認めるときは

、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政 府 は、 第四 \_ 条 Ö) 規 定 (前条第五号に掲げる改正規定に限る。) による改正後 の医療法 ( 以 下 「第五号

新 医 |療法| とい . う。 第六条 ネの 十 一 第一 項に規定する医 |療事: 故 調 査 (以下この 頃に お 7 7 医 療 事 故 調 査

という。 0) 実施 状 、況等 を勘案 Ļ 医 師 法 (昭 和 二十三年法律第二百 一号) 第二十一 条 Ò 規 定に ょ る届

出 反 び 第五号新医療 法 第六 **条**  $\mathcal{O}$ + 五 第 項 (T) 医療 事 故 調査 支援センター (以下この項に お V 7 医 療 事

故 S調 査 支援センター」という。) への第五号新医療法第六条の十第一項の規定による医療事 故の報 告、

医 療 事 事故調査 及び医療事故調査・支援センターの在り方を見直すこと等について検討を加え、 その結果に

基づき、 この 法 1.律の公布後二年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 政 分府は、 我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、 介護関係業務に係る労働力への需 要が増大して

1 ることに鑑み、 この 法律の公布 後 年を目途として、 介護関係業務に係る労働 力の 確 保  $\mathcal{O}$ た 8) 0 方策に

V 、 て 検 討・ を加え、 必 要が あ ると認めるときは、 その結果に基づ 7 て所要  $\mathcal{O}$ 措 置 を講ずるも のとする。

4 政 府 は、 前三 一項に・ 定 め Ś 事 項  $\mathcal{O}$ ほ か、 この 法 律  $\mathcal{O}$ 公布後 五年を目途として、 この法律によ る 改正 後  $\mathcal{O}$ そ

れ んぞれ の法律 (以下この項において 「改正後の各法律」という。) の施行の状況等を勘案し、 改正 後 の各

法 律 の規定について検討を加え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるも

のとする。

地 地域におい ける公的 介護施設等の 計 画的 な整備等 の促進 に関する法律の 部改 正に伴う経過措 置

第三条 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 前 に 第 条 Ò 規 定による 改 正 前  $\mathcal{O}$ 地 域 に お け る 公的 介 護 施 設 等  $\mathcal{O}$ 計 画 . 的 な 整備

等  $\dot{O}$ 促 進 に 関 す る法 律 (以下この 条にお 7 7 一旧 整 備 法 という。 第五 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ り 提 出 つされ

た 旧 ·整備: 法第四条第 項に規定する市町村整備計 画に基づく事業等については、 旧 整 備法第五条及び第六

条の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。

2 この 法 律 0) 施 行 0 日 前に 旧整備法 第四条第 項に規定する市町村整備 計 画に掲載された同条第二項第二

号に 掲げる事 業により 整備 される施設につい ては、 旧整備法第七条及び第八条の規定は、 同 日 以後に、 お į,

ても、なおその効力を有する。

第四 条 医 療 機 関  $\mathcal{O}$ 施 設 及び 設 備  $\mathcal{O}$ 整備 に関 する事業で、 第四 条  $\mathcal{O}$ 規 定 **(**)附 則第 条第三号に掲 げ る改 正 規

定 限 る。 に よる 改 正 後  $\mathcal{O}$ 医 療 法 ( 以 下 第三号新 医 療 法 という。) 第三十 · 条 の 几 第 項 第 七号 に 規

定する地 域 医 療 構 想 が 同 条第 項  $\mathcal{O}$ 規定により定めら れ、 又は第三号新医 療法第三十 条の六 0) 規 定に ょ n

変更された医 療計 画 に おい て定められるまでの間に、 第一 条の規定による改正後の地 域におけ る医療 及び

介護  $\mathcal{O}$ 総合的 な確認 保  $\mathcal{O}$ 促進 に 関す んる法律 (以下この条に お 7 て 「 新 医 療 介 護 総 合 確 保法」 という。 第三

条第 項 に 規 流定する! 総 合確 保 方針 に基づい き、 都道 府 県 が 地 域 に お け る 医 療  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ た め に 必 要 が あ る と認

 $\Diamond$ て、 新 医 療 介 護 総 合 確 保 法第四 条第 項 Œ 規定す る都 道 府 県 計 画 に お 1 て定  $\Diamond$ るも  $\mathcal{O}$ に 0 1 7 は、 当 該

事 業を 新 医 療 介 護 総 合 1確保 法第六条に規定す る都道 道 府 県事業とみなして、 新医 療 介護 i 総合i 確 保法  $\mathcal{O}$ 規 定を

適用する。

### (医療法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に臨床研究中核病院という名称を使用している者につ

1 ては、 第三号新医療法第四条の三第三項の規定は、 同号に掲げる規定 の施行後六月間は、 適 用 しな \ <u>`</u>

第六条 第五号新医療法第六条 の十及び第六条の十 0 )規定: は、 附則第一 条第五号に掲げる規定  $\mathcal{O}$ 施 行 の 目

(次条) 及び 附則第二十八条 に お 1 て 第 五. | 房施 行 日 という。 以 後  $\mathcal{O}$ 死亡又は 死 産 に 0 **,** \ 7 適 用する。

第七 条 第五 号新医克 療法 第六条 *(*) 十五 第 項  $\hat{O}$ 規定による指定及びこれ に 関 L 必要な手 ,続その 他  $\mathcal{O}$ 行 為 は、

第五号施行 日 一前に、 お いても、 同項 並びに第五号新医療法第六条の十八及び第六条の十 -九第一 項の 規定  $\mathcal{O}$ 例

により行うことができる。

第八条 附則第一 条第二号に掲げる規定の施 施行の日 (以下この条及び附則第四十条において 「第二号施 行日

という。) 前, に第三 一条の 規定 (同 | 号に掲げ る改 正 規定に限る。) による改正 前  $\mathcal{O}$ 医 療法 (以下この 条に

お į, 7 「第二 号 旧 医 療 法 という。 第三十 · 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に より定め られ、 又は 第二号旧 医 療 法 第

三十条 の六の 規定に ょ り変更され た医療 計 画は、 第二号施行 日 か ら平成二十七年三月三十一 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間

当該 医 療計 画 が第三条の規定 (同号に掲げる改正規定に限る。) による改正後の医療法 (以下この条にお

められ、 れ、 第三十条の四第一項の規定により定められた場合には、 いて「第二号新医療法」という。)第三十条の六の規定により変更され、 又は同 又は第二号新医療法第三十条の六 項 の規定により定められるまでの間) 0 規定により変更され は、第二号新医療法第三十条の四第一 第二号新医療法第三十条の六の規定により変更さ た医療で 計 又は医療計 画とみなす。 画が第二号新医療法 項の規定により定

2

第 計 の 六 療計 + 第三号新医  $\mathcal{O}$ 規定 画 · 条 附 項 が の規定により変更された医療 画又は第二号新医  $\mathcal{O}$ 則第一条第三号に掲げ に  $\mathcal{O}$ 兀 第三号新医療法第三十条の六の規定により変更され、 規定に 第 より定められ 項の 法第三十 より定められた場合には、 規定により定めら 条の六の規定により変更され るま 療法第三十 る規定 で (の間) 計 条の四第 0 画は、 施 は、 れ、 行 第三号新医 若しくは第二号旧  $\mathcal{O}$ 第三号新医療法第三十条 第三号施行日から平成三十年三月三十一日までの間 日 項の規定により定められ、 ( 以 下 療法第三十条の た医療計 「第三号施行日」という。 医療法第三十条 画とみ 又は医療計 んなす。 兀 の六 第 若しくは第二号新医療法第三十条 0) 画が第三号新医療法第三十条 次の六の 項 規定により変更され、  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により定められ、 規定に 前に第一 より変更され 二号旧 医 (当該 療法 又は 又は 医療 た医 第三 同 0 項 兀

3 第二号施行日から平成三十年三月三十一日までの間に定められ、 又は変更された医療計画についての第

療

一号新医療法第三十条の六の規定の適用については、 同条第一項中「三年」とあり、 及び同条第二項中

六年」とあるのは、「五年」とする。

4 第三号新 医療法第七条第五 項、 第七条の二第七項、 第二十七条の二、 第二十九条第三項第 五 号から第七

号まで及び 第四 ]項第五 号から第七号まで、 第三十条の十二、第三十条の十 四から第三十条の十八 まで 並 び

に第七十三条第三号 (第三号新医 療法第三十条の十五 第六項 に係る部分に 限る。  $\mathcal{O}$ 規定 は、 医 療 計 画 が

第三号新医 療法第三十 · 条 の 兀 第一 項の 規定により定めら れ、 又は第三号新医療法第三十条の六 0 規定 によ

り変更されるまでの間は、適用しない。

(地域密着型介護老人福祉施設等に関する経過措置)

第九条 第三号施行日  $\mathcal{O}$ 前 日に おい て介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老 1人福祉: 施設

又 は 同 E 法第四· 十八条第 項 第 号に規定する指定介護老 人福 祉 施設 (以下この 条に お 7 7 地 域 密着 型介

護老 人福 祉 施 記等」 という。 に 入所 第五 条  $\bigcirc$ 規 定 附 則第 条第三号に掲げ る改 Ē 規 定 に 限

に による 改 正 前 の介護保険法 ( 以 下 「第三号旧 介護保険法」 という。 第四 十二条 の 二 第 項 0) 地 域 密 着 型

介護サー ピ ス費又は第三号旧介護保険法第四十八条第一項の施設介護サー ビス費を受けていた要介護被保

険者 ( 以 下 「要介護旧入所者」という。) については、 第三号施行日以後引き続き当該地域密着型介護老

人福 祉 施設等に入所している間 (当該地 域密着型介護老人福祉 施設等に係る介護保険法第七十八条の十又

は 第九十二条第一項  $\mathcal{O}$ 規定による指定の 取消 しその他やむを得ない 理由により、 当該 地 域密着型介護 老人

福 祉 施 設等に継 続 L て — 以上  $\mathcal{O}$ 他 0 地域 密 着型介護老 人 福 祉 施 設等に入所した要介護 旧 入所者 12 あ 0 て は

当 該 以 上  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 地 域 密 着 型介 護 老 人 福 祉 施設等に 継 続 L て入所 して 7 る間を含む。 は、 第五 条  $\mathcal{O}$ 規

定 (同 号に · 掲 げ る改 正 規定に限る。) による改正 後 の介護保険法 (以 下 第三号新介護保険 法 とい う。

第八条第二十一項又は第二十六項の要介護者である要介護被保険者とみなして、 第三号新介護保険法第

四十二条の二及び第四十八条の規定を適用する。

(介護予防サービスに係る保険給付に関する経過措置)

第十条 第三号施 行 日 、附則第 + 应 条第 項 (T) 場合 に あっ て は、 同 項に規定する当該 特定市 町 村  $\mathcal{O}$ 同 項 の条

例で定め る 日  $\mathcal{O}$ 翌日 前に 行 わ ħ た第三号旧 介護 保 険 法 第 八条 の 二 一第二項 に規定する介護 予防 訪 間 介 護

以下 「介護予 防 訪問 介護」 という。) 及び 同 条第 七 項に規定する介護予 防 通所介護 ( 以 下 介 護 予防 通 所

介護」 という。) に係る第三号旧介護保険法の規定による保険給付については、 なお従前 の例による。

第十一条 第 支援 そ 八条の二第一 十 同  $\mathcal{O}$ 年三月三十 項 項、 認 他 の条例で定める日)にお 定  $\mathcal{O}$ 第五 厚  $\mathcal{O}$ 第三号施行 有 生 十三条 項、 効 労働省令で定める者に対する第三号新介護保険法 が期間 日 第二 ま 第 日 で (介護保 , . の 項及び第七  $\mathcal{O}$ 項及 前 間 12 日 び お 険法第三十三条第一 いて介護保険法第十九条第一 (附則第十四条第一項の場合にあっては、 第二 1 項、 て厚生労働 項並 第五 び 十三条第一項及び第二項並びに第五十 に 省令 第 五.十 項に規定する有 で定め 匹 [条第] る 項に規定する要支援認定を受けてい 三項 日 ま で (T) 0) 規定 効  $\mathcal{O}$ 規定による保険給付につい が期間 に 間 は は 適 をいう。 同項に規定する当該特定市町 用 第三号新 せず、 四条第三 第三  $\mathcal{O}$ 介 護 末 号 保 日そ 一項の 旧 険 介 法 0 7 、た被保浴 は、 規定は、 護 第 他 保  $\mathcal{O}$ 八 平 当 険 村の 成三 法 *(*) 該 険 な 者 第 要

(住所地特例対象被保険者に関する経過措置)

おその効力を有する。

第十二条 を含む。 に 定する 該当する施設 住 以下同じ。) 所 第三号新介護 地 特 に入居をすることにより当 例 対 象 以外の市町村の区域内に住所を有していたと認めら 被保 保険法第十三条第一 険者で あ って、 当 該 項 該  $\widehat{\mathcal{O}}$ 施 規定 施 設 設に入居をし  $\mathcal{O}$ は、 所 在する場 第三号施 た際、 派所に 行 日以後 住 当該 所を 変更し れるものについて適用し、 施設 に同項第二号に掲げ が . 所在す たと認 る市 8 5 れ 町 る特定が 村 る 同 ( 特 項 第三 施 に 別 設 規 区

号施行日前に当該施設に入居をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者

については、なお従前の例による。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第十三条 第三号施行 日の前日において次の表の上欄に掲げる事業を行う者であった者は、 第三号施行日に

おい · て同· 表の下欄に定める指定を受けたものとみなす。ただし、 当該者が第三号施行日の前日までに、 厚

生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第三号新介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ニの	第三号旧介護保険法第五十八条第一項の
十五の三第一項の指定事業者の指定	の事業を行う者
第一号通所事業に係る第三号新介護保険法第百十五条の四	文の指定を受けている介護予防通所介護
第三号新介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロの	第三号旧介護保険法第五十三条第一項本
十五の三第一項の指定事業者の指定	の事業を行う者
第一号訪問事業に係る第三号新介護保険法第百十五条の四	文の指定を受けている介護予防訪問介護
第三号新介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イの	第三号旧介護保険法第五十三条第一項本

指定を受けている介護予防支援の事業を | 第

第一号介護予防支援事業に係る第三号新介護保険法第百十

行う者

| 五条の四十五の三第一項の指定事業者の指定

第十四: 第三号施行 日前に市 町村が 第三号新介護保険法第百十五 条の 四十五第一 項第一 号イ に 規定する第

号訪問 事業、 同号 口 に規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業を実施する者

 $\mathcal{O}$ 確 保 が 困 難であることその 他  $\mathcal{O}$ 事 情により第三号施 行 日 カ 5 同 項に規定する介護予 防 日 常生 活支 援総

合事 業を行うことが 困 「難であ<sup>」</sup> ると認めてその旨を当該 市 町 村 この条例に で定め る場合にあっては、 第三号 施行

日 以 、後第三号施行日から平成二十九年三月三十一日までの間において当該市町村(以下この項、 次項1 及び

附則第三十条において 「特定市町村」という。) の当該条例で定める日までの間は、 当該特定市 町村 が 行

う第三号新介護保険法 の規定による地域支援事業に つい ては、 第三号新介護保険法第百十五 条 (T) 兀 十 五. 第

項、 第百 + 五. 一条の一 匹 一 十 五 の二第二項 第百十五条  $\mathcal{O}$ 匹 干 五. の 三 (同 条第 一項の指 定に係る部 分を除く。

第 百 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 匹 + 五 0) 匹、 第百十五 条  $\mathcal{O}$ 兀 十 五  $\mathcal{O}$ 七、 第 百 十五 条 0 匹 十 五  $\mathcal{O}$ 八、 第百· 十 五 条の 兀

第一 項 ( 第 一 号介護予 防支援事業に係る部 分に限る。 第百 十五 条の 匹 十七 第 匹 項 か ら第七 項まで 及び

第九項、 第百二十二条の二、第百二十三条第三項、第百二十四条第三項、 第百二十六条第一項、 第百五· 十

二条並 二条の二、 第二号に係る部分に限る。)、 一びに第百五十三条の 第百二十三条第三項、 規定は 第二項及び第七項、 第百二十四条第三項、 適用せず、 第三号旧 第百十五条の 介護保険法第百十五条の四十五第一項 第百二十六条第 四十七 第四 項、 項から第七 第百 五十二条並 項まで、 (第一号及び びに第百五 第百二十

十三条

の規定は、

な

お

その

効

力を

有する。

2 保険 介護 号新 八 に 条 条 よる保険 前 介 保 法 の二第一 項 護保 第 険  $\mathcal{O}$ 八 0 場 条 給付につい 険 合に 同 O項、 条第三項に規定する住所地 法第十三 二第 お 第五 1 て、 ては、 一条第 項、 十三条第一 特 第二項 定 当該 項に 市 町 項及び 特定市 規定する 及び第七 村 が 行う介護 第二 特 る 町 村 住 項、 例 項  $\mathcal{O}$ 所地特 適用被保険者を含む。 前 保 並 第五 び 項の条例で定める日 険 に第五十四 例 十三条第一 の被保険者 対象施設に 項 及 条第三項 (当該特定 入 )に対する第三号新介護 び第二 所 ま  $\mathcal{O}$ で 規定 又は 項 市 の間は、 並 町 入居す 村 は びに第五 適  $\mathcal{O}$ 用 区 第三号新 Ź 域 せ ず、 内 十四四 他 に所  $\mathcal{O}$ 第三号 介 保 市 条第三 ;護保険 険 町 在 法 する第三 村 項 旧  $\mathcal{O}$ が の規 法 規定 介 行 護 第 う

3 る医 第三 療 一号施 に関する専門的知識を有する者の確保が 行 日 前 に 市 町 村 が 第三号新介護 保険法第百 困難であることその他の事 十五 一条の 兀 十五第二 情により第三号施行 項第四号に 掲げ る事 業を実 日 か ら当該 施 す

定

は

な

お

そ

 $\mathcal{O}$ 

効

力を

有す

る。

間 事業を行うことが困難であると認めてその旨を当該市 部分に限る。 以後第三号施行日から平成三十年三月三十一日までの間にお は、 当該 市 町 及び第三号新 '村が行う第三号新介護保険法 介護 保険法第百十五 の規定による地域支援事業に 条  $\mathcal{O}$ 兀 町村の条例で定める場合にあっては、 十 五.  $\mathcal{O}$ いて当該 +  $\mathcal{O}$ 規定 市 は 町村の当 つい 適 --用 は、 しな 該条例で定める日ま 同 項 (同 第三号施行 |号に掲 げる で 0) 日

4 介護 三月三十一日までの間 る者 めてその旨を当該市 第三 保険  $\mathcal{O}$ 一号施 確 法 保 (T) が 行 規定に 困 日 |難で 前 に よる地域支援 町 あ 市 にお 村の条例で定める場合にあっては、 ることその 町 村 いて当は が第三号新 汲事業に 該市町村 他  $\mathcal{O}$ 事 介護 つい 情 の当該条例で定める日までの間 保 により ては、 険 以法第| 第三号施 同項 百 十五 (同号に掲げる部分に限る。 第三号施行日以後第三号施行 行 条 日  $\mathcal{O}$ か 兀 5 十五第二 当 該 事 は、 項 業を行うことが 第五号に 当該市 町 掲 村が行う第三号新 日から平成三十年 げ  $\mathcal{O}$ 規定 困難 る事 業を実 は、 で あると認 適用 施 L

5 行 る保 日 第三 から当該 健 一号施 医 療 及 行 び 事業を行うことが困 日 福 前 祉 に 市 に 関す 町 村 る が第三号新 専門 難であると認めてその旨を当該市町村 的 知識 介護 を有する者 保険 法第 0 百 1十五条 確 保が 困難  $\mathcal{O}$ 匹 一十五第二 であることその の条例で定める場合にあっては、 項第六号に掲げ 他 0 事 情 る事 に より第三号施 業を実 施 す

ない。

第三号施行日以後第三号施行日から平成三十年三月三十一日までの間において当該市町村の当該条例で定

める日までの間は、 当該市町村が行う第三号新介護保険法の規定による地域支援事業については、 同 項

同号に掲げる部分に限る。)の規定は、適用しない。

(調整交付金等に関する経過措置)

第十五 条 平 成二十七 年 ・度から平成二十九年度までの各年度においては、 第三号新介護保険法第百二十二条

項中 調 整交付。 **金** とあ るの は 「調整交付金及び次条第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に基づき交付する額」 「同じ

とあるのは 「同じ。)並びに介護予防 ・日常生活支援総合事業に要する費用の額」と、 同 条第三 項

中 「調整交付金の」 とあるのは 「調整交付金及び次条第二項の規定に基づき交付する額の」と、 「費用  $\mathcal{O}$ 

額」 とあるの は 「費用 の額並びに介護予防 日常生活支援総合事業に要する費用の額」とする。

2 平 -成二十: 七 年度から平成二十九 年度までの各年度においては、 第三号新介護保険法第百二十二条の二第

三項の規定は適用しない。

(賦課決定の期間制限に関する経過措置)

第十六条 第三号新介護保険法第二百条の二の規定は、 第三号施行日以後に同条の納期が到来する保険料に

ついて適用し、 第三号施行日前に当該納期に相当する期限が到来した保険料については、 なお従前の例に

よる。

(延滞金の割合の特例に関する経過措置)

第十七条 第三号新介護保険法附則第十一条の規定は、 介護保険法第百五十七条第一項に規定する延滞金の

うち第三号施行 日 以 後 の期間に対応するものについて適用し、 当該延滞金のうち第三号施行日 前の期間に

対応するものについては、なお従前の例による。

(準備行為)

第十八条 第三号新介護保険法の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、 第三号施行日前

においても行うことができる。

(保険給付に関する経過措置)

第十九 条 附則第一条第四号に掲げ る規定 の施行の日 ( 以 下 「第四号施行日」という。) 前に行 わ れた第五

条の 規定 附 I 則第 一 条第四号に掲げる改 正 規定に限る。) による改正前 の介護保険法 ( 以 下 「第四号 泊介

護保険法」という。)の規定による居宅サービス (これに相当するサービスを含む。)、 地域密着型サー

ビス (これに相当するサービスを含む。)、 施設サービス、介護予防サービス (これに相当するサー ビス

地 域密着型介護予防サービス (これに相当するサービスを含む。) 又は住宅改修に係る保険

給付については、なお従前の例による。

2 第四 ]号施 行 日前 に行わ れた第四 |号旧 介護 **段保険法** の規定による特定介護サー ビス又は特定介護予防サ ĺ Ė

ス に係 る特 定入所者 介 渡サー ビス 費、 特 例 特 定入所者介護サ ピ ス 費、 特定入所者介護予防 サ ] ピ ス 費又

は 特 例 特定入 所者介護 護 予防 サ F. ス 費 の支給に につい ては、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に . よる。

3 第四 ]号施 行 日前に した偽りその 他不正 の行為により第四号旧 介護保険 法  $\mathcal{O}$ 規定による特定入所者介護サ

E ス費、 特例特定入所者介護サービス費、 特定入所者介護予防サ Ľ, ス 費又は特例特定入所者介護予防

サー Ę ス費の支給を受けた者からのその給付の価 額 の全部又は 部の徴収については、 なお従前の例によ

る。

(地域密着型通所介護に関する経過措置)

第二十条 附 則 第 一条 第六号に 撂 げ る 規定  $\mathcal{O}$ 施行  $\mathcal{O}$ 際現 に介護保険法第四 十一 条第 一項. 本文の指 定を受けて

V) る通所介護 (利用定員が第六条の規定 (同号に掲げる改正規定に限る。) による改正後の介護保険法

以下 「第六号新介護保険法」という。) 第八条第七項の厚生労働省令で定める数未満であるも  $\overline{\mathcal{O}}$ に限 る。

次項にお いて同じ。) の事業を行う者は、 同号に掲げる規定の施行の日 (以 下 「第六号施行 日 という。

に お *(* ) て当該事業を行う事業所 の所在地 の市町村 (第六号施行 日の前 日にお いて当該 市町 村 以外の市 町

村 (以下この 項 E お 7) て 他 の 市 町 村\_ とい 、 う。 ) が 行う介護 保 険  $\mathcal{O}$ 被 保 険 者が当該 事 業を行う者が 行う

通 所 介護 を利 用 L 7 1 た場 合に あ つ ては、 当 該 他  $\mathcal{O}$ 市 町 対を含 む。  $\mathcal{O}$ 長 か 5 第六号新 介護! 保 険 法 第 八条

第十 七 項 E 規定する 地 域 密 着 型通 所介護 に 係 る第六号新介護保 険 法 第四: 十二条の二第 項 本 文 0 指 定 を受

け たものとみなす。 ただし、 当該 事業を行う者が第六号施行 日 の前日までに、 厚生労働省令で定めるとこ

ろにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により第六号新介護保険法第 八条第十七項に規定する地域密着型通 所介護に係る第六号新介

護保 険 法第四 1十二条 の二第 項 本 文 の指定を受けたも のとみなされ る通 所 介護  $\mathcal{O}$ 事 業を行う者に つい 7 は

介 護 保 険 法 第四 + 条第 項 本 文  $\mathcal{O}$ 指 定は、 第六号: 施 行 日 に そ 0 効 分 を失う。

第二十一 第六号施 行 日 か 5 起算 L て — 年を超え な 7 期 間 内 に お 7 て第六号新 介護保険 法第七 十八 の 二

第四 |項第一 号並びに第七十八条の 兀 第一 項及び第二項に規定する市町村 の条例 地地 域密着型 通 所介護に係

る部分に限る。) が制定施行されるまでの間は、 第六号新介護保険法第七十八条の二第五項及び第七十八

条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、 当該市町村の条例で定められた基準とみな

す。

#### (準備行為)

第二十二条 第六号新介護保険法の施行のために必要な条例 の制定又は改正、 介護保険法第七十八条の二の

規定による第六号新 介 護保険法第四十二条の二第一 項本文の指 定 の手続 地地 域密着型通所介護に係るもの

に限る。)その他の行為は、 第六号施行 日前においても行うことができる。

## (居宅介護支援事業に関する経過措置)

第二十三条 附則第一条第七号に掲げる規定 んの施行 の 目 (以下「第七号施行日」という。) から起算して一

年を超えない 期間内 に おいて第六条の規定 (同号に掲げる改正規定に限る。) による改正後 の介護保 険法

( 以 下 「第七号新介護保険法」という。)第四十七条第一 項第一号、 第七十九条第二項第一 号並 びに第八

十一条第一項及び第二 一項に 規定する市町 村  $\mathcal{O}$ 条例が 制定施行されるまでの間は、 第七号施行 日  $\mathcal{O}$ 前 日 にお

いて第六条の規定 (附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法 (次条にお

いて「第七号旧介護保険法」という。) 第四十七条第一項第一号、第七十九条第二項第一号並びに第八十

条第一項及び第二項に規定する都道府県の条例で定められていた基準をもって、 当該市町村の条例で定

められた基準とみなす。

第二十四条 第七号施行目前に第七号旧介護保険法の規定により都道府県知事がした指定等の処分その他の

行為 (以下この条において 「処分等の行為」 という。)又は第七号施行 日 前に第七号旧介護保険法 0 規定

に より都道府県知事 に対してされた指定等の申請その他の行為 (以下この条において 「申請等  $\mathcal{O}$ 行為」 لح

いう。)で、第七号施行日以後において市町村長が処理し、又は管理し、 及び執行することとなる事務に

係るものは、 第七号施行日以後においては、 市町村長のした処分等の行為又は市町村長に対してされた申

請等の行為とみなす。

(準備行為)

第二十五条 第七号新介護保険法の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、 第七号施行日

前においても行うことができる。

(平成十八年改正前介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 第四号施 紀行日前. に行わ れた第七条の規定 (附則第一条第四号に掲げる改正 規定に限る。) によ

る改正 前 の平 成 十八年改正前介護 保険法 (次項及び第三項におい 7 旧 平 成十八年改正 前 介護保険 法 لح

1 、 う。 ) 0 規定による施設サー Ė スに係る保険給付については、 なお従前 の例に、 、よる。

2 第四 ]号施 行 日 前 に行わ れ た旧 平 成十八年改正 前 介 護保 険 法  $\mathcal{O}$ 規定に よる特定介護サー ビスに係る特定入

所者介護サ ピ ス費又 は 特 例 特定 入所者 介 護 サ ĺ ピ ス 費  $\mathcal{O}$ 支給 に 0 **,** \ て は、 なお 従前  $\mathcal{O}$ 例 に 、よる。

3

第四

号施

行

日

前

に

L

た偽

りその

他

不正

 $\mathcal{O}$ 

行為

に

ょ

り

旧

平

成

十八

年

改

正

前

介護!

保

険法

 $\mathcal{O}$ 

規定

に

、よる特

定入

所者介護サー ビス費 又 八は特別 例 特定入 所者介護サー ピ ス 費  $\widehat{\mathcal{O}}$ 支給を受けた者からの その 給付  $\mathcal{O}$ 価 . 領 の 全部又

は一部の徴収については、なお従前の例による。

(保健師助産師看護師法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 附則第一 条第五号に掲 げる規定 0 施 行 の際現に看 護 師免許を受けている者及び同号に掲げる規

定  $\mathcal{O}$ 施 行 前 に 看 護 師 免 許  $\mathcal{O}$ 申 請 を 行 0 た者 で あ 0 7 同 一号に掲げ げ る規 定 0 施 行後 12 看 護 師 免許 を受け た ŧ  $\mathcal{O}$ 

に つ 7 7 は、 第 八条  $\mathcal{O}$ 規定に よる 改 正 後 0 保 健 師 助 産 師 看 護 師 法 (次条) 及び 附 則 第二十 九 条 に お 1 7 新

保助 看法」という。)第三十七条の二第一 項の 規定: は、 同号に掲げる規定の 施行後五 年間 は、 適 用 しない。

第二十八条 新保助看法第三十七条の三第一 項の規定による指定を受けようとする者は、 第五号施行日前に

おいても、その申請を行うことができる。

第二十 -九条 政府は、 医師又は歯科医師の指示の下に、 新保助看法第三十七条の二第二項第二号に規定する

手 順 書によらないで行 わ れ る 同 項第一 号に規定する特定行為が 看護師 によ り 適切 に行わ れるよう、 医 師

歯 科 医 師 看 護 師 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 関 係 者 に 対対 L て同 . 項第四1 号に規定する特 定行 為 研 修  $\mathcal{O}$ 制 度  $\mathcal{O}$ 趣旨が当該 行 為を

妨げ る ŧ 0 では、 ないことの 内 容の 周 知その 他の 必要な措置を講ずるものとする。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 第三号施行 日の前 日 (附則第十四条第一項の場合にあっては、 当該特定市町村の同項の条例で定

める日) に お į١ て被保 護者 (生活保護法第六条第 項に規定する被保護者 をいう。 次項にお *\*\ て同じ。)

であって附則第十一 条に規定する者に相当する者であっ た者に対する介護 段扶助に つい て は 同 条  $\mathcal{O}$ 厚 生労

働省令で定め る日 ま で 0) 間 は、 第十名 条の 規定による改 正 後  $\mathcal{O}$ 生 活保 護 法 (次項及び 次条に お 1 7 新 生活

保護法」 という。 第十五条 の二第一 項、 第五 項 及び 第七 項 0) 規定に か か わらず、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

2 附則第十四条第一項の場合において特定市 町村 の区域内に居住地 (居住地がない か、 又は明らかでない

場合にあっては、 現在 地 を有する被保護者に対する介護扶助については、 当該: 特定市 町村  $\mathcal{O}$ 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 条例

で定める日までの 間 は、 新生活保護法第十五条の二第一項、 第五項及び第七項の規定にかか わ らず、 なお

従前の例による。

第三十一 条 新生活保護法第五十四 条の二第一 項の指定 (介護予防 日常生活支援事業者に係る指定に限る

 $\mathcal{O}$ 手 続 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 行 治為は、 第三 | 号施 行 日 前 12 お 1 ても行うことができる。

臨 床検: 査 技 師 等に 関 以する法語 律 の 一 部 改 正 に 伴う経過 過 措 置

第三十二条 附則第一条第三号に掲げる規定  $\mathcal{O}$ 施行 の際現に臨 床 検査技師 の免許を受けている者及び同号に

掲げる規定 の施行前 に 臨床検査技 師 :国家試験に合格した者であって同号に掲げる規定の施行後に 臨 床 検査

技師  $\mathcal{O}$ 免許を受けた ŧ のは、 第十 四条の 規定による改正 後 の臨 床 **検査**: 技師等に関する法 L律第· + 条に 規定

する検: 体採 取を行おうとするときは、 あら かじめ、 厚生労働 大臣 が 指定する研修を受けなけ れ ば ならない。

2 厚生労働 大臣 は、 第三号施 行 日 前 に お 1 ても、 前 項 0 指定をすることができる。

〈国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置

第十五条 水の規定 (附則第一 条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国民健康保険

法 料について適用し、 ( 以 下 「新国保法」という。)第百十条の二の規定は、 第三号施行日前に当該納期に相当する期限が到来した保険料については、 第三号施行日以後に同条の納期が到来する保険 なお従前の

第三十四条 後に · 同 一号に掲げ 新国保法第百十六条の二第一項第六号の規定 げる特定 施設に該当する施設に入居をすることにより当該 (入居に係る部分に限る。) 施 設の 所在する場所に は、 第三号施行 住 所を変更 日以

例による。

設に入居をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、 村以外の市 たと認め 町 村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、 れ る国 民 健康 保 険の被保険者であって、 当該施設に入居をし た際、 当該 第三号施行 施設が 日 所在する 前に当該施 なお従 市 町

前

(T)

例による。

L

6

第三十五条 する高齢 則第十三条 に限る。 者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金  $\mathcal{O}$ による改 新 国 五 の 六 保法 0) 正 附則第十六条において準用する第十八条の規定 後の 規定は、 高 齢 第十 者  $\mathcal{O}$ 五条 医 療 O $\mathcal{O}$ 規定による改 確 保に関する法律 正 前  $\mathcal{O}$ ( 以 下 玉 民 健 新 附 康 保 高 則第一条第三号に掲げる改正規定 除法附出 齢 (以下この条において 者 医療 則第十六条に 確 保法」という。 お いて準用 「第三号 附

三号施 施 お 行 į, て準 日前 行 日 用する高齢 延滞金」という。) 前 延滞金 者 のうち第三号施行 0 医 療 の確 のうち第三号施行日以後の 保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金について適用 日前 0 期間 に対応するものについては、 期間に対応するもの及び新国 なお従前 保法附品 の例による。 則第十六条に 第

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 行 のについ する後期 を変更したと認められ 日 以 後 . て適用. 高 に 齢 同 新 計者医療力 一号に掲げ 高 Ļ 齢 者 第三号施 広域連合以外 げ 医 る特定 る後期高齢 療 確 保 法第五 行日 施設に該当する施設に入居をすることにより [者医療 の後期 前に当該 十五 条第 高 の被保険者であって、 版施設に: 齢者医療広域 項第 入居をすることにより当該施設 五. 号の |連合の区域内に住所を有していたと認 規定 当該施設に入居をした際、 (入居に係る部分に限る。 当 該 施 設 の所在する場  $\mathcal{O}$ 所在する 当該 は、 る められ 所 施 場 に住 設が 所に 第三号施 所を るも 所在 住 所

変更したと認め られ る者に ついて は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に による。

料 に つい 7 適用、 Ļ 第三号施行日 前に当 該 納 期に 相当する期 限が 到 来した保険料に うい ては、 なお 従 前 0

例による。

第三十

七

新

高

齢

者

医

療

確

保

法第百六十条

Ò

<u>ー</u>の

規

定は、

第三号施

行日以

後に

同

条

 $\mathcal{O}$ 

納

期

が

到

来する保

険

第三十八条 新高齢者 医 療確 保法附則第十三条の五 一の六の 規定は、 高齢者 の医 療  $\mathcal{O}$ 確 保に関する法律第四十

五. 条第一項 (同法第百二十四条及び附則第十条にお *(* ) て準用する場合を含む。) に規定する延滞 金 のうち

第三号施行 日 以後 0 期間に対応するものについ 、て適用 Ų 当該延滞金のうち第三号施行日前 の期間に対応

するものについては、なお従前の例による。

平 -成十八 年 改 正 前 老 人保 健 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正 に 伴う経り 過 措 置

第三十 九 条 第十 九 条  $\mathcal{O}$ 規定に、 よる 改 正 後  $\mathcal{O}$ 平 成十 八 年 改 正 前 老人保持 健法 (以下この 条に お 7 て 「新平 成 +

八年 改 正前老人保健法」という。) 第六十一 条第一 項の 規定は、 第十九条の規定による改正 前  $\mathcal{O}$ 平成 十八

年改正 前 老人保健法第六十一条第一 項に規定する延滞金 (以下この条において 「第三号施行 日 前 延 滞 金

という。 のうち第三号施 行 日 以 後  $\mathcal{O}$ 期 間 に対応するもの 及び新平成十八 年改一 正 前老人保健法 第六十一条

第 項に規定する延滞 金に 0 7 7 適用 Ļ 第三号施 行 日 前 延滞 金  $\overline{\mathcal{O}}$ うち第三号施 行 日 前  $\mathcal{O}$ 期 間 に ·対応、 する

ものについては、なお従前の例による。

国 医師 等 が 行う 臨 床修 練 に係 る医師 法 第十七 条 等  $\mathcal{O}$ 特例等 に 関 する法 1律の一 部改 Ē に伴う経 過 措 置

第四十条 第二号施行 日の前日において第二十条の規定による改正前の外国 医師等が行う臨床修 練に係る医

師法第十七条等の特例等に関する法律第八条の規定による認定を受けていた者は、 第二号施行日にお *(* \ て

第二十条の規定による改正後の外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法

律第八条の規定により選任されたものとみなす。

看 |護師等の 人材確保の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四 十 条 附則第一 条第五号に掲げる規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現に業務に従事 i てい ない看護 師等の 人材確保 の促

進 に 関 する法律第二条第 項に規定する看 護 師等 は、 同号に掲げ る規定 0 施行 後 速や かに、 第二十一 条  $\dot{O}$ 

規定による改正後の看 護師等 0 人材確保 の促進に関する法律第十六条の三第一項の規定の例により届 け出

るよう努めなければならない。

(健康保険法の一部改正)

第四十二条 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) の 一 部を次のように改正する。

第八十八 条第 項中 「第八条第二十七項」 を 「第八条第二十八項」 に改 8 る。

第九 八十八 条第 項中 「第八条第二十五項」 を 「第八条第二十六項」に改める。

(船員保険法等の一部改正)

第四十三条 次に掲げる法律の規定中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」 に改める。

- 船員保険法 (昭 和 十四年法律第七十三号)第八十二条第一項
- 国家公務員 (共済) 組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) 第五十九条第一項
- 三 地方 公務員 等 共 済 組合法 昭昭 和三十七 年法律第百五十二号) 第六十一 条 第 項

(地方自治法の一部改正)

第四 十 匝 条 地 方自 治 法 (昭 和二十二年法律第六十七号) の <u>ー</u> 部を次のように改 正する。

别 表 第一 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) の項第一 号中 「第五十五条の二」 を 「第五項並

びに第五 十五 条の二」 に改め、 同 項第二号中  $\bigcup$ 及び第五十五条第二項」 を  $\supset$ 並 びに第五 + 匹 条 *の* 第

五. 項 及び第一 五 十五条第二項」に、 「第五十 应 条 の二第四 項 及び第五十五 一条第二 項」 を 「第五· + 匹 条 の二第

几 項 及 び 第 五. 項 並  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ に 第 五. 十五条 第二項」 に、 第 五. 十五 条の二」 を 「第五 項 並 び に 第 五 + 五. 条 の 二 に

改 め、 同 表 歯 科 技 工 士 法 (昭 和  $\equiv$ 一十年 法 律第百六十八号) の項及び歯科技工法  $\mathcal{O}$ 部を改正する法律 昭昭

和五十七年法律第一号)の項を削る。

(地域保健法の一部改正)

第四十五条 地域保健法 (昭和二十二年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中 「第三十条の四第二項第九号」を「第三十条の四第二項第十号」に改める。

第四十六条 地域保健法の一部を次のように改正する。

第五条第二項中 「第三十条 の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第十二号」 に改める。

(地方財政法の一部改正)

第四十七 条 地 方財 政法 (昭和二十三年法律第百九号) の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費

(死体解剖保存法の一部改正)

第四十八条 死体解剖 保存法 (昭和二十四年法律第二百四号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第十七条第 項 中 若しくは特定機能 病 院 を 特定機能 能 病院若しくは臨床研究中核病 院 に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第四十九条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三十三条の五中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第五十条 国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号口 中 「居宅サービス、」 の 下 に 「地域密着型通所介護若しくは」を加え、

防通所介護若しくは」 を削り、 「又は介護予防認 知 症対応型通 所介護」を 介護予防認 知 症 対応型通所

介護」に改め、 「対する地域密着型介護予防サービス」の下に「又は同法第百十五条の四十五第一項第一

号口 に規定する第一号通所事業であつて老人福祉法第二十条の二の二に規定する厚生労働省令で定めるも

の」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第五 十 条 印紙 税法 (昭和四十二年法律第二十三号) の一部を次のように改正する。

別 表第三の 文書名  $\mathcal{O}$ 欄中 「第百五十五条第一項第一号 (国保連合会の業務) に掲げる」を「第百五十五

条第一項(国保連合会の業務)の規定による」に改める。

## (登録免許税法の一部改正)

第五十二条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号九イ(3)中 義肢装具士又は歯科技工士」を「又は義肢装具士」に改め、 同号什の

次に次のように加える。

ロー登録事項の変更の登録	イ 歯科技工士法第六条第一項(登録)の歯科技工士の登録	歯科技工士名簿にする登録	一
登録件数	登録件数		
一件につき千円	一件につき九千円		

別表第三の二十四の項の第三欄の第二号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第五十三条 沖縄 の復帰に伴う特別措置に関する法律 (昭和四十六年法律第百二十九号) の一部を次のよう

に改正する。

第百条第六項中「及び第七号」を削り、 「並びに」を「及び」に改める。

沖 ·縄 振 興開発金融 公庫法及び独立行政法人福祉医療機構法 の — 部改正)

第五 十四条 次に掲げる法律の規定中 「介護予防サー Ę ス事業 (同条第四項」を 「介護予防サービス事業

同条第三項」に改める。

- 沖 縄 振 興 開 発 金 融公庫法 昭昭 和四十七年法律第三十一号) 第十九条第二項第四号の二
- 独立 行 政 法 人福 祉 医 療 機 構法 平 成十四. 年法律第百六十六号) 第十二条第 項第三号

(地価税法等の一部改正)

第五十五条 次に掲げる法律の規定中 「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」 に改める。

- 一 地価税法(平成三年法律第六十九号)別表第一第五号
- 独立行政 法 人地域 医療機能推 進機構 法 (平成十七年法律第七十一号) 第三条
- 三 東 日 本大震災に 対 処するため  $\mathcal{O}$ · 特別  $\mathcal{O}$ 財 政 援 助 及び 助成に関する法律 (平成二十三年法律第四十号)

第四十八条第二項

(介護保険法施行法の一部改正)

第五十六条 介護保険法施行法 (平成九年法律第百二十四号) の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中 「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第五十七条 構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第五 十八条 (障 害者  $\mathcal{O}$ 障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 の法 律 .. の 一 部改 正 (平成十七年法律第百二十三号

)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中 「給付」を「給付等」に改め、 同条中「基づく給付」の下に「又は事業」を加え、

受ける」を「受け、 又は利用する」に改め、 「定める給付」の下に 「又は事業」 を加える。

(高 齢者虐待の防止、 高齢 者 の養護者に対する支援等に関する法律の一 部 改正)

第五 十九九 高 齢 者虐 待  $\mathcal{O}$ 防 止 高 者 0) 養護者に対する支援等に関する法 律 が 一 部を次のように改正する。

第二条第五 一項第一 号 中 「第八条第二十一項」を 「第八条第二十二項」に、 「同条第二十六項」 を 同 条

第二十七項」に、 「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改め、 同項第二号中「同条第二十三項」を

「同条第二十四項」に、 「同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業」を 「同条第十二項

に規定する地域密着型介護予防サービス事業」に、 「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める。

道 州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)

第六十条 道 州 |制特別| 区 域における広域行政 の推進に関する法律 (平成十八年法律第百十六号) の一部を次

のように改正する。

第十二条第三項中 「第八条第二十一項」を 「第八条第二十二項」に、 「同条第二十六項」を 同 条第二

十七項」に、 「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める。

(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十一条 介護サー ビスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第七

十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条中 「平成二十七年三月三十一日」を 「平成二十八年三月三十一日」 に改 らめる。

附 則第十三条第一項中「平成二十七年四月一日」 を「平成二十八年四月一日」 に改め、 同条 第二項中

平成二十七年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成三十八年

三月三十一日まで」に改める。

附則第十四条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一 部

改正)

第六十二条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能 の強化等のための国民年金法等の一 部を改正する法

律 (平成二十四年法律第六十二号) ∅– 部を次のように改正する。

第二十七条のうち高齢者 の医療の確保に関する法律附則第十三条の七を同法附則第十三条の十一とし、

同法附則第十三条の六を同法附則第十三条の十とし、 同法附則第十三条の五の五の次に見出し及び四条を

加える改正規定中 「附則第十三条の十とし」の下に「、 附則第十三条の五の六を附則第十三条の九の二と

し」を加える。

第二十八条のうち介護保険法附則に二条を加える改 正規定中 「附則に次の」 を 「附則第十一 条を附 則第

附則第十条の次に次の見出し及び」に、「介護予防等事業医療保険 納付対象額」 を「介護予

防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改める。

附則第五十二条の四の次に次の一条を加える。

第五十二条 が五 地域 における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する

法 律 (平成二十六年法律第 号) 附則第十四条第一 項の場合にあっては、 第五号施行 日

か

ら同

項に

規定する当該特定 市 町村  $\mathcal{O}$ 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 条例 で定め る 日 まで  $\mathcal{O}$ 間 は、 当該特定 市町 村 が 行う介護保 険 法  $\mathcal{O}$ 規定

によ 6る地 域支援事業につい ては、 改正 後介護保 険法 I附則第· + 条 第二項及び第十二条第二項 中 介 護予

防 日 常 生 活支援総合事業医 療保険納 付 対象額」 とある のは、 「介護予 防等事 業医 |療保険: 納 付 対象 額

とする。

附則第五十九条中国民健康保険法附則第二十一条の三第三項の改正規定の前に次のように加える。

附 則第十六条中 「附則第十三条の五の六」を 「附則第十三条の九の二」 に改 いめる。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 保育等  $\mathcal{O}$ 総合的 な提 供  $\mathcal{O}$ 推 進 に関する法律の

部を改一 正する法律  $\mathcal{O}$ 施行 に伴う関係 法 律  $\mathcal{O}$ 整 備 等に 関 関する法語 律 0) 部 改 正

第六十三条 子ども・子育て支援法及び就学 前の子どもに 関 する教育、 保育 等の 総合的 な提供 0 推進 に 関 す

る法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成二十四年法律第六十七号

)の一部を次のように改正する。

第十条のうち地方財政法第十条に一号を加える改正規定中「三十一」を「三十二」 に改める。

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正)

第六十四条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 (平成二十四年法律第百二号) の一部を次のように

改正する。

附則第二十一条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律 (平成

一十五年法律第二十七号)別表第二の改正規定中 「介護保険給付関係情報」を 「介護保険給付等関係情報

」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

第六十五条 行政手続に おける特定の 個 人を識別するため の番号の利用等に関する法律の一 部を次のように

改正する。

別表第一の六十八  $\mathcal{O}$ 項中 「支給」 の 下 に 地域支援事業の実施」 を加える。

別表第二の一の項中「保険給付の支給」の下に  $\overline{\ }$ 地域支援事業の実施」を加え、 「介護保険給付関係

情  $\mathcal{O}$ 項、 報 を「介護保険給付等関係情 三十三の項、三十九の項、 報」に改め、 四十二の項、 五十六の二の項、 同表の二の項から四の項まで、 五十八の項、 六十一の項、六十二の項、 六の項、二十六の項、三十

八十の項、 八十七の項及び九十の項中 「介護保険給付関係情報」 を 「介護保険給付等関係情 報 に改め、

「支給\_ 0) 下に 地 域支援事業  $\mathcal{O}$ 実施」 を加え、 「介護保 険 給 付関係 情 報 を 介 **| 護保険** 給 付 <u>-</u>等関 係 情

報」に改める。

同

表

 $\mathcal{O}$ 

九十三の

項中

保険給付の

支給」

の 下 に

「又は

地域支援事

<del>美</del>

の実施」

を加

え、

同

表

 $\mathcal{O}$ 

九

+

应

 $\mathcal{O}$ 

項中

**行** |政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律の一部改正)

第六十六条 行政手続 における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律の施行に伴う関係法

律  $\mathcal{O}$ 整 備 等 に関 する法律 (平成二十五年法律第二十八号) の 一 部を次のように改正する。

第十 九 条 のうち住 民 】基本· 台 帳 法 昭 和 兀 十二年法律第八十 · 一 号) 別表第二の 五.  $\mathcal{O}$ 項 0 次に 次 0 ように加

える改 正 規 定 (同 表  $\mathcal{O}$ 五. の二十四  $\mathcal{O}$ 項 に係 る部分に限る。) 及び 同 法 別 表 第四  $\mathcal{O}$ 匹  $\mathcal{O}$ 項 0) 次 に 次 0 ように

加える改正規定 (同表の四の二十四の項に係る部分に限る。 ) 中 「支給」の下に 同法第百 1十五条  $\mathcal{O}$ 兀

十五第一項の地域支援事業の実施」を加える。

(薬事法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十七条 薬事法等の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八十二条に次の一号を加える。

匹 外国 |医師等が行う臨床修練等に係 る医師法第十七条等の特例等に関する法律 (昭和六十二年法律第

二十九号)第二条第十二号

(生活困窮者自立支援法の一部改正)

第六十八条 生活困窮者自立支援法 (平成二十五年法律第百五号) の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち地方財政法第十条に一号を加える改正規定中「三十二」を「三十三」に改める。

附則第六条第一項中「三十二」を「三十三」に、「三十一」を「三十二」に改め、 同条第二項中「三十

一」を「三十二」に、「三十二」を「三十三」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第六十九条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中 「同条第二項第十一号」を「同条第二項第十二号」に改める。

第七十条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十四 四条第一 項 中 「第三十条の四第十三項」を「第三十条の四第十五項」に、 「同条第二項第十二号」

を「同条第二項第十四号」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一 条 この 法律 (附則第一条各号に掲げる規定にあっては、 当該規定。 以下この条において同

 $\mathcal{O}$ 施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律

の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施

行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

## 理由

地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築すること

備等を行う必要がある。 これが、 この法律案を提出する理由である。

必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため、

医療法、

介護保険法等の関係法律の

所要

の整

を通じ、